

山口県地域防災計画

新旧対照表

(本編)

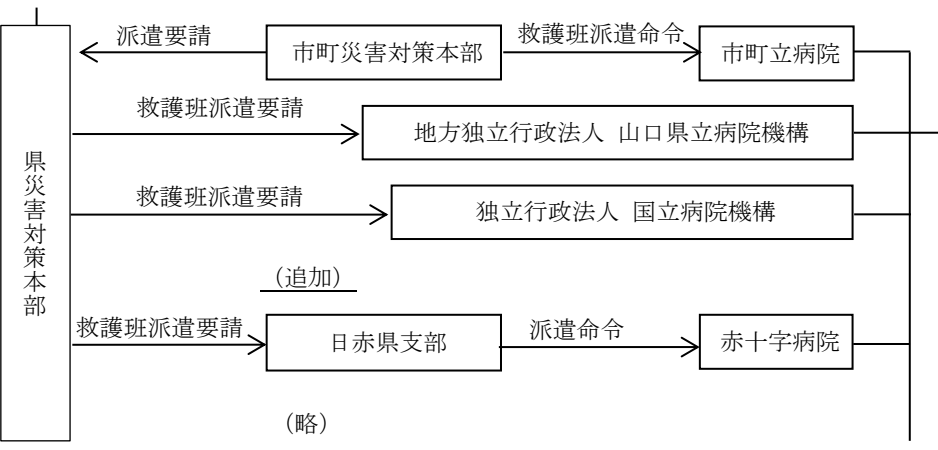
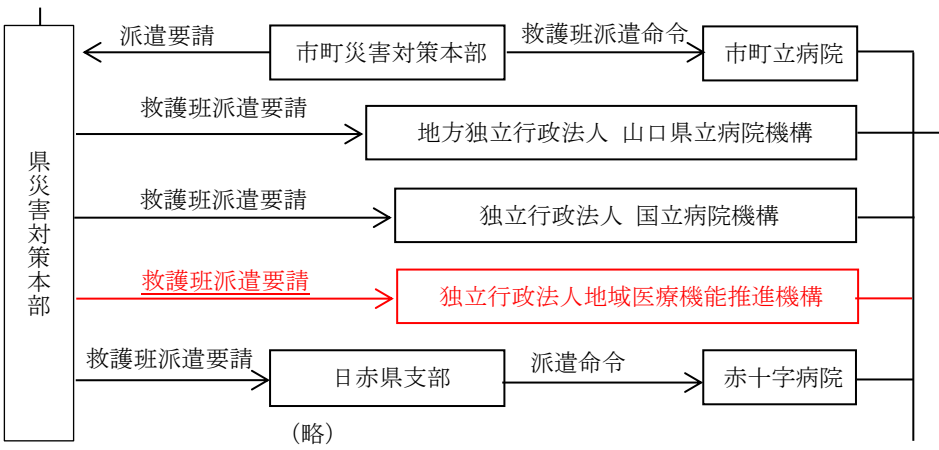
(案)

山口県地域防災計画（本編）新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考																																																												
<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所のとるべき措置</p> <p>3 指定地方行政機関（1-1-7）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th style="width: 80%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国総合通信局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の電気通信の確保のための応急対策及び非常用通信の運用監督に関すること。 2 災害時に備えての電気通信施設（有線施設及び無線施設）整備のための調整並びに電波の監理に関すること。 3 非常通信協議会を通じての地方公共団体及び関係機関に対する非常通信の運用に関する指導及び協議に関すること。 4 通信機器の供給の確保に関すること。 5 災害対策用移動電源車の貸与に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国地方整備局 九州地方整備局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供に関すること。 3 国土交通省所掌事務に係る地方公共団体等への勸告、助言に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(九州地方整備局の一部港湾・海域のみ)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国四国地方 環境事務所</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に関すること。 2 災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指定公共機関（1-1-10）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th style="width: 80%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本貨物鉄道株式会社 (関西支社広島支店)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 列車の運転規制に関すること。 2 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。 3 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 4 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 県土と自然災害</p> <p>第2節 気象と自然災害</p> <p>第3項 大雨（1-2-3）</p>	機関の名称	事務又は業務の大綱	中国管区警察局	(略)	(略)		中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の電気通信の確保のための応急対策及び非常用通信の運用監督に関すること。 2 災害時に備えての電気通信施設（有線施設及び無線施設）整備のための調整並びに電波の監理に関すること。 3 非常通信協議会を通じての地方公共団体及び関係機関に対する非常通信の運用に関する指導及び協議に関すること。 4 通信機器の供給の確保に関すること。 5 災害対策用移動電源車の貸与に関すること。 	(略)		中国地方整備局 九州地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供に関すること。 3 国土交通省所掌事務に係る地方公共団体等への勸告、助言に関すること。 	(九州地方整備局の一部港湾・海域のみ)	(略)	(略)		中国四国地方 環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に関すること。 2 災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。 	(略)		機関の名称	事務又は業務の大綱	(略)		日本貨物鉄道株式会社 (関西支社広島支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 列車の運転規制に関すること。 2 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。 3 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 4 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。 	(略)		<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所のとるべき措置</p> <p>3 指定地方行政機関（1-1-7）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th style="width: 80%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国四国管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国総合通信局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。</u> 2 <u>電波の監理及び電気通信の確保に関すること。</u> 3 <u>災害時における非常用通信の運用監督に関すること。</u> 4 <u>非常通信協議会の指導育成に関すること。</u> 5 <u>災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国地方整備局 九州地方整備局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急応急復旧用資機材、災害対策用機械等の<u>支援</u>に関すること。 3 国土交通省所掌事務に係る地方公共団体等への<u>助言</u>に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(九州地方整備局の一部港湾・海域のみ)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国四国地方 環境事務所</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に関すること。 2 <u>家庭動物の保護等に係る支援に関すること。</u> 3 災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指定公共機関（1-1-10）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th style="width: 80%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本貨物鉄道株式会社 (関西支社広島支店)</td> <td> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>貨物列車の運行状況の広報に関すること。</u> 2 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 3 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>KDDI株式会社</u> <u>(中国総支社)</u></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。</u> 2 <u>災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。</u> 3 <u>被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td><u>ソフトバンク株式会社</u> <u>(中国ネットワーク</u> <u>技術部)</u></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。</u> 2 <u>災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。</u> 3 <u>被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 県土と自然災害</p> <p>第2節 気象と自然災害</p> <p>第3項 大雨（1-2-3）</p>	機関の名称	事務又は業務の大綱	中国四国管区警察局	(略)	(略)		中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。</u> 2 <u>電波の監理及び電気通信の確保に関すること。</u> 3 <u>災害時における非常用通信の運用監督に関すること。</u> 4 <u>非常通信協議会の指導育成に関すること。</u> 5 <u>災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。</u> 	(略)		中国地方整備局 九州地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急応急復旧用資機材、災害対策用機械等の<u>支援</u>に関すること。 3 国土交通省所掌事務に係る地方公共団体等への<u>助言</u>に関すること。 	(九州地方整備局の一部港湾・海域のみ)	(略)	(略)		中国四国地方 環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に関すること。 2 <u>家庭動物の保護等に係る支援に関すること。</u> 3 災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。 	(略)		機関の名称	事務又は業務の大綱	(略)		日本貨物鉄道株式会社 (関西支社広島支店)	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>貨物列車の運行状況の広報に関すること。</u> 2 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 3 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。 	(略)		<u>KDDI株式会社</u> <u>(中国総支社)</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。</u> 2 <u>災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。</u> 3 <u>被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。</u> 	<u>ソフトバンク株式会社</u> <u>(中国ネットワーク</u> <u>技術部)</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。</u> 2 <u>災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。</u> 3 <u>被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。</u> 	<p>機関名変更</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>他計画との表現の整合</p> <p>表現の適正化</p> <p>機関の追記</p>
機関の名称	事務又は業務の大綱																																																													
中国管区警察局	(略)																																																													
(略)																																																														
中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の電気通信の確保のための応急対策及び非常用通信の運用監督に関すること。 2 災害時に備えての電気通信施設（有線施設及び無線施設）整備のための調整並びに電波の監理に関すること。 3 非常通信協議会を通じての地方公共団体及び関係機関に対する非常通信の運用に関する指導及び協議に関すること。 4 通信機器の供給の確保に関すること。 5 災害対策用移動電源車の貸与に関すること。 																																																													
(略)																																																														
中国地方整備局 九州地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供に関すること。 3 国土交通省所掌事務に係る地方公共団体等への勸告、助言に関すること。 																																																													
(九州地方整備局の一部港湾・海域のみ)	(略)																																																													
(略)																																																														
中国四国地方 環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に関すること。 2 災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。 																																																													
(略)																																																														
機関の名称	事務又は業務の大綱																																																													
(略)																																																														
日本貨物鉄道株式会社 (関西支社広島支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 列車の運転規制に関すること。 2 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。 3 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 4 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。 																																																													
(略)																																																														
機関の名称	事務又は業務の大綱																																																													
中国四国管区警察局	(略)																																																													
(略)																																																														
中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。</u> 2 <u>電波の監理及び電気通信の確保に関すること。</u> 3 <u>災害時における非常用通信の運用監督に関すること。</u> 4 <u>非常通信協議会の指導育成に関すること。</u> 5 <u>災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。</u> 																																																													
(略)																																																														
中国地方整備局 九州地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急応急復旧用資機材、災害対策用機械等の<u>支援</u>に関すること。 3 国土交通省所掌事務に係る地方公共団体等への<u>助言</u>に関すること。 																																																													
(九州地方整備局の一部港湾・海域のみ)	(略)																																																													
(略)																																																														
中国四国地方 環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に関すること。 2 <u>家庭動物の保護等に係る支援に関すること。</u> 3 災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。 																																																													
(略)																																																														
機関の名称	事務又は業務の大綱																																																													
(略)																																																														
日本貨物鉄道株式会社 (関西支社広島支店)	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>貨物列車の運行状況の広報に関すること。</u> 2 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 3 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。 																																																													
(略)																																																														
<u>KDDI株式会社</u> <u>(中国総支社)</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。</u> 2 <u>災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。</u> 3 <u>被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。</u> 																																																													
<u>ソフトバンク株式会社</u> <u>(中国ネットワーク</u> <u>技術部)</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。</u> 2 <u>災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。</u> 3 <u>被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。</u> 																																																													

現 行	修 正 案	備 考												
<p>(略)</p> <p>特に近年では、・・・(中略)・・・平成22年7月15日の大雨(下関市豊田で時間雨量72mm、日雨量196mmを記録)、平成25年7月28日の大雨(山口市で時間雨量143mm、日雨量254mm、萩市須佐で時間雨量138.5mm、日雨量301.5mmを記録)と、梅雨前線の影響により、記録的な豪雨が発生している。</p> <h2>第2編 災害予防計画</h2> <h3>第1章 防災思想の普及啓発</h3> <h4>第2節 防災知識の普及啓発</h4> <h5>第1項 県</h5> <p>4 県民に対する普及啓発(2-1-3)</p> <p>(3) 災害時の家庭内の連絡体制の確保</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(4) その他</u></p> <h3>第2章 防災活動の促進</h3> <h4>第2節 自主防災組織の育成</h4> <h5>第3項 自主防災組織</h5> <p>2 災害時の活動(2-2-3)</p> <p>(1) 災害情報の収集及び伝達</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(2) 初期消火等の実施</u></p> <p><u>(3) 救出・救護の実施及び協力</u></p> <p><u>(4) 避難誘導の実施</u></p> <p><u>(5) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力</u></p> <h3>第4章 自然災害に強い県土の形成</h3> <h4>第2節 災害危険区域の設定</h4> <h5>第2項 危険区域の設定(2-4-6)</h5> <table border="1" data-bbox="163 1377 1329 1539"> <tr> <td>宅地造成</td> <td>(1) 工事等の規制の基準</td> </tr> <tr> <td>工事規制</td> <td>ア 2mを超える切土、1mを超える盛土又は切土、盛土をする面積が500㎡を超える土地については、<u>知事(土地の面積が10,000㎡以上)又は市長(下関市及び周南市は全て、岩国市は10,000㎡未満)</u>の許可を要する。</td> </tr> <tr> <td>区域</td> <td></td> </tr> </table> <h3>第5章 災害情報体制の整備</h3> <h4>第1節 災害情報の収集、連絡体制</h4> <h5>第1項 情報通信体制の確保</h5> <p>2 通信網の拡充整備(2-5-2)</p> <p>(1) 県</p> <p>ウ 県庁と出先機関及び防災関係機関との間における通信回線の整備</p> <p>県庁と出先機関の間には<u>多重無線回線で接続されている。今後、IP型データ転送に対応できるよう更なる整備充実を図っていくものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>機動的な情報収集活動に威力を発揮する防災ヘリコプター、画像による情報収集システムとしてのヘリコプターテレビ伝送システム等の導入を図る。</u></p>	宅地造成	(1) 工事等の規制の基準	工事規制	ア 2mを超える切土、1mを超える盛土又は切土、盛土をする面積が500㎡を超える土地については、 <u>知事(土地の面積が10,000㎡以上)又は市長(下関市及び周南市は全て、岩国市は10,000㎡未満)</u> の許可を要する。	区域		<p>(略)</p> <p>特に近年では、・・・(中略)・・・平成22年7月10日から15日にかけての大雨(下関市豊田で時間雨量72mm、日雨量196mmを記録)、平成25年7月28日の大雨(山口市で時間雨量143mm、日雨量254mm、萩市須佐で時間雨量138.5mm、日雨量351mmを記録)、<u>平成30年7月豪雨(総雨量は下松市下松で49.5mm、岩国市玖珂で49.0mm、時間雨量は下松市下松で8.6mm、岩国市玖珂で7.6mm、2.4時間降水量は岩国市岩国で34.3mmを記録)</u>と、梅雨前線の影響により、記録的な豪雨が発生している。</p> <h2>第2編 災害予防計画</h2> <h3>第1章 防災思想の普及啓発</h3> <h4>第2節 防災知識の普及啓発</h4> <h5>第1項 県</h5> <p>4 県民に対する普及啓発(2-1-3)</p> <p>(3) 災害時の家庭内の連絡体制の確保</p> <p><u>(4) 災害時の地域内の避難体制の確保</u></p> <p><u>(5) その他</u></p> <h3>第2章 防災活動の促進</h3> <h4>第2節 自主防災組織の育成</h4> <h5>第3項 自主防災組織</h5> <p>2 災害時の活動(2-2-3)</p> <p>(1) 災害情報の収集及び伝達</p> <p><u>(2) 率先避難や避難の呼びかけの実施</u></p> <p><u>(3) 初期消火等の実施</u></p> <p><u>(4) 救出・救護の実施及び協力</u></p> <p><u>(5) 避難誘導の実施</u></p> <p><u>(6) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力</u></p> <h3>第4章 自然災害に強い県土の形成</h3> <h4>第2節 災害危険区域の設定</h4> <h5>第2項 危険区域の設定(2-4-6)</h5> <table border="1" data-bbox="1427 1377 2576 1539"> <tr> <td>宅地造成</td> <td>(1) 工事等の規制の基準</td> </tr> <tr> <td>工事規制</td> <td>ア 2mを超える切土、1mを超える盛土又は切土、盛土をする面積が500㎡を超える土地については、<u>市長(下関市、周南市及び岩国市)</u>の許可を要する。</td> </tr> <tr> <td>区域</td> <td></td> </tr> </table> <h3>第5章 災害情報体制の整備</h3> <h4>第1節 災害情報の収集、連絡体制</h4> <h5>第1項 情報通信体制の確保</h5> <p>2 通信網の拡充整備(2-5-2)</p> <p>(1) 県</p> <p>ウ 県庁と出先機関及び防災関係機関との間における通信回線の整備</p> <p>県庁と出先機関の間は<u>IP型データ転送に対応した多重無線回線を整備している。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>機動的な情報収集活動に威力を発揮する防災ヘリコプター、画像による情報収集システムとしてのヘリコプターテレビ伝送システム等を整備している。</u></p>	宅地造成	(1) 工事等の規制の基準	工事規制	ア 2mを超える切土、1mを超える盛土又は切土、盛土をする面積が500㎡を超える土地については、 <u>市長(下関市、周南市及び岩国市)</u> の許可を要する。	区域		<p>表現の適正化</p> <p>誤記修正</p> <p>平成30年7月豪雨の大雨を追記</p> <p>避難行動促進に向けた取組を追記</p> <p>避難行動促進に向けた取組を追記</p> <p>権限移譲に伴う修正</p> <p>整備完了</p> <p>システム運用開始</p>
宅地造成	(1) 工事等の規制の基準													
工事規制	ア 2mを超える切土、1mを超える盛土又は切土、盛土をする面積が500㎡を超える土地については、 <u>知事(土地の面積が10,000㎡以上)又は市長(下関市及び周南市は全て、岩国市は10,000㎡未満)</u> の許可を要する。													
区域														
宅地造成	(1) 工事等の規制の基準													
工事規制	ア 2mを超える切土、1mを超える盛土又は切土、盛土をする面積が500㎡を超える土地については、 <u>市長(下関市、周南市及び岩国市)</u> の許可を要する。													
区域														

現 行	修 正 案	備 考
<p>第6章 災害応急体制の整備</p> <p>第1節 職員の体制（2-6-4）</p> <p>第1項 県</p> <p>6 業務継続計画（BCP）の策定等</p> <p>県は、大規模災害が発生し、県庁が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、市町においても市町自体が被災した場合に備えて業務継続計画（BCP）の作成をするよう助言する。</p> <p>第2項 市町</p> <p>市町においては、災害発生時の対応を迅速・的確に実施するため、防災担当部局への専任職員の配置や増員、消防本部との人事交流等による連携など、組織の防災対応力の強化に努める。</p> <p>また、大規模災害が発生し、本庁舎が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画の作成に努めるものとする。</p> <p>第3項 防災関係機関</p> <p>防災関係機関においても、災害の発生に備え、県、市町と同様に非常事態に即応できる体制の整備を図るため、業務継続計画の作成に努めるものとする。</p> <p>第7章 避難予防対策</p> <p>第1節 市町の避難計画</p> <p>第1項 避難の勧告、指示、避難準備情報の基準（2-7-2）</p> <p>市町は、避難勧告等の発令伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告を発令すべきか等の判断基準について取りまとめたマニュアル等を整備しておく必要がある。</p> <p>なお、判断基準の策定については、雨量、<u>水位</u>、土砂災害警戒情報の発表などの具体的な基準を定めておく。</p> <p>第13項 被災者支援（2-7-6）</p> <p>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他団体等との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、平時から罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>第6章 災害応急体制の整備</p> <p>第1節 職員の体制（2-6-4）</p> <p>第1項 県</p> <p>6 業務継続計画（BCP）の策定等</p> <p>県は、大規模災害が発生し、県庁が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画（BCP）<u>や受援計画、応援計画を策定する。また、市町に業務継続計画（BCP）や受援計画、応援計画を作成するよう</u>助言する。</p> <p>第2項 市町</p> <p>市町においては、災害発生時の対応を迅速・的確に実施するため、防災担当部局への専任職員の配置や増員、消防本部との人事交流等による連携など、組織の防災対応力の強化に努める。</p> <p>大規模災害が発生し、本庁舎が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画<u>や受援計画、応援計画</u>の作成に努めるものとする。</p> <p>第3項 防災関係機関</p> <p>防災関係機関においても、災害の発生に備え、県、市町と同様に非常事態に即応できる体制の整備を図るため、業務継続計画<u>や受援計画、応援計画</u>の作成に努めるものとする。</p> <p>第7章 避難予防対策</p> <p>第1節 市町の避難計画</p> <p>第1項 避難の勧告、指示、避難準備情報の基準（2-7-2）</p> <p>市町は、避難勧告等の発令伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告を発令すべきか等の判断基準について取りまとめたマニュアル等を「<u>避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）</u>」等を参考に整備しておく必要がある。</p> <p>なお、判断基準の策定については、雨量、<u>水位の予測値または実況値</u>、土砂災害警戒情報の発表などの具体的な基準を定めておく。</p> <p>第13項 被災者支援（2-7-6）</p> <p>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、<u>被災者生活再建支援システム操作の習熟を含めた</u>住家被害の調査の担当者の育成、他団体等との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、平時から罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）の活用を追記</p> <p>被災者生活再建支援システム導入に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第8章 救助・救急、医療活動</p> <p>第2節 医療活動</p> <p>第1項 医療救護活動体制の確立</p> <p>[医療救護活動体系図] (2-8-3)</p>  <p>1 県 (2-8-4)</p> <p>(10) 災害時に被災地の医療ニーズの把握及び医療チームの派遣調整等を行うため、全県及び2次医療圏単位で災害医療コーディネーターを配置する。また、コーディネーターの養成や関係機関・関係団体との連携強化を推進する。</p> <p>第12章 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第4節 ボランティア支援体制の整備・強化</p> <p>第1項 平常時における支援体制の整備 (2-12-3)</p> <p>県及び市町は、災害時におけるボランティア支援体制の強化を図るため、その支援に努める。</p> <p>第13章 施設、設備等の応急復旧体制</p> <p>第2節 ライフライン施設の応急復旧体制</p> <p>第6項 通信事業者 (2-13-3)</p> <p>通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱のおそれをきたすなどその影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。</p> <p>また、他部署からの応援、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。</p> <p>(追加)</p> <p>第16章 交通災害予防対策</p> <p>第2節 航空災害予防計画</p> <p>第1項 航空災害予防対策 (2-16-6)</p> <p>【国 (福岡航空測候所岩国空港気象連絡室、福岡航空測候所山口宇部航空気象観測所、大阪航空局岩国空港事務所、山口宇部空港出張所)・県 (港湾課、防災危機管理課、消防保安課)・市町 (消防機関)・航空運送事業者】</p> <p>1 航空交通の安全のための情報の充実</p> <p>(1) 福岡航空測候所岩国空港気象連絡室及び福岡航空測候所山口宇部航空気象観測所は、航空交通の安全確保及び飛行場における災害防止のため、(略)</p>	<p>第8章 救助・救急、医療活動</p> <p>第2節 医療活動</p> <p>第1項 医療救護活動体制の確立</p> <p>[医療救護活動体系図] (2-8-3)</p>  <p>1 県 (2-8-4)</p> <p>(10) 災害時に被災地の医療ニーズの把握及び医療チームの派遣調整等を行うため、全県及び2次医療圏単位で災害医療コーディネーターを配置する。また、コーディネーターの養成等を行うとともに、関係機関・関係団体との連携強化を推進する。</p> <p>第12章 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第4節 ボランティア支援体制の整備・強化</p> <p>第1項 平常時における支援体制の整備 (2-12-3)</p> <p>県及び市町は、<u>社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、支援体制の整備に努める。</u></p> <p>第13章 施設、設備等の応急復旧体制</p> <p>第2節 ライフライン施設の応急復旧体制</p> <p>第6項 通信事業者 (2-13-3)</p> <p>1 通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱のおそれをきたすなどその影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。</p> <p>また、他部署からの応援、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。</p> <p>2 <u>通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国〔中国総合通信局〕を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。</u></p> <p>第16章 交通災害予防対策</p> <p>第2節 航空災害予防計画</p> <p>第1項 航空災害予防対策 (2-16-6)</p> <p>【国 (福岡航空地方気象台岩国空港気象連絡室、(削除)山口宇部航空気象観測所、大阪航空局岩国空港事務所、山口宇部空港出張所)・県 (港湾課、防災危機管理課、消防保安課)・市町 (消防機関)・航空運送事業者】</p> <p>1 航空交通の安全のための情報の充実</p> <p>(1) <u>福岡航空地方気象台は、岩国空港及び山口宇部空港において、</u>航空交通の安全確保及び飛行場における災害防止のため、(略)</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正及び番号の追加</p> <p>機関名変更</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第3節 陸上交通災害予防計画</p> <p>第1項 道路（2-16-9）</p> <p>【県（道路整備課、道路建設課、都市計画課）・国（気象台、地方整備局、労働局）・警察・市町・<u>西日本高速道路</u>】</p> <p>1 現況</p> <p>本県における現在の道路体系は、高速自動車国道の<u>中国自動車道、関門自動車道</u>及び17本の一般国道を軸として、これに県道、市町道が連携し、実延長<u>16,658.3</u>kmにおよぶ道路網を形成している。</p> <p>その道路種別内訳は、高速自動車国道257.0km、国道<u>1,112.0</u>km、県道<u>2,794.6</u>km、市町道<u>12,494.7</u>kmとなっている。このうち、国道・県道の改良率では全国平均<u>76.9</u>%、山口県<u>64.8</u>%となっている（道路統計年報2017より）。</p> <p>第2項 鉄道（2-16-10）</p> <p>1 現況</p> <p>県内にある鉄道は、山陽・山陰の両本線と、これを結ぶ山口線、美祢線など6支線で延長約552kmと昭和50年3月に開業した山陽新幹線が約153kmとなっている。</p> <p><u>新幹線の開業により、都市間旅客輸送において時間距離の短縮と大量輸送が図られ、地域社会に活気を与え、変革をもたらしている。</u></p> <p><u>一方在来線については、新幹線を補完するための快速列車増発や、通勤通学列車の増発を行うとともに貨物列車のスピードアップと貨物駅の整備を進めるなど、旅客、貨物の輸送改善に努めている。</u></p> <p><u>また無煙化は昭和49年12月山陰本線のディーゼル化で終り、運転保安度向上設備のCTC方式も既に山陽本線、山陰本線、美祢線、山口線、岩徳線、宇部線及び小野田線で実施しており、近代的鉄道への施策を着実に進めている。</u></p> <p><u>2 見とおし</u></p> <p><u>旅客、貨物の鉄道輸送シェアがモータリゼーションの進展とともに道路輸送に移行しつつあるものの鉄道の重要性は高く、大量高速輸送機関としての特性を生かしつつ、都市間旅客輸送や、通勤通学輸送あるいは中長距離大量貨物輸送等の分野で大きな役割を果たすことになる。</u></p> <p><u>そして今後は新幹線を軸として、在来線との有機的な結合をより一層強固にし、地域社会の発展に貢献することになる。</u></p> <p><u>3 対策</u> (略)</p> <p>第17章 産業災害予防対策</p> <p>第2節 危険物等災害予防計画</p> <p>第4項 高压ガス等の災害予防対策</p> <p>3 災害予防対策</p> <p>(3) 指導対策（2-17-11）</p> <p>ア 危害予防規程の制定（法第26条）</p> <p>(ア) 規程の届出—第1種製造者（法第5条第1項の許可を受けたもの）は、危害予防規程を制定し、県知事に<u>届ける</u>ものである。これを変更したときも同様である。</p> <p>第5項 ガス工作物、ガス用品の災害予防対策</p> <p>2 ガス用品の災害予防対策（ガス事業法）（2-17-12）</p> <p>(1) 経済産業大臣（又は経済産業局長）の行う予防対策（ガス事業法140条、148条、157条、170条、171条、<u>171条</u>、<u>172条</u>、173条）</p> <p>第6項 電気工作物、電気用品の災害予防対策</p> <p>(5) 雪害対策（2-17-14）</p> <p>ア 送電設備</p>	<p>第3節 陸上交通災害予防計画</p> <p>第1項 道路（2-16-9）</p> <p>【県（道路整備課、道路建設課、都市計画課）・国（気象台、地方整備局、労働局）・警察・市町・<u>西日本高速道路(株)</u>】</p> <p>1 現況</p> <p>本県における現在の道路体系は、高速自動車国道の<u>中国自動車道、山陽自動車道、関門自動車道</u>及び17本の一般国道を軸として、これに県道、市町道が連携し、実延長<u>16,687.1</u>kmにおよぶ道路網を形成している。</p> <p>その道路種別内訳は、高速自動車国道257.0km、国道<u>1,113.3</u>km、県道<u>2,793.3</u>km、市町道<u>12,523.6</u>kmとなっている。このうち、国道・県道の改良率では全国平均<u>77.1</u>%、山口県<u>65.0</u>%となっている（道路統計年報2018より）。</p> <p>第2項 鉄道（2-16-10）</p> <p>1 現況</p> <p>県内にある鉄道は、山陽・山陰の両本線と、これを結ぶ山口線、美祢線など6支線で延長約552kmと昭和50年3月に開業した山陽新幹線が約153kmとなっている。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>2 対策</u> (略)</p> <p>第17章 産業災害予防対策</p> <p>第2節 危険物等災害予防計画</p> <p>第4項 高压ガス等の災害予防対策</p> <p>3 災害予防対策</p> <p>(3) 指導対策（2-17-11）</p> <p>ア 危害予防規程の制定（法第26条）</p> <p>(ア) 規程の届出—第1種製造者（法第5条第1項の許可を受けたもの）は、危害予防規程を制定し、県知事に<u>届け出る</u>ものである。これを変更したときも同様である。</p> <p>第5項 ガス工作物、ガス用品の災害予防対策</p> <p>2 ガス用品の災害予防対策（ガス事業法）（2-17-12）</p> <p>(1) 経済産業大臣（又は経済産業局長）の行う予防対策（ガス事業法140条、148条、157条、170条、171条、<u>(削除)</u>172条、173条）</p> <p>第6項 電気工作物、電気用品の災害予防対策</p> <p>(5) 雪害対策（2-17-14）</p> <p>ア 送電設備</p>	<p>表現の適正化</p> <p>時点修正</p> <p>現状に合わせた見直し</p> <p>表現の適正化</p> <p>誤記修正</p>

現 行	修 正 案	備 考																																																						
<p>鉄塔にはオフセットを採用し、必要によりがいし装置を耐張吊型にするとともに、難着雪リングを取付ける。また、新設・<u>建替鉄塔着雪</u>に対する設備の強化対策を行う。</p> <p>第7項 放射性物質の災害予防対策</p> <p>1 放射性同位元素（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、電離放射線障害防止規則）</p> <p>(1) 放射線障害予防規程の設定（同法第21条）（2-17-15）</p> <p>ア 届け出—販売業者等は、予防規定を作成し、<u>文部科学大臣</u>に届出を要する。</p> <p>（略）</p> <p>ウ 規定の変更—<u>文部科学大臣</u>は、放射線障害の発生を防止するために、必要があると認めるときは、使用者等に規定の変更を命ずることができる。</p>	<p>鉄塔にはオフセットを採用し、必要によりがいし装置を耐張吊型にするとともに、難着雪リングを取付ける。また、新設・<u>建替鉄塔は着雪</u>に対する設備の強化対策を行う。</p> <p>第7項 放射性物質の災害予防対策</p> <p>1 放射性同位元素（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、電離放射線障害防止規則）</p> <p>(1) 放射線障害予防規程の設定（同法第21条）（2-17-15）</p> <p>ア 届け出—販売業者等は、予防規定を作成し、<u>原子力規制委員会</u>に届出を要する。</p> <p>（略）</p> <p>ウ 規定の変更—<u>原子力規制委員会</u>は、放射線障害の発生を防止するために、必要があると認めるときは、使用者等に規定の変更を命ずることができる。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>届出先機関の変更</p>																																																						
<h3>第3編 災害応急対策計画</h3> <p>第1章 応急活動計画</p> <p>第1節 県の活動体制</p> <p>第1項 災害対策本部の設置</p> <p>2 県本部の組織（3-1-3）</p> <table border="1" data-bbox="231 821 605 982"> <tr> <td rowspan="4">本 部 員</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td><u>危機管理監</u></td> </tr> <tr> <td>総合企画部長</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>第4項 班の編成及び所掌事務（3-1-11）</p> <table border="1" data-bbox="142 1062 1332 1591"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担 当 課</th> <th>部 の 所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総合企画部</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>協力班</td> <td><u>山口ゆめ花博推進室</u> 統計分析課 中山間地域づくり推進課 市町課</td> <td>12 当該課（室）の災害対策関連事務の処理。 13 部内の各班、他部の応援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">観光スポーツ 文化対策部</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>協力班</td> <td><u>観光プロジェクト推進室</u> インバウンド推進室 スポーツ推進課 文化振興課 県史編さん室</td> <td>9 当該課（室）の災害対策関連事務の処理。 10 部内の各班、他部の応援に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	本 部 員	総務部長	<u>危機管理監</u>	総合企画部長	（略）	部	班	担 当 課	部 の 所 掌 事 務	総合企画部	（略）	（略）	（略）	協力班	<u>山口ゆめ花博推進室</u> 統計分析課 中山間地域づくり推進課 市町課	12 当該課（室）の災害対策関連事務の処理。 13 部内の各班、他部の応援に関すること。	（略）				観光スポーツ 文化対策部	（略）	（略）	（略）	協力班	<u>観光プロジェクト推進室</u> インバウンド推進室 スポーツ推進課 文化振興課 県史編さん室	9 当該課（室）の災害対策関連事務の処理。 10 部内の各班、他部の応援に関すること。	<h3>第3編 災害応急対策計画</h3> <p>第1章 応急活動計画</p> <p>第1節 県の活動体制</p> <p>第1項 災害対策本部の設置</p> <p>2 県本部の組織（3-1-3）</p> <table border="1" data-bbox="1495 821 1857 982"> <tr> <td rowspan="4">本 部 員</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td><u>総務部理事（危機管理担当）</u></td> </tr> <tr> <td>総合企画部長</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>第4項 班の編成及び所掌事務（3-1-11）</p> <table border="1" data-bbox="1406 1062 2585 1591"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担 当 課</th> <th>部 の 所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総合企画部</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>協力班</td> <td><u>（削除）</u> 統計分析課 中山間地域づくり推進課 市町課</td> <td>12 当該課の災害対策関連事務の処理。 13 部内の各班、他部の応援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">観光スポーツ 文化対策部</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>協力班</td> <td><u>観光プロモーション推進室</u> インバウンド推進室 スポーツ推進課 文化振興課 県史編さん室</td> <td>9 当該課（室）の災害対策関連事務の処理。 10 部内の各班、他部の応援に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	本 部 員	総務部長	<u>総務部理事（危機管理担当）</u>	総合企画部長	（略）	部	班	担 当 課	部 の 所 掌 事 務	総合企画部	（略）	（略）	（略）	協力班	<u>（削除）</u> 統計分析課 中山間地域づくり推進課 市町課	12 当該課の災害対策関連事務の処理。 13 部内の各班、他部の応援に関すること。	（略）				観光スポーツ 文化対策部	（略）	（略）	（略）	協力班	<u>観光プロモーション推進室</u> インバウンド推進室 スポーツ推進課 文化振興課 県史編さん室	9 当該課（室）の災害対策関連事務の処理。 10 部内の各班、他部の応援に関すること。	<p>組織改正</p> <p>組織改正</p>
本 部 員		総務部長																																																						
		<u>危機管理監</u>																																																						
		総合企画部長																																																						
	（略）																																																							
部	班	担 当 課	部 の 所 掌 事 務																																																					
総合企画部	（略）	（略）	（略）																																																					
	協力班	<u>山口ゆめ花博推進室</u> 統計分析課 中山間地域づくり推進課 市町課	12 当該課（室）の災害対策関連事務の処理。 13 部内の各班、他部の応援に関すること。																																																					
（略）																																																								
観光スポーツ 文化対策部	（略）	（略）	（略）																																																					
	協力班	<u>観光プロジェクト推進室</u> インバウンド推進室 スポーツ推進課 文化振興課 県史編さん室	9 当該課（室）の災害対策関連事務の処理。 10 部内の各班、他部の応援に関すること。																																																					
本 部 員	総務部長																																																							
	<u>総務部理事（危機管理担当）</u>																																																							
	総合企画部長																																																							
	（略）																																																							
部	班	担 当 課	部 の 所 掌 事 務																																																					
総合企画部	（略）	（略）	（略）																																																					
	協力班	<u>（削除）</u> 統計分析課 中山間地域づくり推進課 市町課	12 当該課の災害対策関連事務の処理。 13 部内の各班、他部の応援に関すること。																																																					
（略）																																																								
観光スポーツ 文化対策部	（略）	（略）	（略）																																																					
	協力班	<u>観光プロモーション推進室</u> インバウンド推進室 スポーツ推進課 文化振興課 県史編さん室	9 当該課（室）の災害対策関連事務の処理。 10 部内の各班、他部の応援に関すること。																																																					
<p>第2章 災害情報の収集・伝達計画</p> <p>第1節 災害情報計画</p> <p>第1項 気象警報・注意報等（3-2-3）</p> <p>気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="160 1791 1332 1990"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>洪水警報</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>大雨、長雨、融雪</u>などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	（略）		警報	洪水警報		<u>大雨、長雨、融雪</u> などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。	<p>第2章 災害情報の収集・伝達計画</p> <p>第1節 災害情報計画</p> <p>第1項 気象警報・注意報等（3-2-3）</p> <p>気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="1427 1791 2585 1990"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>洪水警報</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>河川の上流部での降雨や融雪</u>等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	（略）		警報	洪水警報		<u>河川の上流部での降雨や融雪</u> 等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。	<p>表現の適正化</p>																																						
種 類	概 要																																																							
（略）																																																								
警報	洪水警報																																																							
	<u>大雨、長雨、融雪</u> などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。																																																							
種 類	概 要																																																							
（略）																																																								
警報	洪水警報																																																							
	<u>河川の上流部での降雨や融雪</u> 等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。																																																							

現 行				修 正 案				備 考
(略)				(略)				
注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		注意報	洪水注意報	河川の上流部での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		
(略)				(略)				
竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、西部・北部・中部・東部の地域単位で発表される。 この情報の有効期間は、発表から約1時間である。竜巻の目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表される。		竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、西部・北部・中部・東部の地域単位で発表される。 <u>なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</u>		
特別警報発表基準 (表省略)				特別警報発表基準 (表省略)				
(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。				(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断される。				表現の適正化
警報・注意報発表基準一覧表 (表省略)		平成 29 年 7 月 7 日現在		警報・注意報発表基準一覧表 (表省略)		令和元年 5 月 29 日現在		時点の修正
別表 1 大雨警報基準		平成 29 年 7 月 7 日現在		別表 1 大雨警報基準		令和元年 5 月 29 日現在		基準値の変更
市町村等をまとめた地域	市町	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	市町村等をまとめた地域	市町	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
下関	下関市	27	106	下関	下関市	27	122	
宇部・山陽小野田	宇部市	27	132	宇部・山陽小野田	宇部市	27	131	
	山陽小野田市	28	131		山陽小野田市	28	130	
山口・防府	山口市	28	112	山口・防府	山口市	27	133	
	防府市	28	102		防府市	28	130	
周南・下松	周南市	28	104	周南・下松	下松市	24	131	
	下松市	24	104		周南市	28	134	
岩国	岩国市	20	116	岩国	岩国市	20	129	
	和木町	25	125		和木町	25	142	
柳井・光	光市	23	118	柳井・光	光市	23	131	
	柳井市	26	108		柳井市	26	126	
	周防大島町	20	105		周防大島町	20	130	
	上関町	21	114		上関町	21	121	
	田布施町	22	118		田布施町	22	131	
萩・美祢	平生町	21	116	萩・美祢	平生町	21	131	
	萩市	25	117		萩市	25	122	
	美祢市	24	120		美祢市	24	133	
長門	阿武町	24	120	長門	阿武町	24	124	
	長門市	25	116		長門市	25	125	
※土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌に貯まっている雨水の量を示す指標です。 (略)				※土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌に貯まっている雨水の量を示す指数です。 (略)				誤記修正
※表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に貯まっている量を示す指標です。(略)				※表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に貯まっている量を示す指数です。(略)				

現 行					修 正 案					備 考
別表2 洪水警報基準 平成29年7月7日現在					別表2 洪水警報基準 平成30年5月30日現在					基準値の変更
市町村等をまとめた地域	市町	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準	市町村等をまとめた地域	市町	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準	
下関	下関市	木屋川流域=36.5, 田部川流域=11.4, 歌野川流域=8, 日野川流域=13.4, 稲見川流域=5, 貴飯川流域=6, 久野川流域=5.3, 神田川流域=9.6, 綾羅木川流域=16.6, 川棚川流域=13.7, 栗野川流域=26.7, 李路子川流域=8.9, 一ノ俣川流域=7.1	木屋川流域=(7, 32.8), 歌野川流域=(7, 7.2), 日野川流域=(7, 12), 稲見川流域=(7, 4.5), 栗野川流域=(7, 24), 李路子川流域=(7, 8), 一ノ俣川流域=(7, 6.3)	—	下関	下関市	木屋川流域=36.5, 田部川流域=11.4, 貴飯川流域=6, 久野川流域=5.3, 歌野川流域=8, 日野川流域=13.4, 稲見川流域=5, 神田川流域=9.6, 武久川流域=5.7, 綾羅木川流域=16.6, 友田川流域=8.5, 黒井川流域=9.2, 川棚川流域=13.7, 栗野川流域=26.7, 滑川流域=6.2, 大田川流域=9.2, 李路子川流域=8.9, 一ノ俣川流域=7.1	木屋川流域=(7, 32.8), 歌野川流域=(7, 7.2), 日野川流域=(7, 12), 稲見川流域=(7, 4.5), 栗野川流域=(7, 24), 李路子川流域=(7, 8), 一ノ俣川流域=(7, 6.3)	—	
		梅田川流域=7.6, 善和川流域=7.8, 甲山川流域=9.7, 雑佐川流域=8.8, 大田川流域=21.6, 沢波川流域=6.2, 真縮川流域=7.4, 有帆川流域=16.9	梅田川流域=(8, 6.8), 雑佐川流域=(8, 7.9), 大田川流域=(14, 19.4), 沢波川流域=(16, 5.5), 真縮川流域=(8, 6.6)	厚東川水系厚東川〔持世寺〕			宇部・山陽小野田	宇部市	梅田川流域=7.6, 善和川流域=7.8, 甲山川流域=9.7, 雑佐川流域=8.8, 大田川流域=21.6, 沢波川流域=6.2, 真縮川流域=7.4, 有帆川流域=16.9	梅田川流域=(8, 6.8), 雑佐川流域=(8, 7.9), 大田川流域=(14, 19.4), 沢波川流域=(16, 5.5), 真縮川流域=(8, 6.6)
宇部・山陽小野田	山陽小野田市	厚狭川流域=32.5, 有帆川流域=15.3, 前場川流域=8.9	厚狭川流域=(8, 29.2), 有帆川流域=(14, 13.7)	—	宇部・山陽小野田	山陽小野田市	前場川流域=8.9, 厚狭川流域=32.5, 有帆川流域=15.3	厚狭川流域=(8, 29.2), 有帆川流域=(14, 13.7)	—	
	山口・防府	山口市	島地川流域=22, 三谷川流域=12.3, 阿武川流域=19, 蔵目喜川流域=21.5, 生雲川流域=16.1, 九田川流域=14.8, 吉敷川流域=8.8, 一の坂川流域=6.6, 問田川流域=15, 南若川流域=6.6	阿武川流域=(8, 17.1), 吉敷川流域=(8, 7.9), 問田川流域=(8, 13.5), 南若川流域=(8, 6.2), 榎野川流域=(8, 22.6)		佐波川〔漆尾・堀〕, 榎野川水系榎野川〔朝田・鰐石〕, 榎野川水系仁保川〔御堀橋〕	山口・防府	山口市	阿武川流域=19, 南若川流域=6.6, 沖田川流域=14.6, 生雲川流域=16.1, 蔵目喜川流域=21.5, 篠目川流域=6.3, 坂本川流域=7.7, 問田川流域=15, 九田川流域=14.8, 吉敷川流域=8.8, 一の坂川流域=6.6, 四十八瀬川流域=10.3, 今津川流域=5.7, 井関川流域=10.2, 島地川流域=22, 矢井川流域=5.3, 三谷川流域=12.3, 滑川流域=9.7	阿武川流域=(8, 17.1), 南若川流域=(8, 6.2), 九田川流域=(8, 13.5), 吉敷川流域=(8, 7.9), 榎野川流域=(8, 22.6)
防府市		横曾根川流域=8.4, 剣川流域=6.6, 久兼川流域=7.1	剣川流域=(8, 5.9)	佐波川〔新橋・漆尾〕	防府市	横曾根川流域=8.4, 剣川流域=6.6, 久兼川流域=7.1, 馬刀川流域=6.3, 柳川流域=9.1		剣川流域=(8, 5.9), 馬刀川流域=(8, 6.3)	佐波川〔新橋・漆尾〕	
周南・下松	周南市	島地川流域=19.9, 錦川流域=33, 須々万川流域=24, 渋川流域=16.4, 富田川流域=20.5, 夜市川流域=13.6	錦川流域=(14, 18.9), 夜市川流域=(8, 12.2), 島田川流域=(8, 27.8)	島田川水系島田川〔島田〕	周南・下松	下松市	末武川流域=18.5, 平田川流域=9.5, 切戸川流域=13.7	切戸川流域=(8, 13.6)	二	
	下松市	切戸川流域=13.7, 平田川流域=9.5, 末武川流域=18.5	切戸川流域=(8, 13.6)	二		周南市	夜市川流域=13.6, 島地川流域=19.9, 富田川流域=20.5, 西光寺川流域=6.3, 錦川流域=33, 須々万川流域=6.2, 渋川流域=16.4, 笠野川流域=6.6, 中村川流域=6, 石光川流域=7.1	夜市川流域=(8, 12.2), 錦川流域=(14, 18.9), 島田川流域=(8, 27.8)	島田川水系島田川〔島田〕	
岩国	岩国市	御庄川流域=17.2, 保木川流域=12.4, 根笠川流域=24, 野谷川流域=8.8, 本郷川流域=17.9, 生見川流域=13.6, 宇佐川流域=26, 島田川流域=29.1, 東川流域=17, 由宇川流域=18	御庄川流域=(9, 16.9), 保木川流域=(9, 11.1), 宇佐川流域=(9, 23.4), 島田川流域=(9, 26.1), 錦川流域=(9, 52.3), 門前川流域=(9, 7.3)	小瀬川〔小川津・両国橋〕, 錦川水系錦川下流部〔臥竜橋〕, 錦川水系錦川中流部〔南桑〕	岩国	岩国市	生見川流域=13.6, 本郷川流域=17.9, 宇佐川流域=26, 木谷川流域=16.7, 野谷川流域=8.8, 根笠川流域=24, 保木川流域=12.4, 御庄川流域=17.2, 由宇川流域=18, 島田川流域=29.1, 中山川流域=9.1, 東川流域=17, 笹見川流域=7.1, 長野川流域=5.6	宇佐川流域=(9, 23.4), 保木川流域=(9, 11.1), 御庄川流域=(9, 16.9), 錦川流域=(9, 52.3), 門前川流域=(9, 7.3), 島田川流域=(9, 26.1)	小瀬川〔小川津・両国橋〕, 錦川水系錦川下流部〔臥竜橋〕, 錦川水系錦川中流部〔南桑〕	
	和木町	—	—	小瀬川〔小川津・両国橋〕		和木町	—	—	小瀬川〔小川津・両国橋〕	
柳井・光	光市	東荷川流域=6, 田布施川流域=8.1	島田川流域=(8, 31.6)	島田川水系島田川〔島田〕	柳井・光	光市	東荷川流域=6, 田布施川流域=8.1	島田川流域=(8, 31.6)	島田川水系島田川〔島田〕	
	柳井市	由宇川流域=6, 柳井川流域=11.2, 土穂石川流域=9.2	—	—		柳井市	由宇川流域= 10.1, 柳井川流域=11.2, 土穂石川流域=9.2	—	—	
	周防大島町	屋代川流域=10.4	—	—		周防大島町	屋代川流域=10.4, 宮崎川流域=4.9, 三蒲川流域=6.1	三蒲川流域=(5, 5.3)	—	
	上関町	—	—	—		上関町	—	—	—	
	田布施町 平生町	田布施川流域=15.2, 灸川流域=8.1 大内川流域=5.7	— —	— —		田布施町 平生町	田布施川流域=15.2, 灸川流域=8.1 大内川流域=5.7	— —	— —	
萩・美祢	萩市	大井川流域=23.5, 阿武川流域=52.3, 玉江川流域=8.2, 明木川流域=18.9, 佐々並川流域=19.2, 蔵目喜川流域=16.6, 田万川流域=25, 江津川流域=8.3, 須佐川流域=7	玉江川流域=(7, 7.3), 蔵目喜川流域=(7, 13.2), 田万川流域=(9, 16.8)	—	萩・美祢	萩市	橋本川流域=52.2, 玉江川流域=8.2, 阿武川流域=52.3, 明木川流域=18.9, 惣田川流域=10.3, 佐々並川流域=19.2, 日南瀬川流域=9.7, 野戸呂川流域=6.6, 蔵目喜川流域=16.6, 立野川流域=8.4, 庄屋川流域=6.9, 大井川流域=23.5, 福井川流域=5.3, 須佐川流域=7, 江津川流域=8.3, 田万川流域=25, 鈴野川流域=8.2, 原中川流域=10.6	玉江川流域=(7, 7.3), 蔵目喜川流域=(7, 13.2), 田万川流域=(9, 16.8), 原中川流域=(8, 8.1)	—	
	美祢市	厚東川流域=25.1, 大田川=19.2, 長田川流域=14.3, 湯の上川流域=5, 厚狭川流域=25.3, 麦川川流域=6.4, 伊佐川流域=11.8, 日野川流域=6.2, 三隅川流域=4.9	厚狭川流域=(6, 22.7), 麦川川流域=(14, 5.7)	—		美祢市	大田川流域=19.2, 長田川流域=14.3, 湯の上川流域=5, 厚東川流域=25.1, 青景川流域=12.6, 河原上川流域=7.5, 本郷川流域=6.6, 麦川川流域=6.4, 厚狭川流域=25.3, 原川流域=11.3, 伊佐川流域=11.8, 日野川流域=6.2, 三隅川流域=4.9	厚狭川流域=(6, 22.7), 麦川川流域=(14, 5.7), 原川流域=(6, 10.2)	—	
	阿武町	大井川流域=15.5, 郷川流域=11.4	—	—		阿武町	大井川流域=15.5, 郷川流域=11.4	—	—	
長門	長門市	木屋川流域=7.9, 泉川流域=7.3, 掛瀬川流域=12.4, 深川川流域=19.8, 三隅川流域=14.7, 大坊川流域=10.6	掛瀬川流域=(8, 11.2)	—	長門	長門市	木屋川流域=7.9, 泉川流域=7.3, 掛瀬川流域=12.4, 深川川流域=19.8, 三隅川流域=14.7, 大坊川流域=10.6	掛瀬川流域=(8, 11.2)	—	

※流域雨量指数は、河川の上流部に降った雨による、下流の対象地点の洪水リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して河川に流れ出し、河川に沿って流れ下る量を示す指標です。（略）

現 行	修 正 案	備 考
-----	-------	-----

別表3 大雨注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
下関	下関市	13	90
宇部・山陽小野田	宇部市	13	112
	山陽小野田市	13	111
山口・防府	山口市	14	89
	防府市	13	81
周南・下松	周南市	11	88
	下松市	12	88
岩国	岩国市	13	87
	和木町	16	93
柳井・光	光市	12	88
	柳井市	12	81
	周防大島町	9	78
	上関町	10	85
	田布施町	10	88
萩・美祢	平生町	11	87
	萩市	12	93
	美祢市	12	96
長門	阿武町	10	96
	長門市	11	92

※土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌に貯まっている雨水の量を示す指標です。

別表4 洪水注意報基準

平成29年7月7日現在

市町村等をまとめた地域	市町	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準
下関	下関市	木屋川流域=29.2, 田部川流域=9.1, 歌野川流域=6.4, 日野川流域=10.7, 稲見川流域=4, 貴飯川流域=4.8, 久野川流域=4.2, 神田川流域=7.1, 綾羅木川流域=13.2, 川棚川流域=10.9, 栗野川流域=21.3, 李路子川流域=7.1, 一ノ俣川流域=5.6	木屋川流域=(7, 23.4), 田部川流域=(5, 9.1), 歌野川流域=(5, 6.4), 日野川流域=(5, 10.7), 稲見川流域=(5, 4), 神田川流域=(5, 7.1), 栗野川流域=(7, 17), 李路子川流域=(7, 5.7), 一ノ俣川流域=(7, 4.5)	—
宇部・山陽小野田	宇部市	梅田川流域=6, 善和川流域=6.2, 甲山川流域=7.7, 雑佐川流域=7, 大田川流域=17.2, 沢波川流域=4.9, 真縮川流域=5.9, 有帆川流域=13.5	梅田川流域=(5, 6), 善和川流域=(5, 6.2), 甲山川流域=(5, 7.7), 雑佐川流域=(8, 5.6), 大田川流域=(9, 13.8), 沢波川流域=(5, 4.7), 真縮川流域=(5, 5.9), 有帆川流域=(5, 13.5), 厚東川流域=(9, 19.2)	厚東川水系厚東川〔持世寺〕
	山陽小野田市	厚狭川流域=26, 有帆川流域=12.2, 前場川流域=7.1	厚狭川流域=(8, 20.8), 有帆川流域=(9, 11.4)	—
山口・防府	山口市	島地川流域=17.6, 三谷川流域=9.8, 阿武川流域=15.2, 蔵目喜川流域=17.2, 生雲川流域=12.8, 九田川流域=11.8, 吉敷川流域=7, 一の坂川流域=5.3, 問田川流域=12, 南若川流域=5.3	阿武川流域=(9, 13.8), 蔵目喜川流域=(5, 17.2), 生雲川流域=(5, 12.8), 九田川流域=(9, 9.4), 吉敷川流域=(8, 5.6), 問田川流域=(5, 12),	佐波川〔漆尾・堀〕, 榎野川水系榎野川〔朝田・鰐石〕, 榎野川水系仁保川〔御堀橋〕

長門	長門市	泉川流域=7.3, 掛淵川流域=12.4, 大坊川流域=10.6, 久富川流域=9.1, 深川流域=19.8, 大河内川流域=7, 三隅川流域=14.7, 木屋川流域=7.9	掛淵川流域=(8, 11.2)	—
----	-----	---	-----------------	---

※流域雨量指数は、河川の上流部に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して河川に流れ出し、河川に沿って流れ下る量を示す指数です。(略)

別表3 大雨注意報基準

令和元年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
下関	下関市	13	103
宇部・山陽小野田	宇部市	13	111
	山陽小野田市	13	110
山口・防府	山口市	14	90
	防府市	13	88
周南・下松	下松市	12	89
	周南市	11	91
岩国	岩国市	13	91
	和木町	16	100
柳井・光	光市	12	93
	柳井市	12	89
	周防大島町	9	92
	上関町	10	85
	田布施町	10	93
萩・美祢	平生町	11	93
	萩市	12	97
	美祢市	12	106
阿武町	阿武町	10	99
	長門市	11	100

※土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌に貯まっている雨水の量を示す指数です。

別表4 洪水注意報基準

令和元年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準
下関	下関市	木屋川流域=21.1, 田部川流域=9.1, 貴飯川流域=4.8, 久野川流域=4.2, 歌野川流域=6.4, 日野川流域=10.7, 稲見川流域=4, 神田川流域=7.1, 武久川流域=4, 綾羅木川流域=13.2, 友田川流域=4.3, 黒井川流域=6.4, 川棚川流域=10.9, 栗野川流域=16.2, 滑川流域=4.3, 大田川流域=6.4, 李路子川流域=7.1, 一ノ俣川流域=5.6	木屋川流域=(7, 21.1), 田部川流域=(5, 9.1), 歌野川流域=(5, 6.4), 日野川流域=(5, 10.7), 稲見川流域=(5, 4), 神田川流域=(5, 7.1), 栗野川流域=(7, 16.2), 李路子川流域=(7, 5.7), 一ノ俣川流域=(7, 4.5)	—
宇部・山陽小野田	宇部市	梅田川流域=6, 善和川流域=6.2, 甲山川流域=7.7, 雑佐川流域=7, 大田川流域=17.2, 沢波川流域=4.9, 真縮川流域=5.9, 有帆川流域=13.5	梅田川流域=(5, 6), 善和川流域=(5, 6.2), 甲山川流域=(5, 7.7), 雑佐川流域=(8, 5.6), 大田川流域=(9, 13.8), 沢波川流域=(5, 4.7), 真縮川流域=(5, 5.9), 有帆川流域=(5, 13.5), 厚東川流域=(9, 19.2)	厚東川水系厚東川〔持世寺〕
	山陽小野田市	前場川流域=7.1, 厚狭川流域=26, 有帆川流域=12.2	厚狭川流域=(8, 20.8), 有帆川流域=(9, 11.4)	—
山口・防府	山口市	阿武川流域=15.2, 南若川流域=5.3, 沖田川流域=10.2, 生雲川流域=12.8, 蔵目喜川流域=17.2, 篠目川流域=4.4, 坂本川流域=5.4, 問田川流域=12, 九田川流域=11.8, 吉敷川流域=7	阿武川流域=(8, 13.8), 南若川流域=(5, 5.3), 沖田川流域=(5, 12.8), 蔵目喜川流域=(5, 17.2), 篠目川流域=(5, 12.8), 坂本川流域=(5, 5.4), 問田川流域=(5, 12),	佐波川〔漆尾・堀〕, 榎野川水系榎野川〔朝田・鰐石〕, 榎野川水系仁保川〔御堀橋〕

現 行					修 正 案					備 考	
周南・下松	防府市	横曽根川流域=6.7, 剣川流域=5.2, 久兼川流域=5.6	南若川流域=(5, 5.3), 榎野川流域=(8, 20.1)	佐波川〔新橋・漆尾〕	周南・下松	防府市	一の坂川流域=5.3, <u>四十八瀬川流域=7.2</u> , <u>今津川流域=4</u> , <u>井関川流域=7.1</u> , <u>島地川流域=13.5</u> , <u>矢井川流域=3.7</u> , <u>三谷川流域=9.8</u> , <u>滑川流域=6.8</u>	九田川流域=(9, 9.4), 吉敷川流域=(8, 5.6), 榎野川流域=(8, 20.1), <u>今津川流域=(5, 3.6)</u>	佐波川〔新橋・漆尾〕		
	周南市	島地川流域=15.9, 錦川流域=26.4, 須々万川流域=4.9, 渋川流域=13.1, 富田川流域=16.4, 夜市川流域=10.8	島地川流域=(9, 12.7), 錦川流域=(9, 17), 須々万川流域=(5, 4.9), 渋川流域=(5, 13.1), 富田川流域=(5, 16.4), 夜市川流域=(8, 8.6), 島田川流域=(8, 19.8)	島田川水系島田川〔島田〕		防府市	横曽根川流域=6.7, 剣川流域=5.2, 久兼川流域=5.6, <u>馬刀川流域=4</u> , <u>柳川流域=4.6</u>	剣川流域=(5, 5.2), 久兼川流域=(9, 4.5), <u>馬刀川流域=(5, 4)</u> , <u>柳川流域=(5, 4.1)</u>			二
	下松市	切戸川流域=10.9, 平田川流域=7.6, 末武川流域=14.8	切戸川流域=(5, 10.9)	二		下松市	末武川流域=14.8, 平田川流域=4.8, 切戸川流域=7.1	切戸川流域=(5, 7.1)			二
岩国	岩国市	御庄川流域=13.7, 保木川流域=9.9, 根笠川流域=19.2, 野谷川流域=7, 本郷川流域=14.3, 生見川流域=10.8, 宇佐川流域=20.8, 島田川流域=23.2, 東川流域=13.6, 由宇川流域=14.4	御庄川流域=(6, 13.7), 保木川流域=(6, 9.9), 根笠川流域=(6, 19.2), 宇佐川流域=(9, 16.6), 島田川流域=(6, 20.4), 東川流域=(6, 13.6), 錦川流域=(9, 46.5), 門前川流域=(6, 6.2)	小瀬川〔小川津・両国橋〕, 錦川水系錦川下流部〔臥竜橋〕, 錦川水系錦川中流部〔南桑〕	岩国	周南市	夜市川流域=8.2, 島地川流域=15.9, 富田川流域=16.4, 西光寺川流域=5, 錦川流域=26.4, 須々万川流域=4.9, 渋川流域=10, 笠野川流域=4.6, 中村川流域=4.2, 石光川流域=5	夜市川流域=(8, 8.2), 島地川流域=(9, 12.7), 富田川流域=(5, 16.4), 西光寺川流域=(8, 4), 錦川流域=(9, 17), 須々万川流域=(5, 4.9), 渋川流域=(5, 10), 笠野川流域=(5, 4.6), 石光川流域=(8, 4.5), 島田川流域=(8, 19.8)	島田川水系島田川〔島田〕	小瀬川〔小川津・両国橋〕, 錦川水系錦川下流部〔臥竜橋〕, 錦川水系錦川中流部〔南桑〕	
	和木町		—	小瀬川〔小川津・両国橋〕		和木町	生見川流域=7, 本郷川流域=11.3, 宇佐川流域=20.8, 木谷川流域=11.7, 野谷川流域=7, 根笠川流域=19.2, 保木川流域=9.9, 御庄川流域=13.7, 由宇川流域=14.4, 島田川流域=20.7, 中山川流域=6.4, 東川流域=12.6, 笹見川流域=5, 長野川流域=3.9	宇佐川流域=(9, 16.6), 根笠川流域=(6, 19.2), 保木川流域=(6, 9.9), 御庄川流域=(6, 13.7), 錦川流域=(8, 46.5), 門前川流域=(6, 6.2), 島田川流域=(6, 20.4), 東川流域=(6, 12.6), 笹見川流域=(5, 5), 長野川流域=(5, 3.9)	小瀬川〔小川津・両国橋〕		
柳井・光	光市	東荷川流域=4.8, 田布施川流域=6.4	東荷川流域=(5, 4.8), 島田川流域=(8, 22.5)	島田川水系島田川〔島田〕	柳井・光	岩国市	生見川流域=7, 本郷川流域=11.3, 宇佐川流域=20.8, 木谷川流域=11.7, 野谷川流域=7, 根笠川流域=19.2, 保木川流域=9.9, 御庄川流域=13.7, 由宇川流域=14.4, 島田川流域=20.7, 中山川流域=6.4, 東川流域=12.6, 笹見川流域=5, 長野川流域=3.9	宇佐川流域=(9, 16.6), 根笠川流域=(6, 19.2), 保木川流域=(6, 9.9), 御庄川流域=(6, 13.7), 錦川流域=(8, 46.5), 門前川流域=(6, 6.2), 島田川流域=(6, 20.4), 東川流域=(6, 12.6), 笹見川流域=(5, 5), 長野川流域=(5, 3.9)	小瀬川〔小川津・両国橋〕, 錦川水系錦川下流部〔臥竜橋〕, 錦川水系錦川中流部〔南桑〕	—	
	柳井市	由宇川流域=8, 柳井川流域=8.9, 十穂石川流域=7.3	柳井川流域=(5, 7.3)	—		和木町	—	—	小瀬川〔小川津・両国橋〕		
	周防大島町	屋代川流域=8.3	—	—		光市	東荷川流域=4.8, 田布施川流域=6.4	島田川流域=(8, 22.5), <u>東荷川流域=(5, 4.8)</u>	島田川水系島田川〔島田〕		
	上関町	—	—	—		柳井市	由宇川流域=8, 柳井川流域=8.9, 十穂石川流域=7.3	柳井川流域=(5, 7.3)	—		
	田布施町	田布施川流域=12.1, 灸川流域=6.4	田布施川流域=(5, 12.1)	—		周防大島町	屋代川流域=8.3, <u>宮崎川流域=3.4</u> , <u>三蒲川流域=4.3</u>	<u>三蒲川流域=(5, 4.3)</u>	—		
萩・美祢	萩市	大井川流域=18.8, 阿武川流域=41.8, 玉江川流域=6.5, 明木川流域=15.1, 佐々並川流域=15.3, 蔵目喜川流域=11.7, 田万川流域=19.5, 江津川流域=6.6, 須佐川流域=5.5	阿武川流域=(7, 33.4), 玉江川流域=(7, 6.5), 明木川流域=(5, 15.1), 蔵目喜川流域=(7, 9.4), 田万川流域=(5, 15.1), 江津川流域=(5, 6.6), 須佐川流域=(5, 5)	—	萩・美祢	上関町	—	—	—		
	美祢市	厚東川流域=20, 大田川=15.3, 長田川流域=11.4, 湯の上川流域=4, 厚狭川流域=20.2, 麦川川流域=5.1, 伊佐川流域=9.4, 日野川流域=4.9, 三隅川流域=3.9	厚狭川流域=(5, 20.2), 麦川川流域=(5, 5.1), 伊佐川流域=(5, 9.4)	—		田布施町	田布施川流域=12.1, 灸川流域=6.4	田布施川流域=(5, 12.1)	—		
	阿武町	大井川流域=12.4, 郷川流域=9.1	大井川流域=(5, 12.4)	—		平生町	大内川流域=4.5	大内川流域=(5, 4.5)	—		
長門	長門市	木屋川流域=6.3, 泉川流域=5.8, 掛淵川流域=9.9, 深川川流域=15.8, 三隅川流域=11.7, 大坊川流域=8.4	木屋川流域=(5, 6.3), 掛淵川流域=(5, 9.9), 深川川流域=(8, 12.6)	—	長門	萩市	橋本川流域=41.7, 玉江川流域=6.5, 阿武川流域=41.8, 明木川流域=9.9, 惣田川流域=7.2, 佐々並川流域=15.3, 日南瀬川流域=6.8, 野戸呂川流域=4.6, 蔵目喜川流域=11.7, 立野川流域=5.9, 庄屋川流域=4.8, 大井川流域=14.2, 福井川流域=3.7, 須佐川流域=5.5, 江津川流域=6.6, 田万川流域=19.5, 鈴野川流域=5.7, 原中川流域=5.3	橋本川流域=(7, 33.3), 玉江川流域=(7, 6.5), 阿武川流域=(7, 33.4), 明木川流域=(5, 9.9), 蔵目喜川流域=(7, 9.4), 須佐川流域=(5, 5), 江津川流域=(5, 6.6), 田万川流域=(5, 15.1), 原中川流域=(8, 5.1)	—		
	美祢市	—	—	—		美祢市	大田川流域=15.3, 長田川流域=11.4, 湯の上川流域=4, 厚東川流域=19, 青景川流域=8.8, 河原上川流域=5.3, 本郷川流域=4.6, 麦川川流域=5.1, 厚狭川流域=20.2, 原川流域=7.9, 伊佐川流域=9.4, 日野川流域=4.9, 三隅川流域=3.9	麦川川流域=(5, 5.1), 厚狭川流域=(5, 20.2), 原川流域=(5, 7.9), 伊佐川流域=(5, 9.4)	—		
	阿武町	大井川流域=12.4, 郷川流域=9.1	大井川流域=(5, 12.4)	—		阿武町	大井川流域=12.4, 郷川流域=9.1	大井川流域=(5, 12.4)	—		
長門市	—	—	—	長門市	泉川流域=5.8, 掛淵川流域=9.9, 大坊川流域=8.4, 久富川流域=6.4, 深川川流域=14.2, 大河内川流域=4.9, 三隅川流域=11.7, 木屋川流域=6.3	掛淵川流域=(5, 9.9), 深川川流域=(8, 12.6), 木屋川流域=(5, 6.3)	—				

※流域雨量指数は、河川の上流部に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して河川に流れ出し、河川に沿って流れ下る量を示す指標です。（略）

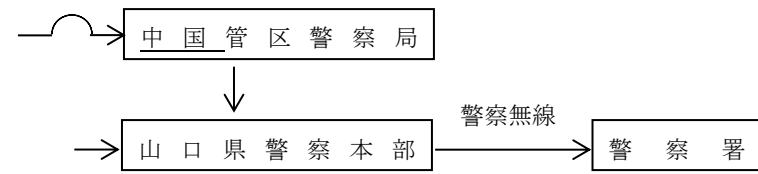
※流域雨量指数は、河川の上流部に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して河川に流れ出し、河川に沿って流れ下る量を示す指数です。（略）

誤記修正

現 行

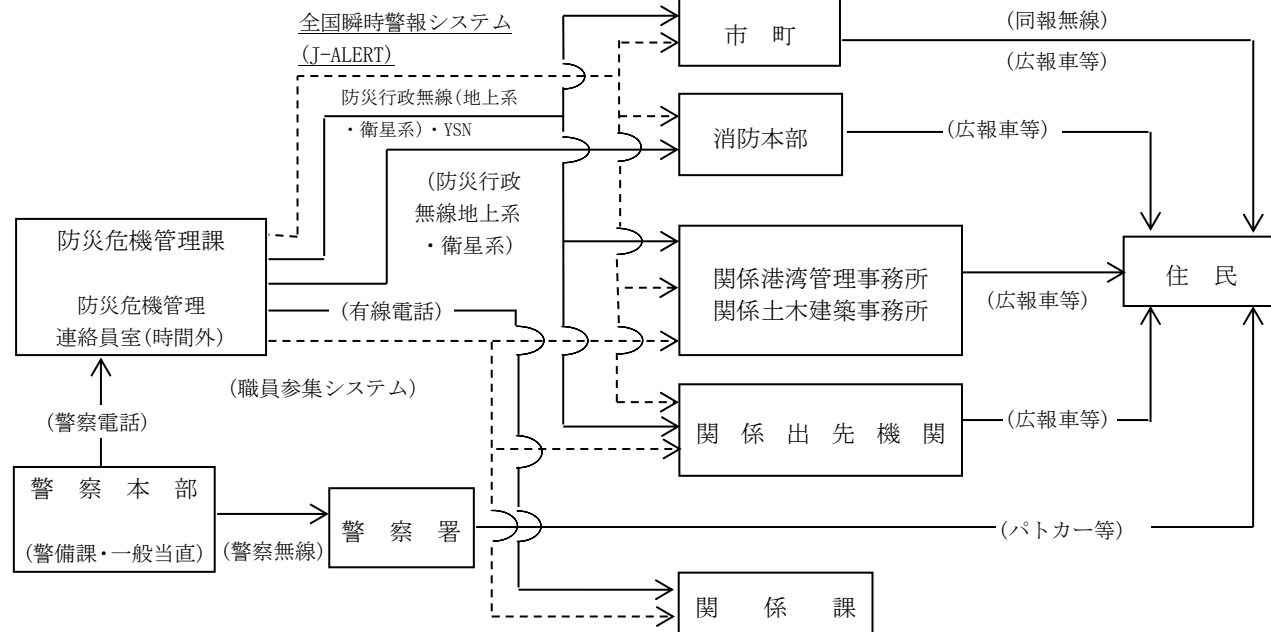
第2項 気象警報・注意報等及び気象情報に係る伝達

1 気象台からの伝達系統図 (3-2-13)

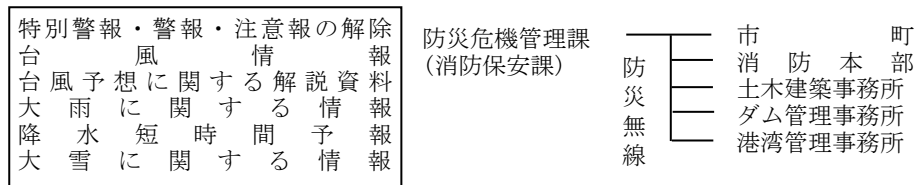


2 県における伝達系統図

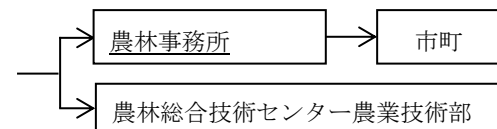
(1) 総括図 (3-2-14)



(2) 県庁内の伝達系統図 (3-2-17)



4 低温及び霜注意報、大雪警報及び注意報の伝達 (3-2-17)



第3項 関係機関による措置事項

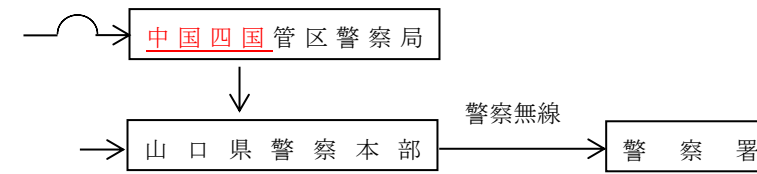
1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 (3-2-19)

関係機関	措 置 内 容
警察本部	1 気象警報・注意報等及び気象情報の通報 警察本部は、気象台、 <u>中国</u> 管区警察局から気象情報の通報を受けたときは、警察署に通知するとともに、県（防災危機管理課）に連絡する。 2 (略)

修 正 案

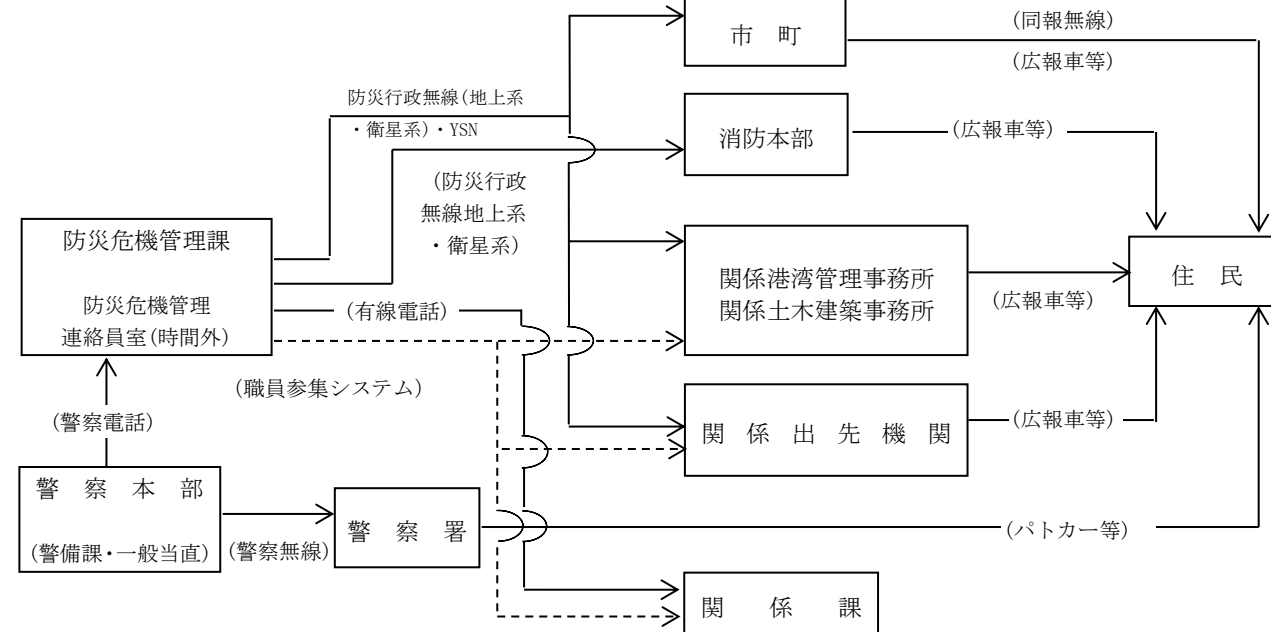
第2項 気象警報・注意報等及び気象情報に係る伝達

1 気象台からの伝達系統図 (3-2-13)



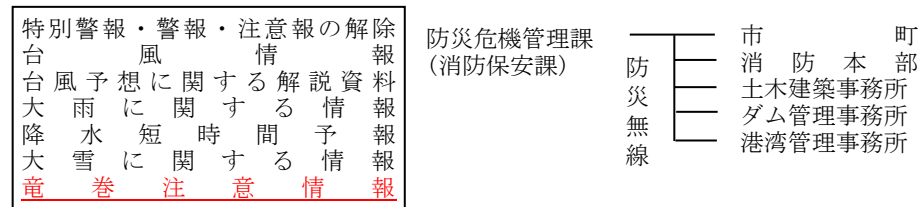
2 県における伝達系統図

(1) 総括図 (3-2-14)

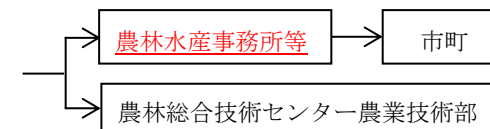


※全国瞬時警報システム(J-ALERT)の情報は防災行政無線を通じて配信

(2) 県庁内の伝達系統図 (3-2-17)



4 低温及び霜注意報、大雪警報及び注意報の伝達 (3-2-17)



第3項 関係機関による措置事項

1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 (3-2-19)

関係機関	措 置 内 容
警察本部	1 気象警報・注意報等及び気象情報の通報 警察本部は、気象台、 <u>中国四国</u> 管区警察局から気象情報の通報を受けたときは、警察署に通知するとともに、県（防災危機管理課）に連絡する。 2 (略)

備 考

機関名変更

伝達系統の整理

伝達情報の追加

誤記修正

機関名変更

現 行	修 正 案	備 考												
<p>2 異常現象発見時の措置（3-2-20）</p> <table border="1"> <tr> <td>異常現象の種別等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>通報系統</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>通報項目</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	異常現象の種別等	(略)	通報系統		通報項目	(略)	<p>2 異常現象発見時の措置（3-2-20）</p> <table border="1"> <tr> <td>異常現象の種別等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>通報系統</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>通報項目</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	異常現象の種別等	(略)	通報系統		通報項目	(略)	<p>誤記修正</p> <p>連絡系統に消防本部を追加</p>
異常現象の種別等	(略)													
通報系統														
通報項目	(略)													
異常現象の種別等	(略)													
通報系統														
通報項目	(略)													
<p>第4項 土砂災害警戒情報（気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条）</p> <p>1 土砂災害警戒情報の目的（3-2-20）</p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の<u>自主避難</u>を支援することを目的とする。</p> <p>4 発表基準（3-2-20）</p> <p>(1) 警戒基準</p> <p>大雨警戒発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。(略)</p>	<p>第4項 土砂災害警戒情報（気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条）</p> <p>1 土砂災害警戒情報の目的（3-2-20）</p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の<u>自主避難の判断</u>を支援することを目的とする。</p> <p>4 発表基準（3-2-20）</p> <p>(1) 警戒基準</p> <p>大雨警戒または大雨特別警戒発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。(略)</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>												
<p>第6項 噴火警報等</p> <p>3 噴火警報等伝達</p> <p>噴火警報等の伝達系統図（3-2-25）</p>	<p>第6項 噴火警報等</p> <p>3 噴火警報等伝達</p> <p>噴火警報等の伝達系統図（3-2-25）</p>	<p>機関名変更</p>												
<p>第2節 災害情報収集・伝達計画</p> <p>第1項 情報収集・伝達連絡系統</p> <p>8 港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報の収集・伝達（3-2-34）</p> <p>(1) 収集</p> <p>10 鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達（3-2-35）</p> <p>(1) 収集</p>	<p>第2節 災害情報収集・伝達計画</p> <p>第1項 情報収集・伝達連絡系統</p> <p>8 港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報の収集・伝達（3-2-34）</p> <p>(1) 収集</p> <p>10 鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達（3-2-35）</p> <p>(1) 収集</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>錦川鉄道を追加</p>												

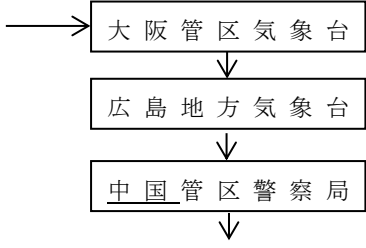
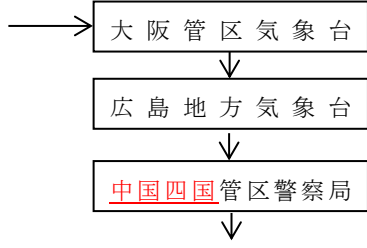
現 行	修 正 案	備 考														
<p>第3節 通信運用計画 第1項 通信の確保 3 通信手段の確保が困難な場合 (2)防災関係機関の無線通信の利用(3-2-41)</p> <table border="1" data-bbox="160 300 1329 426"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>措 置 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 災害対策用移動電源車の借用</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	措 置 事 項	6 災害対策用移動電源車の借用	(略)	<p>第3節 通信運用計画 第1項 通信の確保 3 通信手段の確保が困難な場合 (2)防災関係機関の無線通信の利用(3-2-41)</p> <table border="1" data-bbox="1421 300 2579 787"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>措 置 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 臨時災害放送用機器の借用</td> <td> <p>(1) 総務省(中国総合通信局)では、「臨時災害放送用機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備している。</p> <p>【中国総合通信局に配備されている臨時災害放送機器】</p> <table border="1" data-bbox="1665 464 2564 627"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>貸 与 条 件 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨時災害放送用機器 (FM送信機)</td> <td>機器貸与：無償 注 他の総合通信局に配備されている臨時災害放送用機器についても、貸与可能である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県及び市町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td>7 災害対策用移動電源車の借用</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	措 置 事 項	6 臨時災害放送用機器の借用	<p>(1) 総務省(中国総合通信局)では、「臨時災害放送用機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備している。</p> <p>【中国総合通信局に配備されている臨時災害放送機器】</p> <table border="1" data-bbox="1665 464 2564 627"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>貸 与 条 件 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨時災害放送用機器 (FM送信機)</td> <td>機器貸与：無償 注 他の総合通信局に配備されている臨時災害放送用機器についても、貸与可能である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県及び市町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。</p>	種 類	貸 与 条 件 等	臨時災害放送用機器 (FM送信機)	機器貸与：無償 注 他の総合通信局に配備されている臨時災害放送用機器についても、貸与可能である。	7 災害対策用移動電源車の借用	(略)	<p>項目の追加及び番号の修正</p>
事 項	措 置 事 項															
6 災害対策用移動電源車の借用	(略)															
事 項	措 置 事 項															
6 臨時災害放送用機器の借用	<p>(1) 総務省(中国総合通信局)では、「臨時災害放送用機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備している。</p> <p>【中国総合通信局に配備されている臨時災害放送機器】</p> <table border="1" data-bbox="1665 464 2564 627"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>貸 与 条 件 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨時災害放送用機器 (FM送信機)</td> <td>機器貸与：無償 注 他の総合通信局に配備されている臨時災害放送用機器についても、貸与可能である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県及び市町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。</p>	種 類	貸 与 条 件 等	臨時災害放送用機器 (FM送信機)	機器貸与：無償 注 他の総合通信局に配備されている臨時災害放送用機器についても、貸与可能である。											
種 類	貸 与 条 件 等															
臨時災害放送用機器 (FM送信機)	機器貸与：無償 注 他の総合通信局に配備されている臨時災害放送用機器についても、貸与可能である。															
7 災害対策用移動電源車の借用	(略)															
<p>第4章 救助・救急、医療等活動計画 第1節 救助・救急計画 第2項 傷病者の搬送 2 傷病者搬送体制の整備 (4) 航空搬送拠点の指定(3-4-4) 航空医療搬送拠点内には、広域航法医療施設の傷病者の搬送に必要なトリアージ、救急措置等を行うための臨時医療施設(SCU)を設置する。</p> <p>第2節 医療等活動計画 第2項 医療救護体制 1 医療救護活動 (2) 機関別活動内容 イ 県(3-4-6) (ウ) (略) ・地方独立行政法人山口県立病院機構 ・日赤山口県支部 ・独立行政法人国立病院機構 (追加) ・山口大学医学部 (略)</p> <p>キ 山口大学医学部附属病院(3-4-7) (イ) 県の要請により、医療救護班(災害派遣医療チーム(DMAT)を含む。)を派遣するために、ドクターヘリを出动させる。</p>	<p>第4章 救助・救急、医療等活動計画 第1節 救助・救急計画 第2項 傷病者の搬送 2 傷病者搬送体制の整備 (4) 航空搬送拠点の指定(3-4-4) 航空医療搬送拠点内には、広域後方医療施設の傷病者の搬送に必要なトリアージ、救急措置等を行うための臨時医療施設(SCU)を設置する。</p> <p>第2節 医療等活動計画 第2項 医療救護体制 1 医療救護活動 (2) 機関別活動内容 イ 県(3-4-6) (ウ) (略) ・地方独立行政法人山口県立病院機構 ・日赤山口県支部 ・独立行政法人国立病院機構 ・独立行政法人地域医療機能推進機構 ・山口大学医学部 (略)</p> <p>キ 山口大学医学部附属病院(3-4-7) (イ) 県の要請により、医療救護班(災害派遣医療チーム(DMAT)を含む。)の移動や患者の搬送を行うために、ドクターヘリを出动させる。</p>	<p>誤記修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>表現の適正化</p>														

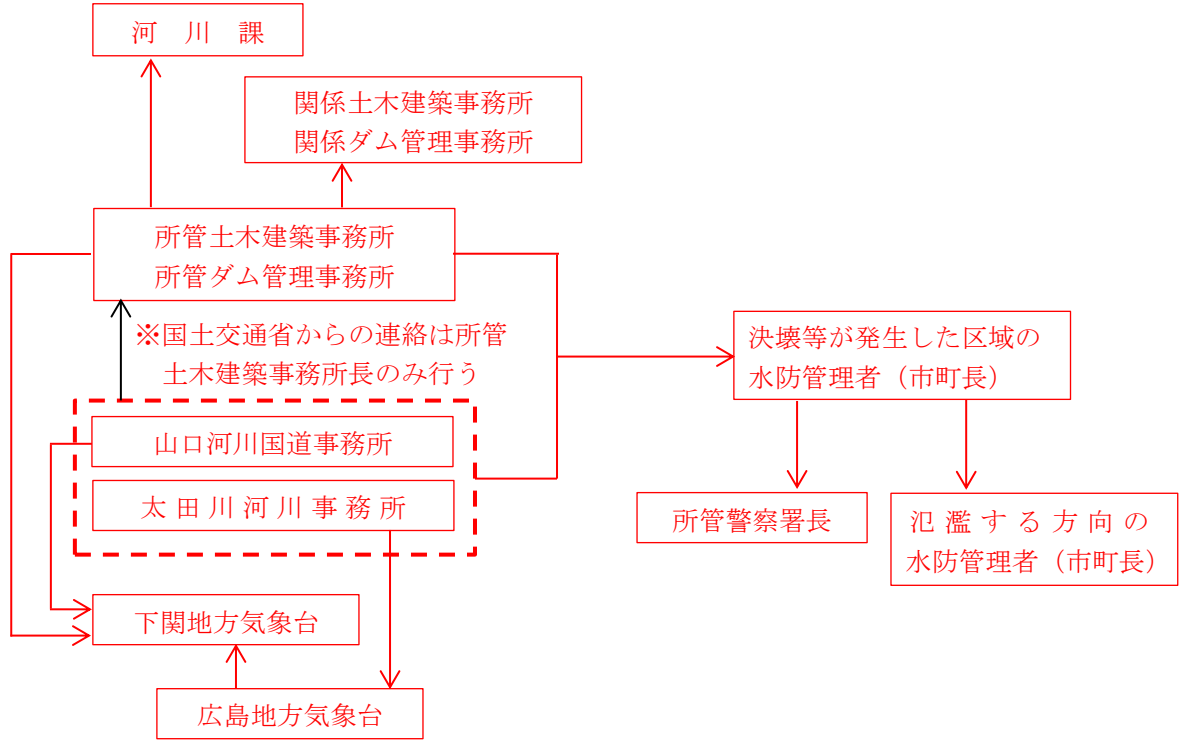
現 行	修 正 案	備 考								
<p>第5項 医薬品・医療資器材の補給</p> <p>2 血液製剤等の確保（3-4-14）</p> <p>(1) 各機関の対応</p> <p>イ 日赤山口県支部</p> <p>(エ) <u>輸血用血液の備蓄場所</u></p> <p>第3節 集団発生傷病者救急医療計画</p> <p>第7項 協定（3-4-18）</p> <p>資料編 [2(7)ク-1] (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>[2(7)ク-4] (略)</p> <p>[2(7)ク-6] (略)</p> <p>第5章 避難計画</p> <p>第1節 避難勧告等</p> <p>第1項 避難の実施機関及び実施体制</p> <p>3 避難勧告等の基準（3-5-3）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 水位周知河川・その他河川等の流域雨量指数の<u>予測値</u>が洪水警報基準を大きく超過するとき</p> <p>(略)</p> <p>(7) 土砂災害警戒情報が発表されたとき</p> <p>(略)</p> <p>第2節 避難所の設置運営</p> <p>第4項 広域一時滞在</p> <p>2 県において行う事項（3-5-8）</p> <p>(3)被災者の避難、収容状況等にかんがみ、・・・(中略)・・・又は避難関係省庁（警察庁、防衛庁、厚生労働省、国土交通省、消防庁）に広域避収容に関する支援を要請するものとする。(略)</p> <p>第7章 応援要請計画</p> <p>第2節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害</p> <p>2 災害派遣の範囲</p> <p>(2)災害派遣時に実施する活動内容（3-7-10）</p> <table border="1" data-bbox="163 1575 1329 1701"> <thead> <tr> <th>救助活動区分</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救援物資の無償貸付又は譲与</td> <td>「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令(昭和33年総理府令第1号)」に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与</td> </tr> </tbody> </table> <p>第8章 緊急輸送計画</p> <p>第3節 輸送車両等の確保</p> <p>第2項 調達</p> <p>【指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体、関係業者等】</p> <p>1 日本貨物鉄道株式会社（3-8-7）</p> <p><u>災害り災者救じゅつ用寄贈品に対する運賃減免</u></p> <p>(1) <u>割引対象となる災害の程度</u></p>	救助活動区分	活 動 内 容	救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令(昭和33年総理府令第1号)」に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与	<p>第5項 医薬品・医療資器材の補給</p> <p>2 血液製剤等の確保（3-4-14）</p> <p>(1) 各機関の対応</p> <p>イ 日赤山口県支部</p> <p>(エ) <u>血液製剤の備蓄場所は、原則、山口県内の3施設（県中央部：山口県赤十字血液センター 県西部：西部供給出張所 県東部：東部供給出張所）とする。</u></p> <p>第3節 集団発生傷病者救急医療計画</p> <p>第7項 協定（3-4-18）</p> <p>資料編 [2(7)ク-1] (略)</p> <p><u>[2(7)ク-2] 災害救助またはその実施に関する業務委託契約</u></p> <p>[2(7)ク-4] (略)</p> <p>[2(7)ク-6] (略)</p> <p>第5章 避難計画</p> <p>第1節 避難勧告等</p> <p>第1項 避難の実施機関及び実施体制</p> <p>3 避難勧告等の基準（3-5-3）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 水位周知河川・その他河川等の流域雨量指数 <u>(実況値、予測値)</u> が洪水警報基準を大きく超過するとき</p> <p>(略)</p> <p>(7) 土砂災害警戒情報が発表されたとき、<u>又は土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」するとき</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 避難所の設置運営</p> <p>第4項 広域一時滞在</p> <p>2 県において行う事項（3-5-8）</p> <p>(3)被災者の避難、収容状況等にかんがみ、・・・(中略)・・・又は避難関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）に広域避収容に関する支援を要請するものとする。(略)</p> <p>第7章 応援要請計画</p> <p>第2節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害</p> <p>2 災害派遣の範囲</p> <p>(2)災害派遣時に実施する活動内容（3-7-10）</p> <table border="1" data-bbox="1424 1575 2576 1701"> <thead> <tr> <th>救助活動区分</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救援物資の無償貸付又は譲与</td> <td>「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令(昭和33年総理府令第1号)」に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与</td> </tr> </tbody> </table> <p>第8章 緊急輸送計画</p> <p>第3節 輸送車両等の確保</p> <p>第2項 調達</p> <p>【指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体、関係業者等】</p> <p>1 日本貨物鉄道株式会社（3-8-7）</p> <p><u>災害時における県又は市町からの物資輸送の協力要請は、本社営業部又は広島支店で対応し、輸送力の確保及び運賃減免等を行う。</u></p>	救助活動区分	活 動 内 容	救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令(昭和33年総理府令第1号)」に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与	<p>表現の適正化</p> <p>派遣要請等の根拠を追記</p> <p>危険度分布及び土砂災害警戒判定メッシュ情報の利活用を追加</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>具体的な取扱いが定められていないため</p>
救助活動区分	活 動 内 容									
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令(昭和33年総理府令第1号)」に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与									
救助活動区分	活 動 内 容									
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令(昭和33年総理府令第1号)」に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与									

現 行			修 正 案		備 考
災害の種類	地 域	被 害 の 状 況	(削除)		
地震火災	都道府県、東京都のうち 区の存する区域または 5大都市	1,000世帯以上の住家焼失又は倒壊			
	その他の都市	500世帯以上の住家焼失又は倒壊			
	町 村	200世帯以上の住家又は町村全住宅の焼失又は倒壊			
風水害 海しょう	都道府県、東京都のうち 区の存する区域または 5大都市	2,000世帯以上の住家の床上浸水又は1,000世帯以上の住家の流 失倒壊			
	その他の都市	1,000世帯以上の住家の床上浸水又は50世帯以上の住家の流失倒壊			
	町 村	500世帯以上の住家又は1町村全住家の床上浸水 300世帯以上の住家又は1町村全住家の流失倒壊			
爆 発	限定しない	1 家屋300世帯以上又は1町村全住家の焼失倒壊 2 死傷者(軽傷のものを除く。)50人以上	(削除)		
事変等その 他の事故	震火災の例による				
(注) 被害状況のうち大破・半壊又は半焼は含まないものとする。					
(2) 災害割引の条件					
災害 種別	貨物の種類	荷送人	荷 受 人	減免 期間	条 件 等
地 震 火 災	り災者救じゅつ用寄贈 品	制限 しない	り災地の知事、地方 事務所長(静岡県及 び兵庫県にあつては 県福祉事務所長)、 市区町村長、 日赤社長又は支部長	1月	1 託送の際、寄贈者が特に受取人を 指 定することなく、無償でり災者に 寄贈 するものであることを申告した もの で、かつ、その配布方法について別に条 件をつけないものに限る。 2 災害対策本部長のように執行機関 として権能をもたないものは、荷送 人 として認めないものとする。 3 寄贈品は、直接り災者を救助する た め必要と認められるものであつて、商品 見本のように災害復旧用として将来必 要となるべきものを知事等あてに送ら れるものは含まないものとする。
	り災者救護材料 官公庁又は日本赤十字 社の救護員が救護のた め使用する物品及びそ の使用後返送するもの	官公庁 又は 日本赤 十字社	官公庁又は 日本赤十字社	1月	託送の際、官公庁又は日本赤十字社にお いて、り災者救護のため使用する物品又は その返送品であることを申告すること。
風 水 害	り災者救じゅつ用寄贈 品(再植用稲苗、もみを 含む)	制限 しない	り災地の知事、地方 事務所長(静岡県及 び兵庫県にあつては 県福祉事務所長)、 市区町村長、 日赤社長又は支部長	1月	震火災の場合に同じ。
	り災者救護材料 官公庁又は日本赤十字	官公庁 又は	官公庁又は 日本赤十字社	1月	震火災の場合に同じ。

現 行					修 正 案					備 考
		社の救護員が救護のため使用する物品及びその使用後返送するもの	日本赤十字社							
爆 発 及 び そ の 他		り災者救じゅつ用寄贈品		り災地の知事、地方事務所長（静岡県及び兵庫県にあつては県福祉事務所長）、市区町村長	1月	震火災の場合に同じ。				
		り災者救護材料 官公庁又は日本赤十字社の救護員が救護のため使用する物品及びその使用後返送するもの	官公庁又は日本赤十字社	官公庁又は日本赤十字社	1月	震火災の場合に同じ。				
<p>第9章 災害救助法の適用計画</p> <p>第6項 市町長の事務（3-9-7）</p> <p>2 罹災者台帳の作成</p> <p>市町長は、被害状況の調査により、各世帯別の被害を確認したときは、救助法による救助の実施について必要な「<u>罹災者台帳</u>」を速やかに作成するものとする。</p> <p>3 罹災証明書の発行</p> <p>市町長は、救助の実施のため必要があるとき又は<u>罹災者</u>からの要求があつたときは、「罹災証明書」を発行するものとする。</p> <p>(1) 罹災証明書は、「<u>罹災者台帳</u>」に基づき、発行するものとする。</p> <p>第11章 保健衛生・動物愛護管理計画</p> <p>第3節 災害廃棄物等処理計画（3-11-8）</p> <p>地震等による大規模災害では、建物倒壊、落下物、火災等による廃棄物が多量に発生し、応急対策、住民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。また、下水道施設等の被害に<u>よる</u>し尿処理も困難になることが想定される。</p> <p>第12章 応急住宅計画</p> <p>第3節 建設資機材等の調達</p> <p>第1項 応急仮設住宅資機材等の調達（3-12-5）</p> <p>1 応急仮設住宅の資機材は、関係団体（<u>(社)</u>山口県建設業協会、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会）の協力を得て調達する。</p> <p>2 用材の確保については、県災害本部農林対策部林務班が、災害救助部及び土木建築対策部からの依頼により、木材業者団体（<u>木材協会</u>）又は生産工場を通じて確保する。</p> <p>第13章 水防計画</p> <p>第2節 水防実施機関の業務及び責任</p> <p>第1項 県（法第3条の6）（3-13-2）</p> <p>県は、・・・(中略)・・・洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（<u>水位(情報)周知河川</u>）について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位情報を通知する。・・・(中略)・・・その他、洪水予報河川及び<u>水位(情報)周知河川</u>について、都道府県大規模氾濫減災協議会を組織することができる。</p>										
<p>第9章 災害救助法の適用計画</p> <p>第6項 市町長の事務（3-9-7）</p> <p>2 <u>被災者台帳</u>の作成</p> <p>市町長は、被害状況の調査により、各世帯別の被害を確認したときは、<u>必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して</u>、救助法による救助の実施について必要な「<u>被災者台帳</u>」を速やかに作成するものとする。</p> <p>3 罹災証明書の発行</p> <p>市町長は、救助の実施のため必要があるとき又は<u>被災者</u>からの要求があつたときは、<u>必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して</u>、「罹災証明書」を発行するものとする。</p> <p>(1) 罹災証明書は、「<u>被災者台帳</u>」に基づき、発行するものとする。</p> <p>第11章 保健衛生・動物愛護管理計画</p> <p>第3節 災害廃棄物等処理計画（3-11-8）</p> <p>地震等による大規模災害では、建物倒壊、落下物、火災等による廃棄物が多量に発生し、応急対策、住民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。また、下水道施設等の被害に<u>より</u>し尿処理も困難になることが想定される。</p> <p>第12章 応急住宅計画</p> <p>第3節 建設資機材等の調達</p> <p>第1項 応急仮設住宅資機材等の調達（3-12-5）</p> <p>1 応急仮設住宅の資機材は、関係団体（<u>(一社)</u>山口県建設業協会、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会）の協力を得て調達する。</p> <p>2 用材の確保については、県災害本部農林対策部林務班が、災害救助部及び土木建築対策部からの依頼により、木材業者団体（<u>(一社)山口県木材協会</u>）又は生産工場を通じて確保する。</p> <p>第13章 水防計画</p> <p>第2節 水防実施機関の業務及び責任</p> <p>第1項 県（法第3条の6）（3-13-2）</p> <p>県は、・・・(中略)・・・洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（<u>水位周知河川</u>）について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位情報を通知する。・・・(中略)・・・その他、洪水予報河川及び<u>水位周知河川</u>について、都道府県大規模氾濫減災協議会を組織することができる。</p>										
										誤記修正 被災者生活再建支援システム導入に伴う修正
										誤記修正
										表現の適正化
										表現の適正化

現 行	修 正 案	備 考																																																																						
<p>第3項 市町 ー 水防管理団体（法第3条）（3-13-2）</p> <p>3 洪水浸水想定区域の指定があった市町</p> <p>洪水予報河川及び水位（情報）周知河川について、都道府県知事が指定した浸水想定区域を・・・（中略）・・・洪水予報及び氾濫危険水位（特別警戒水位）の伝達方法、避難場所・・・（中略）・・・について定めるとともに、浸水想定区域内に地下街等又は高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設・・・（中略）・・・及び自衛水防組織の構成員への洪水予報及び氾濫危険水位（特別警戒水位）の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>第3節 職員の配備体制及び所掌事務</p> <p>第3項 第1警戒体制（警戒配備体制）</p> <p>2 配備課所と業務内容（3-13-5）</p> <table border="1" data-bbox="142 579 1329 852"> <thead> <tr> <th>配備課所</th> <th>大雨 注意 報</th> <th>洪水 注意 報</th> <th>高潮 注意 報</th> <th>津波 注意 報</th> <th>業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産事務所 下関農林事務所</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td rowspan="2">警戒配備体制に着いた旨、港湾課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。</td> </tr> <tr> <td>山口宇部空港事務所</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4項 第2警戒体制以上の体制</p> <p>2 配備課所と業務内容（3-13-6）</p> <table border="1" data-bbox="124 974 1329 1381"> <thead> <tr> <th>配備課所</th> <th>業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>河 川 課</td> <td>（略） ⑤ 氾濫危険水位（特別警戒水位）の伝達に関すること。 （略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>農林水産政策課</td> <td>① 各農林事務所の相互協力、応援に関すること。 ② 各水産事務所（局）の相互協力、応援に関すること。 ③ その他、農林水産政策課所管業務の水防に関すること。</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="124 1419 1329 1625"> <thead> <tr> <th>配備課所</th> <th>業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木建築事務所</td> <td>（略） ③ 氾濫危険水位（特別警戒水位）の伝達に関すること。 （略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 気象状況等の連絡系統（3-13-7）</p> <p>第1項 勤務時間内</p> <pre> graph TD A[大阪管区气象台] --> B[広島地方气象台] B --> C[中国管区警察局] </pre>	配備課所	大雨 注意 報	洪水 注意 報	高潮 注意 報	津波 注意 報	業 務 内 容	農林水産事務所 下関農林事務所			○	○	警戒配備体制に着いた旨、港湾課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。	山口宇部空港事務所			※	※	配備課所	業 務 内 容	（略）	（略）	河 川 課	（略） ⑤ 氾濫危険水位（特別警戒水位）の伝達に関すること。 （略）	（略）	（略）	農林水産政策課	① 各農林事務所の相互協力、応援に関すること。 ② 各水産事務所（局）の相互協力、応援に関すること。 ③ その他、農林水産政策課所管業務の水防に関すること。	（略）	（略）	配備課所	業 務 内 容	土木建築事務所	（略） ③ 氾濫危険水位（特別警戒水位）の伝達に関すること。 （略）	（略）	（略）	<p>第3項 市町 ー 水防管理団体（法第3条）（3-13-2）</p> <p>3 洪水浸水想定区域の指定があった市町</p> <p>洪水予報河川及び水位周知河川について、都道府県知事が指定した洪水浸水想定区域を・・・（中略）・・・洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達方法、避難場所・・・（中略）・・・について定めるとともに、洪水浸水想定区域内に地下街等又は高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設・・・（中略）・・・及び自衛水防組織の構成員への洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>第3節 職員の配備体制及び所掌事務</p> <p>第3項 第1警戒体制（警戒配備体制）</p> <p>2 配備課所と業務内容（3-13-5）</p> <table border="1" data-bbox="1406 579 2582 852"> <thead> <tr> <th>配備課所</th> <th>大雨 注意 報</th> <th>洪水 注意 報</th> <th>高潮 注意 報</th> <th>津波 注意 報</th> <th>業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾管理事務所</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td rowspan="2">警戒配備体制に着いた旨、港湾課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。</td> </tr> <tr> <td>山口宇部空港事務所</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4項 第2警戒体制以上の体制</p> <p>2 配備課所と業務内容（3-13-6）</p> <table border="1" data-bbox="1389 974 2582 1381"> <thead> <tr> <th>配備課所</th> <th>業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>河 川 課</td> <td>（略） ⑤ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達に関すること。 （略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>農林水産政策課</td> <td>① 各農林水産事務所、下関農林事務所及び下関水産振興局の相互協力、応援に関すること。 ② その他、農林水産政策課所管業務の水防に関すること。</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1389 1419 2582 1625"> <thead> <tr> <th>配備課所</th> <th>業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木建築事務所</td> <td>（略） ③ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達に関すること。 （略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 気象状況等の連絡系統（3-13-7）</p> <p>第1項 勤務時間内</p> <pre> graph TD A[大阪管区气象台] --> B[広島地方气象台] B --> C[中国四国管区警察局] </pre>	配備課所	大雨 注意 報	洪水 注意 報	高潮 注意 報	津波 注意 報	業 務 内 容	港湾管理事務所			○	○	警戒配備体制に着いた旨、港湾課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。	山口宇部空港事務所			※	※	配備課所	業 務 内 容	（略）	（略）	河 川 課	（略） ⑤ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達に関すること。 （略）	（略）	（略）	農林水産政策課	① 各農林水産事務所、下関農林事務所及び下関水産振興局の相互協力、応援に関すること。 ② その他、農林水産政策課所管業務の水防に関すること。	（略）	（略）	配備課所	業 務 内 容	土木建築事務所	（略） ③ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達に関すること。 （略）	（略）	（略）	<p>表現の適正化</p> <p>誤記修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>機関名変更</p>
配備課所	大雨 注意 報	洪水 注意 報	高潮 注意 報	津波 注意 報	業 務 内 容																																																																			
農林水産事務所 下関農林事務所			○	○	警戒配備体制に着いた旨、港湾課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。																																																																			
山口宇部空港事務所			※	※																																																																				
配備課所	業 務 内 容																																																																							
（略）	（略）																																																																							
河 川 課	（略） ⑤ 氾濫危険水位（特別警戒水位）の伝達に関すること。 （略）																																																																							
（略）	（略）																																																																							
農林水産政策課	① 各農林事務所の相互協力、応援に関すること。 ② 各水産事務所（局）の相互協力、応援に関すること。 ③ その他、農林水産政策課所管業務の水防に関すること。																																																																							
（略）	（略）																																																																							
配備課所	業 務 内 容																																																																							
土木建築事務所	（略） ③ 氾濫危険水位（特別警戒水位）の伝達に関すること。 （略）																																																																							
（略）	（略）																																																																							
配備課所	大雨 注意 報	洪水 注意 報	高潮 注意 報	津波 注意 報	業 務 内 容																																																																			
港湾管理事務所			○	○	警戒配備体制に着いた旨、港湾課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。																																																																			
山口宇部空港事務所			※	※																																																																				
配備課所	業 務 内 容																																																																							
（略）	（略）																																																																							
河 川 課	（略） ⑤ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達に関すること。 （略）																																																																							
（略）	（略）																																																																							
農林水産政策課	① 各農林水産事務所、下関農林事務所及び下関水産振興局の相互協力、応援に関すること。 ② その他、農林水産政策課所管業務の水防に関すること。																																																																							
（略）	（略）																																																																							
配備課所	業 務 内 容																																																																							
土木建築事務所	（略） ③ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達に関すること。 （略）																																																																							
（略）	（略）																																																																							

現 行	修 正 案	備 考												
<p>第2項 勤務時間外</p>  <p>第7節 水位の通知、洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知</p> <p>第2項 洪水予報（法第10条、第11条）</p> <p>3 都道府県と気象庁が共同で行う洪水予報（法第11条）</p> <p>(5) 洪水予報の伝達経路及び手段（3-13-14）</p> <p>洪水予報の伝達経路及び手段は、付表23・・・（中略）・・・付表26（島田川水系島田川の洪水予報実施要領 付表2、付図2）のとおり定める。</p> <p>◇参照 錦川水系錦川及び門前川の洪水予報実施要領 付表23 榎野川水系榎野川及び仁保川の洪水予報実施要領 付表24 厚東川水系厚東川の洪水予報実施要領 付表25 島田川水系島田川の洪水予報実施要領 付表26</p> <p>第3項 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知（法第13条）（3-13-15）</p> <p>1 水位情報の内容</p> <p>国土交通省又は都道府県知事は、それぞれ指定した河川（<u>水位（情報）周知河川</u>）について、（略）</p> <p>2 国の機関が行う水位情報の通知（法第13条第1項）</p> <p>なお、山口県における国管理河川（小瀬川及び佐波川）については、すでに洪水予報河川として指定されていることから、<u>水位（情報）周知河川</u>としての指定は行われぬ。</p> <p>3 都道府県が行う水位情報の通知（法第13条第2項）</p> <p>(1) <u>水位情報（周知）河川</u></p> <p>知事が水防警報を発する指定河川として指定された河川から洪水予報を行う河川を除いたものを氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定める河川（<u>水位（情報）周知河川</u>）とする。</p> <p>◇参照 知事が水防警報を発する指定河川・海岸、<u>水位（情報）周知河川</u>及び洪水予報河川区域 付表5</p> <p>第8節 水防警報</p> <p>2 知事が発する水防警報（法第16条第1項、第3項）</p> <p>(4) 水防警報の種類、内容及び発表時期（知事が発する水防警報）（3-3-17）</p> <table border="1" data-bbox="163 1575 1329 1701"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内 容</th> <th>発 令 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指示</td> <td>(略)</td> <td>① 河川の水位が氾濫危険水位（<u>特別警戒水位</u>）に達したとき ② 災害の起こるおそれがあるとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9節 水防活動</p> <p>第3項 ダム、排水ポンプ場、水門等の操作（3-13-18）</p> <p>6 貯水池等の監視</p> <p>ウ 水防管理者は、必要な措置の状況等を<u>農林事務所長</u>に通報するものとする。</p>	種類	内 容	発 令 時 期	指示	(略)	① 河川の水位が氾濫危険水位（ <u>特別警戒水位</u> ）に達したとき ② 災害の起こるおそれがあるとき。	<p>第2項 勤務時間外</p>  <p>第7節 水位の通知、洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知</p> <p>第2項 洪水予報（法第10条、第11条）</p> <p>3 都道府県と気象庁が共同で行う洪水予報（法第11条）</p> <p>(5) 洪水予報の伝達経路及び手段（3-13-14）</p> <p>洪水予報の伝達経路及び手段は、付表23・・・（中略）・・・付表26（島田川水系島田川の洪水予報実施要領 付表2、付図2）のとおり定める。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第3項 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知（法第13条）（3-13-15）</p> <p>1 水位情報の内容</p> <p>国土交通省又は都道府県知事は、それぞれ指定した河川（<u>水位周知河川</u>）について、（略）</p> <p>2 国の機関が行う水位情報の通知（法第13条第1項）</p> <p>なお、山口県における国管理河川（小瀬川及び佐波川）については、すでに洪水予報河川として指定されていることから、<u>水位周知河川</u>としての指定は行われぬ。</p> <p>3 都道府県が行う水位情報の通知（法第13条第2項）</p> <p>(1) <u>水位周知河川</u></p> <p>知事が水防警報を発する指定河川として指定された河川から洪水予報を行う河川を除いたものを氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定める河川（<u>水位周知河川</u>）とする。</p> <p>◇参照 知事が水防警報を発する指定河川・海岸、<u>水位周知河川</u>及び洪水予報河川区域 付表5</p> <p>第8節 水防警報</p> <p>2 知事が発する水防警報（法第16条第1項、第3項）</p> <p>(4) 水防警報の種類、内容及び発表時期（知事が発する水防警報）（3-3-17）</p> <table border="1" data-bbox="1424 1575 2582 1701"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内 容</th> <th>発 令 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指示</td> <td>(略)</td> <td>① 河川の水位が氾濫危険水位（<u>洪水特別警戒水位</u>）に達したとき ② 災害の起こるおそれがあるとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9節 水防活動</p> <p>第3項 ダム、排水ポンプ場、水門等の操作（3-13-18）</p> <p>6 貯水池等の監視</p> <p>ウ 水防管理者は、必要な措置の状況等を<u>農林（水産）事務所長</u>に通報するものとする。</p>	種類	内 容	発 令 時 期	指示	(略)	① 河川の水位が氾濫危険水位（ <u>洪水特別警戒水位</u> ）に達したとき ② 災害の起こるおそれがあるとき。	<p>機関名変更</p> <p>重複表現の整理</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>
種類	内 容	発 令 時 期												
指示	(略)	① 河川の水位が氾濫危険水位（ <u>特別警戒水位</u> ）に達したとき ② 災害の起こるおそれがあるとき。												
種類	内 容	発 令 時 期												
指示	(略)	① 河川の水位が氾濫危険水位（ <u>洪水特別警戒水位</u> ）に達したとき ② 災害の起こるおそれがあるとき。												

現 行	修 正 案	備 考
<p>第7項 水防管理団体等相互の協力（3-13-20）</p> <p>1 河川管理者の協力</p> <p>①水防管理団体に対する河川に関する情報の提供 <u>（追加）</u></p> <p>②重要水防箇所の合同点検の実施</p> <p>③水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</p> <p>④水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供</p> <p>⑤水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣</p> <p>第16章 ボランティア活動支援計画</p> <p>第1節 一般ボランティアの支援体制</p> <p>第1項 県、市町社会福祉協議会の対応</p> <p>1 県災害ボランティアセンターの設置（3-16-2）</p> <p>(5) その他関係団体、NPO等による救援活動の支援調整など</p> <p>第17章 応急教育計画</p> <p>基本的な考え方（3-17-1）</p> <p>大規模災害発生時には、幼児、児童生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。</p> <p>幼稚園、小中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校、<u>特別</u>支援学校、大学（以下「学校等」という。）は、多数の児童生徒等を預かっており、(略)</p>	<p>第7項 水防管理団体等相互の協力（3-13-20）</p> <p>1 河川管理者の協力</p> <p>①水防管理団体に対する河川に関する情報の提供</p> <p>②関係者に対する決壊・漏水等の通報（洪水予報による伝達に代えることができる。）</p> <p><連絡系統図></p>  <p>③重要水防箇所の合同点検の実施</p> <p>④水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</p> <p>⑤水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供</p> <p>⑥水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣</p> <p>第16章 ボランティア活動支援計画</p> <p>第1節 一般ボランティアの支援体制</p> <p>第1項 県、市町社会福祉協議会の対応</p> <p>1 県災害ボランティアセンターの設置（3-16-2）</p> <p>(5) その他関係団体、NPO等、<u>中間支援組織</u>による救援活動の支援調整など</p> <p>第17章 応急教育計画</p> <p>基本的な考え方（3-17-1）</p> <p>大規模災害発生時には、幼児、児童生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。</p> <p>幼稚園、小中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校、<u>総合</u>支援学校、大学（以下「学校等」という。）は、多数の児童生徒等を預かっており、(略)</p>	<p>平成30年7月豪雨を受けての情報伝達体制の見直し</p> <p>関係組織の追加</p> <p>表現の適正化</p>

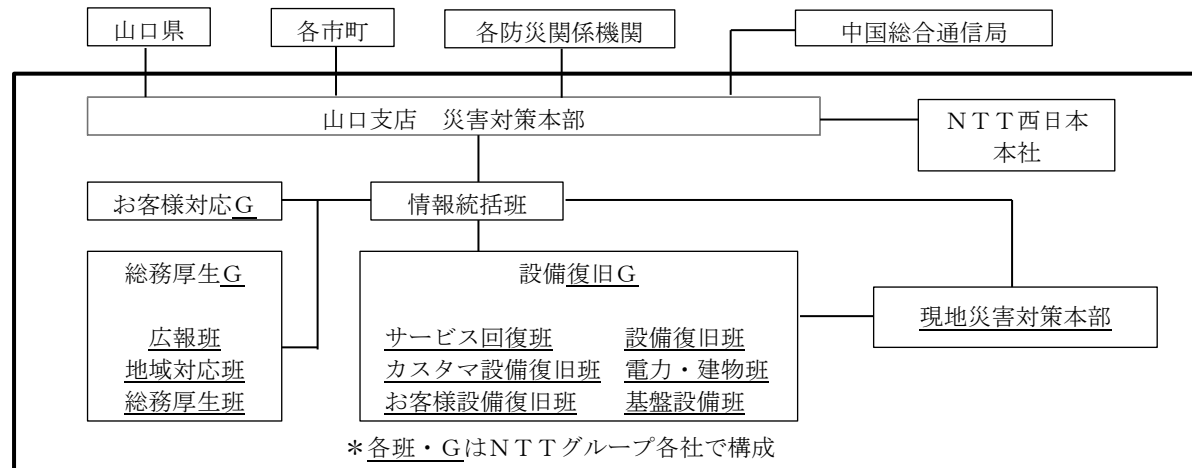
現 行	修 正 案	備 考
<p>第1節 文教対策</p> <p>第2項 児童生徒等の安全対策</p> <p>1 応急対策（3-17-3）</p> <p>(1) 事前対応</p> <p>ア 学校における災害時応急対策計画の策定指導</p> <p>(イ) <u>特別支援学校</u>及び寄宿舎を有する学校における対策（避難方法、保護者への連絡方法、引渡し方法、登下校時の対応、寄宿舎への食料・飲料水の確保等）</p> <p>(略)</p> <p>エ 気象情報の収集</p> <p>(7) 公立幼・小・中・高等学校・<u>特別支援学校</u></p> <p>第3項 児童生徒等の援助</p> <p>1 教科書の供給（3-17-6）</p> <p>教科書の供給及び報告については、「災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等について」（昭和52年4月8日付け文初管第211号）によるものとする。</p> <p>2 学用品の給与（3-17-7）</p> <p>(1) 給与対象</p> <p>住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（<u>特別支援学校</u>の小学部児童含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程の生徒及び<u>特別支援学校</u>の中学部生徒を含む。）及び高等学校生徒（高等学校、中等教育学校の後期日程、<u>特別支援学校</u>の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒又は学生）</p> <p>4 児童生徒等に対する就学援助（3-17-8）</p> <p>(1) 被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助</p> <p>イ 援助措置の内容</p> <p>(7) 児童、生徒に対する援助の種類</p> <p>学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費 <u>（追加）</u></p> <p>(2) 被災<u>特別支援学校</u>児童生徒等就学奨励</p> <p><u>特別支援学校</u>児童生徒の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため「<u>特別支援学校への就学奨励に関する法律</u>」等に基づき、就学奨励費の援助措置が講じられる。</p> <p>これに必要な取り扱い内容等は以下による。</p> <p>ア 援助を必要とする児童・生徒数の把握</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">特別支援学校長</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">県教育庁（文教対策部）</div> <p style="margin-left: 20px;">報告</p> </div>	<p>第1節 文教対策</p> <p>第2項 児童生徒等の安全対策</p> <p>1 応急対策（3-17-3）</p> <p>(1) 事前対応</p> <p>ア 学校における災害時応急対策計画の策定指導</p> <p>(イ) <u>総合支援学校</u>及び寄宿舎を有する学校における対策（避難方法、保護者への連絡方法、引渡し方法、登下校時の対応、寄宿舎への食料・飲料水の確保等）</p> <p>(略)</p> <p>エ 気象情報の収集</p> <p>(7) 公立幼・小・中・高等学校・<u>総合支援学校</u></p> <p>第3項 児童生徒等の援助</p> <p>1 教科書の供給（3-17-6）</p> <p>教科書の供給及び報告については、「災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等について」（昭和52年4月8日付け文初管第211号）によるものとする。</p> <p>2 学用品の給与（3-17-7）</p> <p>(1) 給与対象</p> <p>住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（<u>総合支援学校</u>の小学部児童含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程の生徒及び<u>総合支援学校</u>の中学部生徒を含む。）及び高等学校生徒（高等学校、中等教育学校の後期日程、<u>総合支援学校</u>の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒又は学生）</p> <p>4 児童生徒等に対する就学援助（3-17-8）</p> <p>(1) 被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助</p> <p>イ 援助措置の内容</p> <p>(7) 児童、生徒に対する援助の種類</p> <p>学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費 <u>、卒業アルバム代等</u></p> <p>(2) 被災<u>総合支援学校</u>児童生徒等就学奨励</p> <p><u>総合支援学校</u>児童生徒の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため「<u>特別支援学校への就学奨励に関する法律</u>」等に基づき、就学奨励費の援助措置が講じられる。</p> <p>これに必要な取り扱い内容等は以下による。</p> <p>ア 援助を必要とする児童・生徒数の把握</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"><u>総合支援学校</u>長</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">県教育庁（文教対策部）</div> <p style="margin-left: 20px;">報告</p> </div>	<p>表現の適正化</p> <p>誤記修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>種類の追加</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 案	備 考																																
<p>第18章 ライフライン施設の応急復旧計画</p> <p>第1節 電力施設</p> <p>第2項 中国電力株式会社</p> <p>2 災害発生時の防災体制</p> <p>(1) 防災活動体制</p> <p>ア 防災体制の発令の考え方(支社)(3-18-2)</p> <table border="1" data-bbox="160 380 1329 743"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 令 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制 (災害準備対策室)</td> <td>・ 担当区域に大規模な被害が予測される場合 ・ 担当区域の現業機関に広範囲に警戒体制が発令された場合または担当区域の現業機関に非常体制が発令された場合</td> </tr> <tr> <td>非常体制 (災害対策室)</td> <td>・ 担当区域の現業機関に広範囲に非常体制が発令された場合または担当区域の現業機関に特別非常体制が発令された場合</td> </tr> <tr> <td>特別非常体制 (特別災害対策室)</td> <td>・ 担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 ・ 担当区域の現業機関に広範囲に特別非常体制が発令された場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 災害応急対策(3-18-3)</p> <table border="1" data-bbox="160 825 1329 1266"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 災害時における県への情報伝達</td> <td>(略) ウ 伝達系統図 (ア) (略) (イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合 ・ 時間内 (略) ・ 休日、時間外 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 20px;"><div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">中国電力(株)山口支社 マネージャー(広報) TEL 090-5705-5382</div> ↔ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">県(防災危機管理課) TEL 933-2390</div></div></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 ガス施設</p> <p>第1項 ガス事業者(旧一般ガス事業者)の応急対策</p> <p>3 応急対策(3-18-6)</p> <table border="1" data-bbox="160 1425 1329 1669"> <thead> <tr> <th>対 策 事 項</th> <th>実 施 す る 活 動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 応急措置</td> <td>(略) エ 供給設備及び導管が被災し、被災状況が緊急対応能力を超えるおそれがある場合は、該当地域の供給を停止する。 <u>全供給区域が被災した場合は、ガスの送出を全面的に停止する。</u> (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5節 電気通信設備</p> <p>第1項 災害時の応急活動体制(3-18-11)</p> <p>1 災害対策本部の設置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策本部には、「情報統括班」、「設備復旧G」、「お客様対応G」及び「総務厚生G」を設け、本部長の指示のもとに、被害状況、通信その他の疎通状況等及び重要通信並びに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。</p>	区 分	発 令 基 準	警戒体制 (災害準備対策室)	・ 担当区域に大規模な被害が予測される場合 ・ 担当区域の現業機関に広範囲に警戒体制が発令された場合または担当区域の現業機関に非常体制が発令された場合	非常体制 (災害対策室)	・ 担当区域の現業機関に広範囲に非常体制が発令された場合または担当区域の現業機関に特別非常体制が発令された場合	特別非常体制 (特別災害対策室)	・ 担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 ・ 担当区域の現業機関に広範囲に特別非常体制が発令された場合	事 項	対 応 措 置	(3) 災害時における県への情報伝達	(略) ウ 伝達系統図 (ア) (略) (イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合 ・ 時間内 (略) ・ 休日、時間外 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 20px;"><div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">中国電力(株)山口支社 マネージャー(広報) TEL 090-5705-5382</div> ↔ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">県(防災危機管理課) TEL 933-2390</div></div>	対 策 事 項	実 施 す る 活 動	(2) 応急措置	(略) エ 供給設備及び導管が被災し、被災状況が緊急対応能力を超えるおそれがある場合は、該当地域の供給を停止する。 <u>全供給区域が被災した場合は、ガスの送出を全面的に停止する。</u> (略)	<p>第18章 ライフライン施設の応急復旧計画</p> <p>第1節 電力施設</p> <p>第2項 中国電力株式会社</p> <p>2 災害発生時の防災体制</p> <p>(1) 防災活動体制</p> <p>ア 防災体制の発令の考え方(支社)(3-18-2)</p> <table border="1" data-bbox="1421 380 2591 743"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 令 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制 (災害準備対策室)</td> <td>・ <u>台風等が接近し、担当区域に一定の被害が予測される場合</u> ・ <u>複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合</u> ・ <u>非常体制が発令された事業所がある場合</u></td> </tr> <tr> <td>非常体制 (災害対策室)</td> <td>・ <u>複数の事業所に非常体制が発令された場合、または防災体制の発令が必要と判断された場合</u> ・ <u>特別非常体制が発令された事業所がある場合</u></td> </tr> <tr> <td>特別非常体制 (特別災害対策室)</td> <td>・ 担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 ・ <u>複数の事業所に特別非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 災害応急対策(3-18-3)</p> <table border="1" data-bbox="1421 825 2591 1266"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 災害時における県への情報伝達</td> <td>(略) ウ 伝達系統図 (ア) (略) (イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合 ・ 時間内 (略) ・ 休日、時間外 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 20px;"><div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">中国電力(株)山口支社 マネージャー(総務) TEL 090-5705-5384</div> ↔ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">県(防災危機管理課) TEL 933-2390</div></div></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 ガス施設</p> <p>第1項 ガス事業者(旧一般ガス事業者)の応急対策</p> <p>3 応急対策(3-18-6)</p> <table border="1" data-bbox="1421 1425 2591 1669"> <thead> <tr> <th>対 策 事 項</th> <th>実 施 す る 活 動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 応急措置</td> <td>(略) エ 供給設備及び導管が被災し、被災状況が緊急対応能力を超えるおそれがある場合は、該当地域の供給を停止する。 <u>(削除)</u> (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5節 電気通信設備</p> <p>第1項 災害時の応急活動体制(3-18-11)</p> <p>1 災害対策本部の設置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策本部には、「情報統括班」、「設備サービスマン班」、「お客様対応班」及び「総務厚生班」を設け、本部長の指示のもとに、被害状況、通信その他の疎通状況等及び重要通信並びに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。</p>	区 分	発 令 基 準	警戒体制 (災害準備対策室)	・ <u>台風等が接近し、担当区域に一定の被害が予測される場合</u> ・ <u>複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合</u> ・ <u>非常体制が発令された事業所がある場合</u>	非常体制 (災害対策室)	・ <u>複数の事業所に非常体制が発令された場合、または防災体制の発令が必要と判断された場合</u> ・ <u>特別非常体制が発令された事業所がある場合</u>	特別非常体制 (特別災害対策室)	・ 担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 ・ <u>複数の事業所に特別非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合</u>	事 項	対 応 措 置	(3) 災害時における県への情報伝達	(略) ウ 伝達系統図 (ア) (略) (イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合 ・ 時間内 (略) ・ 休日、時間外 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 20px;"><div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">中国電力(株)山口支社 マネージャー(総務) TEL 090-5705-5384</div> ↔ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">県(防災危機管理課) TEL 933-2390</div></div>	対 策 事 項	実 施 す る 活 動	(2) 応急措置	(略) エ 供給設備及び導管が被災し、被災状況が緊急対応能力を超えるおそれがある場合は、該当地域の供給を停止する。 <u>(削除)</u> (略)	<p>発令基準の変更</p> <p>連絡先の変更</p> <p>表現の適正化</p> <p>名称の変更</p>
区 分	発 令 基 準																																	
警戒体制 (災害準備対策室)	・ 担当区域に大規模な被害が予測される場合 ・ 担当区域の現業機関に広範囲に警戒体制が発令された場合または担当区域の現業機関に非常体制が発令された場合																																	
非常体制 (災害対策室)	・ 担当区域の現業機関に広範囲に非常体制が発令された場合または担当区域の現業機関に特別非常体制が発令された場合																																	
特別非常体制 (特別災害対策室)	・ 担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 ・ 担当区域の現業機関に広範囲に特別非常体制が発令された場合																																	
事 項	対 応 措 置																																	
(3) 災害時における県への情報伝達	(略) ウ 伝達系統図 (ア) (略) (イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合 ・ 時間内 (略) ・ 休日、時間外 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 20px;"><div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">中国電力(株)山口支社 マネージャー(広報) TEL 090-5705-5382</div> ↔ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">県(防災危機管理課) TEL 933-2390</div></div>																																	
対 策 事 項	実 施 す る 活 動																																	
(2) 応急措置	(略) エ 供給設備及び導管が被災し、被災状況が緊急対応能力を超えるおそれがある場合は、該当地域の供給を停止する。 <u>全供給区域が被災した場合は、ガスの送出を全面的に停止する。</u> (略)																																	
区 分	発 令 基 準																																	
警戒体制 (災害準備対策室)	・ <u>台風等が接近し、担当区域に一定の被害が予測される場合</u> ・ <u>複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合</u> ・ <u>非常体制が発令された事業所がある場合</u>																																	
非常体制 (災害対策室)	・ <u>複数の事業所に非常体制が発令された場合、または防災体制の発令が必要と判断された場合</u> ・ <u>特別非常体制が発令された事業所がある場合</u>																																	
特別非常体制 (特別災害対策室)	・ 担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 ・ <u>複数の事業所に特別非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合</u>																																	
事 項	対 応 措 置																																	
(3) 災害時における県への情報伝達	(略) ウ 伝達系統図 (ア) (略) (イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合 ・ 時間内 (略) ・ 休日、時間外 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 20px;"><div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">中国電力(株)山口支社 マネージャー(総務) TEL 090-5705-5384</div> ↔ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">県(防災危機管理課) TEL 933-2390</div></div>																																	
対 策 事 項	実 施 す る 活 動																																	
(2) 応急措置	(略) エ 供給設備及び導管が被災し、被災状況が緊急対応能力を超えるおそれがある場合は、該当地域の供給を停止する。 <u>(削除)</u> (略)																																	

現 行

2 災害情報連絡体制の確立

(1) 災害対策組織設置連絡図及び災害発生時の連絡系統図



(2) 災害情報の収集伝達概要

ウ 災害対策情報の広報及び報告

(ア) (略)

(イ) 報道機関への情報提供等外部機関に対する周知については、広報班（本部を設置していない場合は総務担当）が行う。

(略)

カ 社内外への災害情報の周知

(ア) (略)

(イ) 社外

- ・ 広報班から災害情報を提供する。

3 応急対策

(1) 災害対策機器の配備

ア 非常用可搬型交換設備類

災害により、NTTの交換設備等が被災したときの代替交換設備及び電源装置として、非常用可搬形デジタル交換装置（改良K3-1）、非常用可搬形遠隔収容装置（RT-BOX）及び大容量可搬形電源装置を備えている。

第19章 公共施設等の応急復旧計画

第3節 鉄道施設

第3項 応急復旧（3-19-12）

1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社

(4) 部外機関との連絡系統図

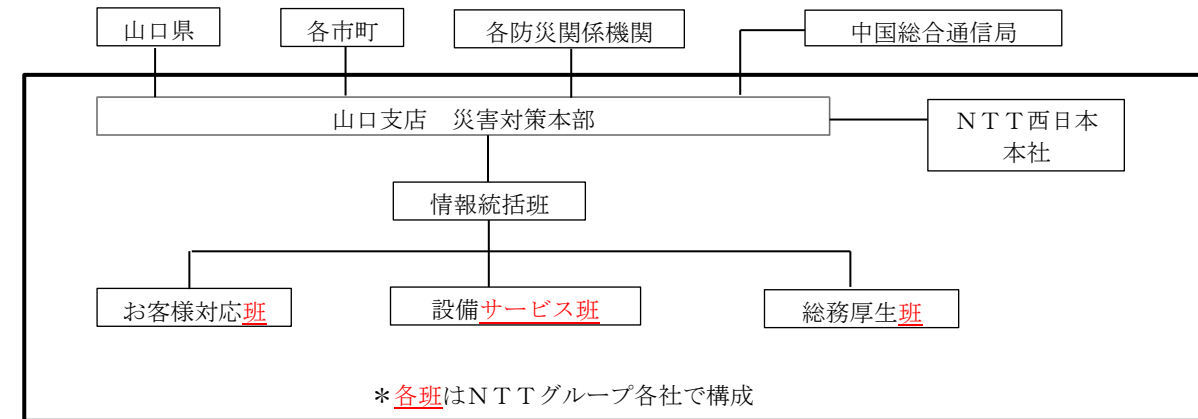
[西日本旅客鉄道株式会社]

【新幹線管理本部】
 運転事故又は災害対策本部
 電話 06-4805-7118

修 正 案

2 災害情報連絡体制の確立

(1) 災害対策組織設置連絡図及び災害発生時の連絡系統図



(2) 災害情報の収集伝達概要

ウ 災害対策情報の広報及び報告

(ア) (略)

(イ) 報道機関への情報提供等外部機関に対する周知については、総務厚生班（本部を設置していない場合は総務担当）が行う。

(略)

カ 社内外への災害情報の周知

(ア) (略)

(イ) 社外

- ・ 総務厚生班から災害情報を提供する。

3 応急対策

(1) 災害対策機器の配備

ア 非常用可搬型収容装置類

災害により、NTTの交換設備等が被災したとき に運搬し、電話やインターネットサービスを提供します。

第19章 公共施設等の応急復旧計画

第3節 鉄道施設

第3項 応急復旧（3-19-12）

1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社

(4) 部外機関との連絡系統図

[西日本旅客鉄道株式会社]

【新幹線管理本部】
 運転事故又は災害対策本部
 電話 06-4805-7119

備 考

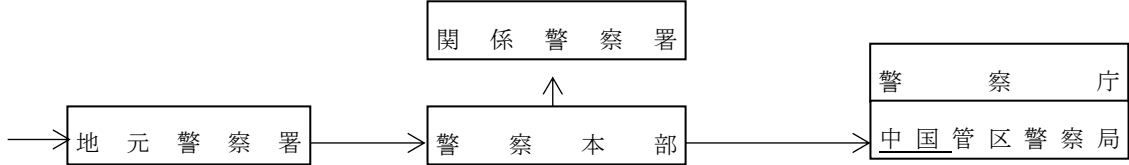
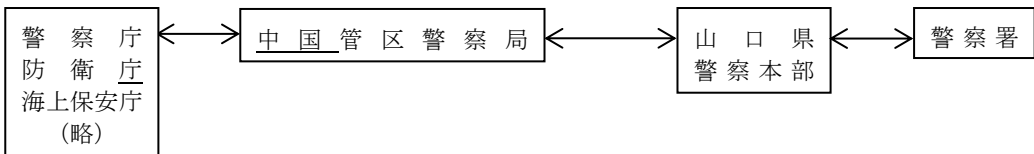
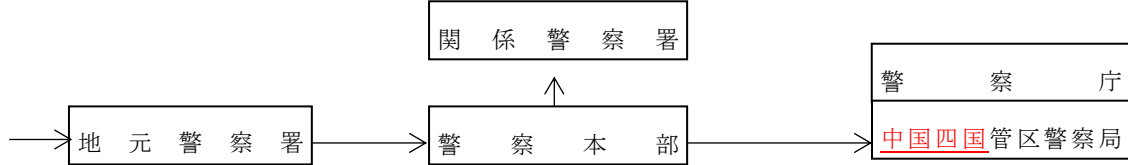
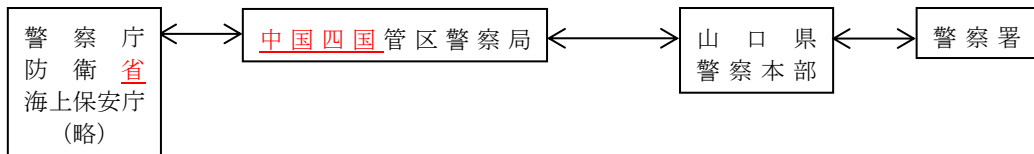
名称・体制の変更

名称変更

名称変更

表現の適正化

連絡先修正

現 行	修 正 案	備 考																																				
<p>第21章 火災対策計画 第2節 林野火災対策計画 第3項 林野火災に係る消防活動 3 林野火災対応の概要</p> <table border="1" data-bbox="124 300 1329 543"> <thead> <tr> <th>事象の経過</th> <th>市町・消防機関の対応</th> <th>関係機関の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>2 山口県 (1) 防災危機管理課 市町・消防本部、森林整備課へ「火災気象通報」の伝達 (2) 森林整備課(農林事務所(森林部)) 森林保全巡視指導員によるパトロールの強化</td> </tr> </tbody> </table> <p>第22章 交通災害対策計画 第1節 海上災害対策計画 第1項 情報の伝達(3-22-2)</p>  <p>第2節 航空災害対策計画 第2項 民間航空機災害応急対策活動 2 関係機関に対する通報連絡 (3) その他県内地域で発生した場合 イ 発生地点が不明確な場合(3-22-15)</p>  <p>4 災害情報の収集伝達 (4) 警察(3-22-24) ア 発見者からの通報、中国管区警察局、関係機関等から事故発生の情報を入手したときは直ちに第2項2により県等関係機関に連絡する。 イ (略)</p> <p>第3項 自衛隊基地及び米軍基地航空災害対策 1 航空事故連絡協議会 (1) 連絡会議の名称及び構成機関(3-22-25)</p> <table border="1" data-bbox="160 1705 1329 1908"> <thead> <tr> <th>空港の名称</th> <th>連絡会議の名称</th> <th>構成機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上自衛隊 岩国航空基地</td> <td>米海兵隊岩国航空基地周辺</td> <td>・(略)</td> </tr> <tr> <td>米海兵隊 岩国航空基地</td> <td>地域航空事故連絡協議会</td> <td>・中国管区警察局、県警察本部、岩国警察署、 柳井警察署</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事象の経過	市町・消防機関の対応	関係機関の対応	(略)	(略)	2 山口県 (1) 防災危機管理課 市町・消防本部、森林整備課へ「火災気象通報」の伝達 (2) 森林整備課(農林事務所(森林部)) 森林保全巡視指導員によるパトロールの強化	空港の名称	連絡会議の名称	構成機関	海上自衛隊 岩国航空基地	米海兵隊岩国航空基地周辺	・(略)	米海兵隊 岩国航空基地	地域航空事故連絡協議会	・中国管区警察局、県警察本部、岩国警察署、 柳井警察署			・(略)	<p>第21章 火災対策計画 第2節 林野火災対策計画 第3項 林野火災に係る消防活動 3 林野火災対応の概要</p> <table border="1" data-bbox="1386 300 2579 543"> <thead> <tr> <th>事象の経過</th> <th>市町・消防機関の対応</th> <th>関係機関の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>2 山口県 (1) 防災危機管理課 市町・消防本部、森林整備課へ「火災気象通報」の伝達 (2) 森林整備課(農林水産事務所等(森林部)) 森林保全巡視指導員によるパトロールの強化</td> </tr> </tbody> </table> <p>第22章 交通災害対策計画 第1節 海上災害対策計画 第1項 情報の伝達(3-22-2)</p>  <p>第2節 航空災害対策計画 第2項 民間航空機災害応急対策活動 2 関係機関に対する通報連絡 (3) その他県内地域で発生した場合 イ 発生地点が不明確な場合(3-22-15)</p>  <p>4 災害情報の収集伝達 (4) 警察(3-22-24) ア 発見者からの通報、中国四国管区警察局、関係機関等から事故発生の情報を入手したときは直ちに第2項2により県等関係機関に連絡する。 イ (略)</p> <p>第3項 自衛隊基地及び米軍基地航空災害対策 1 航空事故連絡協議会 (1) 連絡会議の名称及び構成機関(3-22-25)</p> <table border="1" data-bbox="1421 1705 2591 1908"> <thead> <tr> <th>空港の名称</th> <th>連絡会議の名称</th> <th>構成機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上自衛隊 岩国航空基地</td> <td>米海兵隊岩国航空基地周辺</td> <td>・(略)</td> </tr> <tr> <td>米海兵隊 岩国航空基地</td> <td>地域航空事故連絡協議会</td> <td>・中国四国管区警察局、県警察本部、岩国警察署、 柳井警察署</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事象の経過	市町・消防機関の対応	関係機関の対応	(略)	(略)	2 山口県 (1) 防災危機管理課 市町・消防本部、森林整備課へ「火災気象通報」の伝達 (2) 森林整備課(農林水産事務所等(森林部)) 森林保全巡視指導員によるパトロールの強化	空港の名称	連絡会議の名称	構成機関	海上自衛隊 岩国航空基地	米海兵隊岩国航空基地周辺	・(略)	米海兵隊 岩国航空基地	地域航空事故連絡協議会	・中国四国管区警察局、県警察本部、岩国警察署、 柳井警察署			・(略)	<p>誤記修正</p> <p>機関名変更</p> <p>誤記修正 機関名変更</p> <p>機関名変更</p> <p>機関名変更</p>
事象の経過	市町・消防機関の対応	関係機関の対応																																				
(略)	(略)	2 山口県 (1) 防災危機管理課 市町・消防本部、森林整備課へ「火災気象通報」の伝達 (2) 森林整備課(農林事務所(森林部)) 森林保全巡視指導員によるパトロールの強化																																				
空港の名称	連絡会議の名称	構成機関																																				
海上自衛隊 岩国航空基地	米海兵隊岩国航空基地周辺	・(略)																																				
米海兵隊 岩国航空基地	地域航空事故連絡協議会	・中国管区警察局、県警察本部、岩国警察署、 柳井警察署																																				
		・(略)																																				
事象の経過	市町・消防機関の対応	関係機関の対応																																				
(略)	(略)	2 山口県 (1) 防災危機管理課 市町・消防本部、森林整備課へ「火災気象通報」の伝達 (2) 森林整備課(農林水産事務所等(森林部)) 森林保全巡視指導員によるパトロールの強化																																				
空港の名称	連絡会議の名称	構成機関																																				
海上自衛隊 岩国航空基地	米海兵隊岩国航空基地周辺	・(略)																																				
米海兵隊 岩国航空基地	地域航空事故連絡協議会	・中国四国管区警察局、県警察本部、岩国警察署、 柳井警察署																																				
		・(略)																																				

現 行	修 正 案	備 考												
<p>第24章 広域消防応援・受援に係る計画</p> <p>第2節 山口県緊急消防援助隊受援計画（3-24-6）</p> <p>第1項 総則</p> <p>1 目的</p> <p>この計画は、<u>山口県内において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊災害が発生し、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年消防震第19号。以下「運用要綱」という。）第25条の規定に基づき、（略）</u></p> <p>第2項 応援要請</p> <p>1 本県への出動部隊</p> <p>【指揮支援隊】</p> <table border="1" data-bbox="222 541 1329 663"> <tr> <td>指揮支援隊の所属する消防本部（7消防本部）</td> </tr> <tr> <td>広島市消防局（指揮支援部隊長）、福岡市消防局（指揮支援部隊長代行） 北九州市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、岡山市消防局</td> </tr> </table> <p>【航空部隊】</p> <table border="1" data-bbox="222 743 1329 989"> <tr> <td>第一次出動航空部隊（上段：情報収集航空部隊、下段：救助・救急航空部隊等）</td> </tr> <tr> <td>島根県、愛媛県 岡山県、岡山市、広島県、広島市、北九州市、福岡市</td> </tr> <tr> <td>出動準備航空部隊</td> </tr> <tr> <td>東京都、大阪市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、長崎県 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県</td> </tr> </table> <p>2 応援要請の手続き</p> <p>(1) 緊急消防援助隊の<u>応援要請は、別紙第1のとおり行うものとする。</u></p> <p>(2) 被災地の市町長は、<u>災害規模及び被害状況を考慮して、当該市町を管轄する消防本部の消防力及び県内の消防応援では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、山口県知事（以下「知事」という。）に対して運用要綱別記様式1-2により応援要請を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、知事と連絡が取ることができない場合は、消防庁長官（以下「長官」という。）に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告するものとする。</u></p> <p>(3) 知事は、被災地の市町長から応援要請を受けた場合は、<u>災害規模、被害状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して運用要綱別記様式1-1により応援要請を行うものとする。</u></p>	指揮支援隊の所属する消防本部（7消防本部）	広島市消防局（指揮支援部隊長）、福岡市消防局（指揮支援部隊長代行） 北九州市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、岡山市消防局	第一次出動航空部隊（上段：情報収集航空部隊、下段：救助・救急航空部隊等）	島根県、愛媛県 岡山県、岡山市、広島県、広島市、北九州市、福岡市	出動準備航空部隊	東京都、大阪市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、長崎県 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	<p>第24章 広域消防応援・受援に係る計画</p> <p>第2節 山口県緊急消防援助隊受援計画（3-24-6）</p> <p>第1項 総則</p> <p>1 目的</p> <p>この計画は、<u>緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第36条の規定に基づき、（略）</u></p> <p>第2項 <u>応援等の要請</u></p> <p>1 本県への出動部隊</p> <p>【指揮支援隊】</p> <table border="1" data-bbox="1486 541 2594 663"> <tr> <td>指揮支援隊の所属する消防本部（8消防本部）</td> </tr> <tr> <td>広島市消防局（指揮支援部隊長）、福岡市消防局（指揮支援部隊長代行） 北九州市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、<u>岡山市消防局、熊本市消防局</u></td> </tr> </table> <p>【航空部隊】</p> <table border="1" data-bbox="1486 743 2594 989"> <tr> <td>第一次出動航空部隊（上段：情報収集航空部隊、下段：救助・救急航空部隊等）</td> </tr> <tr> <td>愛媛県、<u>高知県</u> <u>★島根県</u>、岡山県、岡山市、広島県、<u>☆広島市</u>、北九州市、福岡市、<u>大分県</u></td> </tr> <tr> <td>出動準備航空部隊</td> </tr> <tr> <td>東京都、<u>★京都市</u>、大阪市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県、香川県、<u>（削除）長崎県</u> 熊本県、<u>（削除）宮崎県</u>、鹿児島県</td> </tr> </table> <p><u>★：情報収集航空小隊の代替出動隊 ☆：指揮支援部隊長輸送航空小隊</u></p> <p>2 <u>応援等</u>要請の手続き</p> <p>(1) 緊急消防援助隊の<u>応援等要請当該要請に係る連絡は、別紙第1のとおり行うものとする。</u></p> <p>(2) 被災地の市町長は、<u>大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町及び山口県内の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、山口県知事（以下「知事」という。）に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。</u></p> <p><u>ア 災害の概況</u></p> <p><u>イ 出動が必要な区域や活動内容</u></p> <p><u>ウ その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項</u></p> <p>(3) <u>被災地の市町長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町の災害の状況を消防庁長官（以下「長官」という。）に直ちに電話により連絡するものとする。</u></p> <p>(4) <u>被災地の市町長は、知事に対して(2)の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、(2)各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。</u></p> <p>(5) <u>知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び山口県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちにを行うものとし、(2)各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-1）。</u></p> <p>(6) <u>知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。</u></p>	指揮支援隊の所属する消防本部（8消防本部）	広島市消防局（指揮支援部隊長）、福岡市消防局（指揮支援部隊長代行） 北九州市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、 <u>岡山市消防局、熊本市消防局</u>	第一次出動航空部隊（上段：情報収集航空部隊、下段：救助・救急航空部隊等）	愛媛県、 <u>高知県</u> <u>★島根県</u> 、岡山県、岡山市、広島県、 <u>☆広島市</u> 、北九州市、福岡市、 <u>大分県</u>	出動準備航空部隊	東京都、 <u>★京都市</u> 、大阪市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県、香川県、 <u>（削除）長崎県</u> 熊本県、 <u>（削除）宮崎県</u> 、鹿児島県	<p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p>
指揮支援隊の所属する消防本部（7消防本部）														
広島市消防局（指揮支援部隊長）、福岡市消防局（指揮支援部隊長代行） 北九州市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、岡山市消防局														
第一次出動航空部隊（上段：情報収集航空部隊、下段：救助・救急航空部隊等）														
島根県、愛媛県 岡山県、岡山市、広島県、広島市、北九州市、福岡市														
出動準備航空部隊														
東京都、大阪市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、長崎県 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県														
指揮支援隊の所属する消防本部（8消防本部）														
広島市消防局（指揮支援部隊長）、福岡市消防局（指揮支援部隊長代行） 北九州市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、 <u>岡山市消防局、熊本市消防局</u>														
第一次出動航空部隊（上段：情報収集航空部隊、下段：救助・救急航空部隊等）														
愛媛県、 <u>高知県</u> <u>★島根県</u> 、岡山県、岡山市、広島県、 <u>☆広島市</u> 、北九州市、福岡市、 <u>大分県</u>														
出動準備航空部隊														
東京都、 <u>★京都市</u> 、大阪市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県、香川県、 <u>（削除）長崎県</u> 熊本県、 <u>（削除）宮崎県</u> 、鹿児島県														

現 行	修 正 案	備 考
<p>(4) 知事は、被災地の市町長から<u>応援要請</u>がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して<u>運用要綱別記様式 1-1</u>により<u>応援要請</u>を行うものとする。</p> <p>(5) 知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。</p> <p>3 緊急消防援助隊の<u>応援決定通知</u> 知事は、長官から<u>運用要綱別記様式 2-3</u>により<u>応援決定通知</u>を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。</p> <p>4 <u>被害情報等の報告</u> (1) 被災地の市町長は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに次に掲げる事項について知事に対して報告するものとする。 ア 被害状況 イ 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域 ウ 緊急消防援助隊の任務 エ その他必要な事項 (2) 知事は、前項の規定に基づく報告を受けた場合は、速やかにその旨を長官に対して報告するものとする。</p> <p>5 連絡体制 応援要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。 ア <u>応援要請時における関係機関の連絡先</u>は、別表第2のとおりとする。 イ 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時等の場合は、防災行政無線、主運用波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。</p> <p>第3項 受援体制 1 消防応援活動調整本部の設置 (1) 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、<u>消防応援活動調整本部</u>（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。 なお、被災地が一の場合であっても知事が必要と認める場合は、<u>調整本部</u>を設置するものとする。 (2) <u>調整本部</u>は、原則として山口県災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。ただし、必要に応じて被災地において連絡調整に適する場所に設置することができるものとする。</p> <p>2 <u>調整本部の組織</u> (1) <u>調整本部の本部長</u>（以下「調整本部長」という。）は、知事をもって充てるものとする。 (2) <u>調整本部の副本部長</u>は、<u>防災危機管理課長</u>及び山口県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。</p>	<p>(7) 知事は、被災地の市町長から<u>連絡</u>がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して<u>応援等</u>の要請を行うものとする。</p> <p>(8) 知事は、<u>自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議する。</u></p> <p>(9) 知事は、被災地の市町長から、定期に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告する。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告する。</p> <p>(10) 知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。</p> <p>3 緊急消防援助隊の<u>応援等決定通知等</u> 知事は、長官から<u>要請要綱別記様式 3-2</u>により<u>応援等決定通知</u>を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。 なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では<u>応援先市町を指定することが困難なため、長官が応援先都道府県を指定している場合、知事は長官と応援先市町を調整するものとする。</u></p> <p>4 <u>迅速出動等適用時の対応</u> (1) <u>山口県内の消防本部は、要請要綱第5条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第26条に規定する迅速出動が適用となる災害が山口県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、山口県に対して報告するものとする。</u> (2) <u>山口県は、要請要綱第5条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第26条に規定する迅速出動が適用となる災害が山口県内で発生した場合は、早期に山口県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、消防庁に対して報告するものとする。</u> (3) <u>山口県は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して報告するものとする。</u></p> <p>5 連絡体制 応援要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。 ア <u>応援要請時</u>の連絡先は、別表第2のとおりとする。 イ 連絡方法は、原則として有線電話又は<u>ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。）</u>によるものとする。ただし、有線断絶時には、防災行政無線、主運用波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。</p> <p>第3項 受援体制 1 消防応援活動調整本部の設置 (1) 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、<u>調整本部</u>を設置するものとする。 なお、被災地が一の場合であっても、<u>警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、</u>知事が必要と認める場合は、<u>調整本部と同様の組織</u>を設置するものとする。 (2) <u>調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）</u>は、原則として山口県災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。<u>（削除）</u> <u>（削除）</u> (3) <u>調整本部の本部長</u>（以下「調整本部長」という。）は、知事をもって充てるものとする。 (4) <u>調整本部の副本部長</u>は、<u>消防保安課長</u>及び山口県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。</p>	<p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p>
		<p>当受援計画変更に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>(3) 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。 (略) ア 防災危機管理課の職員 (略)</p> <p>(4) 山口県事務決裁規程（昭和44年山口県訓令第4号）第15条の規定に基づき、次に掲げる事務は総務部長が専決するものとし、その他の緊急消防援助隊に係る知事の権限に属する事務は、<u>防災危機管理課長</u>が専決するものとする。 (略)</p> <p>3 調整本部の任務等</p> <p>(1) 調整本部は、山口県消防応援活動調整本部と呼称するものとする。 (2) 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、<u>本部員等</u>について長官に対し、<u>連絡するものとする。</u> (3) 調整本部は、<u>消防庁、山口県災害対策本部（以下「災対本部」という。）及び緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）と連携し、次に掲げる事務を行うものとする。</u> ア <u>現地消防本部の活動、県内の消防相互応援部隊の活動及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。</u> イ <u>緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。</u> ウ <u>各種情報の集約及び整理に関すること。</u> エ <u>自衛隊、警察等の関係機関との連絡調整に関すること。</u> オ <u>その他必要な事項に関すること。</u></p> <p>(4) <u>県は、別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。</u> (5) <u>調整本部は、別紙第2を活用し、運用するものとする。</u> (6) <u>調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者に会議出席の必要を認めその要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。</u> (7) <u>調整本部長は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。</u></p> <p>4 現地消防本部の対応</p> <p><u>現地消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、山口県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。</u></p>	<p>(5) 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。 (略) ア <u>消防保安課</u>の職員 (略)</p> <p>(6) 山口県事務決裁規程（昭和44年山口県訓令第4号）第15条の規定に基づき、次に掲げる事務は総務部長が専決するものとし、その他の緊急消防援助隊に係る知事の権限に属する事務は、<u>消防保安課長</u>が専決するものとする。 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(7) 調整本部は、<u>「山口県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。</u> (8) 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、<u>本部員、連絡先等</u>について長官に対し<u>速やかに</u>連絡するものとする。 (9) 調整本部は、<u>山口県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。</u> ア <u>被災状況、山口県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。</u> イ <u>被災地消防本部、消防団、山口県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。</u> ウ <u>緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。</u> エ <u>自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。</u> オ <u>山口県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。</u> カ <u>山口県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。</u> キ <u>山口県災害対策本部に設置された災害救助部との連絡調整に関すること。</u> ク <u>その他必要な事項に関すること。</u></p> <p>(10) <u>山口県は、別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。</u> (11) <u>調整本部は、別紙第2を活用し、運用するものとする。</u> (12) <u>調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。</u> (13) <u>調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。</u> (14) <u>調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。</u> (15) <u>調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、山口県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。</u></p> <p>2 指揮本部の設置</p> <p>(1) <u>被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。</u> (2) <u>指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。</u> ア <u>被害状況の収集に関すること。</u> イ <u>被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。</u> ウ <u>緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。</u> エ <u>その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。</u></p> <p>(3) <u>指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。</u> (4) <u>指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、山口県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。</u> (5) <u>指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、山口県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。</u></p>	<p>当受援計画変更に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第4項 指揮体制及び通信運用体制</p> <p>1 指揮体制等</p> <p>(1) 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。</p> <p>(2) 指揮支援部長は、山口県内で活動する<u>指揮支援部隊</u>を統括し、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。</p> <p>(3) 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県<u>隊</u>の活動を指揮するものとする。</p> <p>(4) 緊急消防援助隊の連絡体制は、<u>運用要綱別記様式5</u>のとおりとする。</p> <p>2 通信運用体制</p> <p>(1) 山口県内の無線通信運用体制は、別表第4のとおりとする。</p> <p>(2) 各消防本部の使用無線周波数は、別表第5のとおりとする。</p> <p>第5項 消防応援活動の調整等</p> <p>1 迅速出動時の部隊の受入れ</p> <p>(1) 山口県は、迅速出動要綱に規定する災害が発生した場合は早期に調整本部を設置するとともに、被害情報等の収集を行うものとする。</p> <p>(2) 指揮者は、迅速出動が適応になった場合は早期に被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、調整本部に対して報告するとともに、緊急消防援助隊の受入れ体制を整えるものとする。</p> <p>(3) 調整本部は、早期に山口県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、消防庁に対して報告するものとする。</p> <p>2 進出拠点</p> <p>(1) 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び<u>現地消防本部</u>と協議するものとする。なお、<u>進出拠点の決定は、消防庁が行うものとする。</u></p> <p>ア <u>陸上部隊</u>の進出拠点及び担当消防本部、<u>航空部隊</u>の進出拠点は、別表第6のとおりとする。</p> <p>(2) 調整本部は、<u>決定した進出拠点を進出拠点担当消防本部</u>に対して連絡するものとする。</p> <p>(3) 進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。</p> <p>(4) 連絡員等は、到着した<u>応援都道府県隊名及び部隊規模</u>について確認し、調整本部に対して報告するとともに、<u>応援都道府県隊長</u>に対して応援先市町、任務等の情報提供を行うものとする。</p> <p>3 任務付与</p> <p>指揮者は、次に掲げる事項について到着した<u>応援都道府県隊長</u>に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 使用無線系統</p> <p>オ 地水利状況</p> <p>カ その他必要な事項</p>	<p><u>(6) 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。</u></p> <p>第4項 指揮体制及び通信運用体制</p> <p>1 指揮体制等</p> <p>(1) 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。</p> <p>(2) 指揮支援部長は、<u>調整本部の本部員として、</u>山口県内で活動する<u>指揮支援隊</u>を統括し、<u>山口県災害対策本部又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、</u>緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。</p> <p>(3) 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県<u>大隊</u>の活動を指揮するものとする。</p> <p><u>(4) 指揮支援本部長は、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。</u></p> <p><u>(5) 統合機動部長は、都道府県大隊等が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。</u></p> <p><u>(6) エネルギー・産業基盤災害即応部長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。</u></p> <p><u>(7) 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。</u></p> <p><u>(8) 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。</u></p> <p>2 通信運用体制</p> <p><u>(削除)</u> 山口県内の無線通信運用体制は、別表第4のとおりとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第5項 消防応援活動の調整等</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>1 進出拠点</p> <p>(1) 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び<u>被災地消防本部</u>と協議するものとする。<u>(削除)</u></p> <p><u>陸上隊</u>の進出拠点及び担当消防本部、<u>航空隊</u>の進出拠点は、別表第5のとおりとする。</p> <p>(2) 調整本部は、<u>消防庁において決定された進出拠点について、</u>進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。</p> <p>(3) 進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。</p> <p>(4) 連絡員等は、到着した<u>都道府県大隊、都道府県統合機動部隊、都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模</u>について確認し、調整本部に対して報告するとともに、<u>応援都道府県大隊長等</u>に対して応援先市町、任務等の情報提供を行うものとする。</p> <p>2 任務付与</p> <p>指揮者は、次に掲げる事項について到着した<u>応援都道府県大隊長等</u>に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>エ 安全管理に関する体制</u></p> <p><u>オ 使用無線系統</u></p> <p><u>カ 地理及び水利の状況</u></p>	<p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p><u>4</u> 資機材の貸出し</p> <p>(1) 指揮者は、応援都道府県隊長に対して無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。</p> <p>(2) 各市町のスピンドルドライバーの形状は、別表第<u>7</u>のとおりとする。</p> <p><u>5</u> ヘリコプター離着陸場所</p> <p>ヘリコプター離着陸場所は、別表第<u>8</u>のとおりとする。</p> <p><u>6</u> 災害拠点病院等</p> <p>災害拠点病院等は、別表第<u>9</u>のとおりとする。</p> <p><u>7</u> 宿営場所</p> <p>(1) 調整本部は、<u>現地消防本部と協議して別表第10のうちから宿営場所を決定し、消防庁に対して報告するものとする。</u></p> <p>(2) <u>宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担軽減を考慮し、被災者の避難施設と共用しない場所から決定するものとする。</u></p> <p><u>8</u> 燃料補給場所</p> <p><u>陸上部隊及び航空部隊の燃料補給場所は、別表第11のとおりとする。</u></p> <p><u>9</u> 燃料調達要請</p> <p>(1) 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、<u>県災対本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき要請するものとする。</u></p> <p>(2) 災害時における燃料等の供給に関する協定を締結している団体は、別表第<u>12</u>のとおりとする。</p> <p><u>10</u> 重機派遣要請</p> <p>(1) 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、<u>県災対本部と協議し、災害時における重機派遣に関する協定に基づき要請するものとする。</u></p> <p>(2) 災害時における重機派遣に関する協定を締結している団体は、別表第<u>12</u>のとおりとする。</p> <p><u>11</u> 物資等調達要請</p> <p>(1) 調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は、<u>県災対本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定に基づき要請するものとする。</u></p> <p>(2) 災害時における物資調達に関する協定を締結している団体は、別表第<u>12</u>のとおりとする。</p> <p><u>12</u> 部隊移動</p> <p>緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、<u>別紙第3</u>のとおり行うものとする。</p>	<p><u>キ</u> 燃料補給場所</p> <p><u>ク</u> その他活動上必要な事項</p> <p><u>3</u> 資機材の貸出し及び地図の配付</p> <p>(1) 指揮者は、応援都道府県<u>大隊長等</u>に対して無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。</p> <p>(2) 各市町のスピンドルドライバーの形状は、別表第<u>6</u>のとおりとする。</p> <p><u>(3) 指揮者は、応援都道府県大隊長等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。</u></p> <p><u>4</u> ヘリコプター離着陸場所</p> <p>ヘリコプター離着陸場所は、別表第<u>7</u>のとおりとする。</p> <p><u>5</u> 災害拠点病院等</p> <p>災害拠点病院等は、別表第<u>8</u>のとおりとする。</p> <p><u>6</u> 宿営場所</p> <p>(1) 調整本部は、<u>災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表9のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町に設置することも考慮するものとする。</u></p> <p>(2) <u>調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。</u></p> <p><u>(3) 宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。</u></p> <p><u>7</u> 燃料補給場所</p> <p><u>調整本部は、燃料の補給場所について、指揮支援部隊長又は指揮支援隊長を通じて、応援都道府県大隊長等へ連絡するものとする。</u></p> <p><u>陸上隊及び航空小隊の燃料補給場所は、別表第10のとおりとする。</u></p> <p><u>8</u> 燃料調達要請</p> <p>(1) 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、<u>山口県災害対策本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき要請するものとする。</u></p> <p>(2) 災害時における燃料等の供給に関する協定を締結している団体は、別表第<u>11</u>のとおりとする。</p> <p><u>9</u> 重機派遣要請</p> <p>(1) 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、<u>山口県災害対策本部と協議し、災害時における重機派遣に関する協定に基づき要請するものとする。</u></p> <p>(2) 災害時における重機派遣に関する協定を締結している団体は、別表第<u>11</u>のとおりとする。</p> <p><u>10</u> 物資等調達要請</p> <p>(1) 調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は、<u>山口県災害対策本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定に基づき要請するものとする。</u></p> <p>(2) 災害時における物資調達に関する協定を締結している団体は、別表第<u>11</u>のとおりとする。</p> <p><u>11</u> 部隊移動</p> <p>緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、<u>別紙第3又は別紙第4</u>のとおり行うものとする。</p>	<p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>13 長官の求め又は指示による部隊移動</p> <p>(1) 知事は、長官から運用要綱別記様式 4-1 により意見を求められた場合は、<u>指揮者</u>に対して意見を求めるものとする。</p> <p>(2) <u>指揮者</u>は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して<u>運用要綱別記様式 4-2</u>により回答するものとする。</p> <p>(3) 知事は、<u>指揮者</u>の意見を付して、長官に対して<u>運用要綱別記様式 4-3</u>により回答するものとする。</p> <p>(4) 知事は、長官から<u>運用要綱別記様式 4-6</u>により連絡を受けた場合は、<u>指揮者</u>に対して連絡するものとする。</p>	<p>12 長官の求め又は指示による部隊移動</p> <p>(1) 知事は、長官から<u>要請要綱別記様式 6-1</u>により意見を求められた場合は、<u>被災地の市町長</u>に対して意見を求めるものとする。</p> <p>(2) <u>被災地の市町長</u>は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して<u>要請要綱別記様式 6-2</u>により回答するものとする。</p> <p>(3) 知事は、<u>被災地の市町長</u>の意見を付して、長官に対して<u>要請要綱別記様式 6-2</u>により回答するものとする。</p> <p>(4) 知事は、長官から<u>要請要綱別記様式 6-4</u>により連絡を受けた場合は、<u>被災地の市町長</u>に対して連絡するものとする。</p>	<p>当受援計画変更に伴う修正</p>
<p>14 知事による部隊移動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、<u>指揮者</u>の意見を把握するよう努めるとともに、<u>県内</u>の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。</p> <p>(3) 知事は、調整本部の意見を踏まえ、<u>指揮支援部隊長及び指揮支援本部長</u>を経由して都道府県隊長に対し、<u>運用要綱別記様式 4-7</u>により指示を行うものとする。</p> <p>(4) 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して<u>運用要綱別記様式 4-8</u>により通知するものとする。</p>	<p>13 知事による部隊移動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、<u>被災地の市町長</u>の意見を把握するよう努めるとともに、<u>山口県内</u>の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。</p> <p>(3) 知事は、調整本部の意見を踏まえ、<u>指揮支援本部長</u>を経由して都道府県<u>大隊長又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊長</u>に対し、<u>要請要綱別記様式 6-5</u>により指示を行うものとする。</p> <p>(4) 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して<u>要請要綱別記様式 6-6</u>により通知するものとする。</p>	<p>当受援計画変更に伴う修正</p>
<p>15 部隊移動に係る連絡</p> <p>調整本部は、部隊移動を行う場合は、<u>災対本部</u>に対して<u>部隊規模、移動経路等</u>を連絡し、道路啓開、先導等の処置を要求するものとする。</p>	<p>14 部隊移動に係る連絡</p> <p>調整本部は、部隊移動を行う場合は、<u>山口県災害対策本部</u>に対して<u>部隊規模</u>を連絡し、道路啓開、先導等の<u>所要の措置を要請</u>するものとする。</p>	<p>当受援計画変更に伴う修正</p>
<p>16 活動報告</p> <p>(1) <u>指揮支援本部は、都道府県隊長から運用要綱別記様式 6-2 により活動日報の報告を受けた場合は、各都道府県隊長の報告を取りまとめ、調整本部に報告するものとする。</u></p> <p>(2) <u>調整本部は、各指揮支援本部からの報告を取りまとめ、消防庁へ報告するものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>当受援計画変更に伴う修正</p>
<p>第6項 活動終了</p> <p>1 活動終了</p> <p>(1) <u>指揮者は、被害状況等を考慮して緊急消防援助隊の活動が必要ないと判断した場合は、調整本部及び指揮支援本部と協議し、指揮支援本部長及び都道府県隊長に対して緊急消防援助隊の引揚げを指示するものとする。</u></p> <p>(2) <u>調整本部長は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、その旨を長官に対して報告するものとする。</u></p>	<p>第6項 <u>応援等の引揚げの決定</u></p> <p>1 <u>活動終了及び引揚げの決定</u></p> <p>(1) <u>被災地の市町長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。</u></p> <p>(2) <u>前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする。(要請要綱別記様式 4-1)</u></p> <p>(3) <u>調整本部長は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、その旨を長官に対して報告するものとする。</u></p>	<p>当受援計画変更に伴う修正</p>
<p>第7項 その他</p> <p>1 情報提供</p> <p>調整本部、指揮支援本部及び<u>現地消防本部</u>は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。</p> <p>2 地理情報</p> <p><u>県及び各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町別の地図を作成しておくものとする。</u></p>	<p>第7項 その他</p> <p>1 <u>情報共有</u></p> <p>調整本部、指揮支援本部及び<u>指揮本部</u>は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。</p> <p><u>特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した画像等の共有に努めるものとする。</u></p> <p>2 地理情報</p> <p><u>山口県及び各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町別の地図を作成しておくものとする。</u></p>	<p>当受援計画変更に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考																
<p>3 災害時の体制整備 <u>県、各市町及び各消防本部</u>は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。</p> <p>4 <u>受援計画</u>の策定 (1) <u>各消防本部</u>は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を<u>作成</u>するよう努めるものとする。 (2) <u>各消防本部</u>は、当該計画を<u>作成</u>した場合は、<u>県</u>に対して報告するものとする。</p>	<p>3 災害時の体制整備 <u>知事、各市町長及び各消防本部の消防長</u>は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。</p> <p>4 <u>消防本部の受援計画</u>の策定 (1) <u>各消防本部の消防長</u>は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を<u>策定</u>するよう努めるものとする。 (2) <u>各消防本部の消防長</u>は、<u>受援計画の策定及び変更に当たっては、山口県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。</u> (3) <u>各消防本部の消防長</u>は、当該計画を<u>策定又は変更</u>した場合は、<u>知事</u>に対して報告するものとする。</p> <p>5 <u>航空隊の受援計画</u> <u>航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、山口県緊急消防援助隊航空隊受援計画に定めるものとする。</u></p>	<p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p>																
<p>第4節 緊急消防援助隊山口<u>県</u>隊応援等実施計画（3-24-14）</p> <p>第1項 総則</p> <p>1 目的 この計画は、<u>緊急消防援助隊運用要綱</u>（平成16年消防震第19号。以下「<u>運用要綱</u>」という。）第3条第3項の規定に基づき、<u>緊急消防援助隊山口県隊</u>（以下「<u>山口県隊</u>」という。）の応援等について必要な事項を定め、<u>山口県隊</u>が迅速に被災地に出勤し、的確な<u>応援活動</u>を実施することを目的とする。</p>	<p>第4節 緊急消防援助隊山口<u>県大隊</u>隊応援等実施計画（3-24-14）</p> <p>第1項 総則</p> <p>1 目的 この計画は、<u>緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱</u>（平成27年消防広第74号。以下「<u>要請要綱</u>」という。）第35条の規定に基づき、<u>山口県大隊、山口県統合機動部隊</u>（以下「<u>山口県大隊等</u>」という。）の応援等について必要な事項を定め、<u>山口県大隊等</u>が迅速に被災地に出勤し、的確な<u>応援等</u>の活動を実施することを目的とする。</p>	<p>当実施計画変更に伴う修正</p>																
<p>第2項 <u>山口県隊</u>の編成</p> <p>1 連絡体制等 <u>応援出勤</u>に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。 ア <u>応援出勤時</u>における関係機関の連絡先は、別表第2のとおりとする。</p>	<p>第2項 <u>山口県大隊等</u>の編成</p> <p>1 連絡体制等 <u>応援等</u>出勤に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。 ア <u>応援等</u>出勤時における関係機関の連絡先は、別表第2のとおりとする。</p>	<p>当実施計画変更に伴う修正</p>																
<p>2 <u>山口県隊</u>の編成</p> <p>(1) <u>山口県隊の登録部隊</u>は、別表第3のとおりとする。</p> <p>(2) <u>山口県隊</u>は、緊急消防援助隊に登録された<u>部隊</u>のうち、被災地において行う<u>応援</u>に必要な<u>部隊</u>をもって編成するものとする。 なお、<u>山口県隊</u>を編成する期間は、<u>山口県隊発隊式</u>から<u>山口県隊解隊式</u>までの間とし、原則として集結場所で発隊式を行うものとする。</p> <p>(3) <u>山口県隊</u>を<u>大隊</u>とし、<u>山口県隊</u>と呼称するものとする。</p> <p>(4) <u>県隊長</u>は、代表消防機関の下関市消防局の<u>警防課長</u>をもって充てるものとし、代表消防機関が出勤できない場合は、代表消防機関代行の周南市消防本部の<u>警防課長</u>をもって充てるものとする。 なお、両消防本部から指揮隊を出勤させた場合は、代表消防機関代行の<u>警防課長</u>は<u>県副隊長</u>として<u>県隊長</u>を補佐するものとする。</p> <p>(5) <u>部隊（中隊）</u>は、消防本部毎又は消火、<u>救助等</u>の任務単位とし、「(例) 下関中隊、山口県消火<u>部隊</u>」と呼称するものとする。 なお、消防本部毎の<u>部隊長</u>は、各消防本部の出勤職員から<u>県隊長</u>が上席者を指定するものとし、任務毎の<u>部隊長</u>は、次の消防本部の出勤職員から<u>県隊長</u>が上席者を指定するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="210 1856 1101 2018"> <thead> <tr> <th><u>部隊名（中隊）</u></th> <th>中隊長を充てる消防本部名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火<u>部隊</u></td> <td>柳井地区広域消防本部</td> </tr> <tr> <td>救助<u>部隊</u></td> <td>周南市消防本部</td> </tr> <tr> <td>救急<u>部隊</u></td> <td>宇部・山陽小野田消防局</td> </tr> </tbody> </table>	<u>部隊名（中隊）</u>	中隊長を充てる消防本部名	消火 <u>部隊</u>	柳井地区広域消防本部	救助 <u>部隊</u>	周南市消防本部	救急 <u>部隊</u>	宇部・山陽小野田消防局	<p>2 <u>山口県大隊等</u>の編成</p> <p>(1) <u>山口県</u>の<u>登録隊</u>は、別表第3のとおりとする。</p> <p>(2) <u>山口県大隊</u>は、緊急消防援助隊に登録された<u>小隊</u>のうち、被災地において行う<u>応援等</u>に必要な<u>小隊等</u>をもって編成するものとする。 なお、<u>山口県大隊</u>を編成する期間は、<u>発隊式</u>から<u>解隊式</u>までの間とし、原則として集結場所で発隊式を行うものとする。</p> <p>(3) <u>大隊</u>は、<u>都道府県単位</u>とし、<u>山口県大隊</u>と呼称するものとする。</p> <p>(4) <u>山口県大隊長</u>は、代表消防機関の下関市消防局の<u>職員</u>をもって充てるものとし、代表消防機関が出勤できない場合は、代表消防機関代行の周南市消防本部の<u>職員</u>をもって充てるものとする。 なお、両消防本部から指揮隊を出勤させた場合は、代表消防機関代行の<u>職員</u>は<u>山口県大隊副大隊長</u>として<u>大隊長</u>を補佐するものとする。</p> <p>(5) <u>中隊</u>は、消防本部毎又は消火、<u>救助、救急等</u>の任務単位とし、「(例) 下関中隊、山口県消火<u>中隊</u>」と呼称するものとする。 なお、消防本部毎の<u>中隊長</u>は、各消防本部の出勤職員から<u>大隊長</u>が上席者を指定するものとし、任務毎の<u>中隊長</u>は、次の消防本部の出勤職員から<u>大隊長</u>が上席者を指定するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1478 1856 2368 2018"> <thead> <tr> <th><u>中隊長名</u></th> <th>中隊長を充てる消防本部名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火<u>中隊</u></td> <td>柳井地区広域消防本部</td> </tr> <tr> <td>救助<u>中隊</u></td> <td>周南市消防本部</td> </tr> <tr> <td>救急<u>中隊</u></td> <td>宇部・山陽小野田消防局</td> </tr> </tbody> </table>	<u>中隊長名</u>	中隊長を充てる消防本部名	消火 <u>中隊</u>	柳井地区広域消防本部	救助 <u>中隊</u>	周南市消防本部	救急 <u>中隊</u>	宇部・山陽小野田消防局	<p>当実施計画変更に伴う修正</p>
<u>部隊名（中隊）</u>	中隊長を充てる消防本部名																	
消火 <u>部隊</u>	柳井地区広域消防本部																	
救助 <u>部隊</u>	周南市消防本部																	
救急 <u>部隊</u>	宇部・山陽小野田消防局																	
<u>中隊長名</u>	中隊長を充てる消防本部名																	
消火 <u>中隊</u>	柳井地区広域消防本部																	
救助 <u>中隊</u>	周南市消防本部																	
救急 <u>中隊</u>	宇部・山陽小野田消防局																	

現 行		修 正 案		備 考																																						
<table border="1"> <tr> <td>後方支援部隊</td> <td>下関市消防局</td> </tr> <tr> <td>特殊災害部隊</td> <td>岩国地区消防組合消防本部</td> </tr> <tr> <td>特殊装備部隊</td> <td>防府市消防本部</td> </tr> </table> <p>(6) 隊（小隊）は、各車両又は付加された任務単位とし、「(例) 萩消火隊」と呼称するものとする。 なお、隊長は、当該隊の上席者をもって充てるものとする。</p> <p>(7) 後方支援部隊の編成は、別表第4のとおりとし、県単位で後方支援部隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。</p> <p>3 各隊の保有資機材等 <u>後方支援部隊の保有資機材は、別表第4のとおり。</u></p> <p>4 指揮体制等 (1) 山口県隊の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。 (2) 受援都道府県内での連絡体制は、運用要綱別記様式5のとおりとする。 (3) 県隊長は、山口県隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下、指揮支援部隊長又は指揮支援本部長の管理を受け、山口県隊の活動を管理するものとする。 (4) 部隊長（中隊長）は、山口県隊長の管理の下に隊（小隊）の活動を管理するものとする。 (5) 隊長（小隊長）は、部隊長（中隊長）の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。</p> <p>5 出動時における無線通信運用体制 <u>出動時の無線通信運用体制は、別表第5のとおりとする。</u></p> <p>第3項 山口県隊の出動 1 出動基準及び集結場所等 (1) 山口県隊の出動基準、第一次出動県及び出動準備県並びに集結場所は、別表第6のとおりとする。 (2) 東海地震等の3つの大規模地震における山口県隊の出動基準等は、別表第6下段のとおりであり、山口県隊はいずれも第四次出動隊に規定されている。</p> <p>別表第6【抜粋】</p> <table border="1"> <tr> <td>出動準備県（東海地震が発生した場合）</td> <td>※東海地震における緊援隊アクションプラン</td> </tr> <tr> <td colspan="2">神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※東京都及び岐阜県は、県内応援での対応を想定</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>出動準備県（首都直下地震が発生した場合）</td> <td>※首都直下地震における緊援隊アクションプラン</td> </tr> <tr> <td colspan="2">東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>出動準備県（東南海・南海地震が発生した場合）</td> <td>※東南海・南海地震における緊援隊アクションプラン</td> </tr> <tr> <td colspan="2">静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県</td> </tr> </table> <p>2 出動準備及び出動可能隊数の報告 (1) 各消防本部は、山口県隊が第一次出動県隊及び出動準備県隊となる県において震度6弱（政令市は5強）以上の地震災害が発生した場合、津波・大津波警報が発表された場合又は火山の噴火災害が発生した場合は、出</p>	後方支援部隊	下関市消防局	特殊災害部隊	岩国地区消防組合消防本部	特殊装備部隊	防府市消防本部	出動準備県（東海地震が発生した場合）	※東海地震における緊援隊アクションプラン	神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県		※東京都及び岐阜県は、県内応援での対応を想定		出動準備県（首都直下地震が発生した場合）	※首都直下地震における緊援隊アクションプラン	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県		出動準備県（東南海・南海地震が発生した場合）	※東南海・南海地震における緊援隊アクションプラン	静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県		<table border="1"> <tr> <td>後方支援中隊</td> <td>下関市消防局</td> </tr> <tr> <td>特殊災害中隊</td> <td>岩国地区消防組合消防本部</td> </tr> <tr> <td>特殊装備中隊</td> <td>防府市消防本部</td> </tr> </table> <p>(6) 中隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「(例) 萩消火隊」と呼称するものとする。 なお、小隊長は、当該中隊の上席者をもって充てるものとする。</p> <p>(7) 後方支援中隊の編成は、別表第4のとおりとし、県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。</p> <p><u>(8) 統合機動部隊は、別表第5のとおり編成し、山口県統合機動部隊と呼称するものとする。なお、山口県統合機動部隊隊長は、代表消防機関の下関市消防局の職員をもって充てるものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 指揮体制等 (1) 山口県大隊の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。 (2) 受援都道府県内での連絡体制は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年消防震第19号。以下「運用要綱」という。）別記様式1のとおりとする。 (3) 山口県大隊長は、山口県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、山口県大隊の活動の指揮を行うものとする。 (4) 山口県統合機動部隊隊長は、山口県大隊長が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。 (5) 中隊長は、山口県大隊長の管理の下に小隊の活動を管理するものとする。 (6) 小隊長は、中隊長の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>4 出動基準及び集結場所等 (1) 山口県大隊の出動基準、第一次出動県及び出動準備県並びに集結場所は、別表第6のとおりとする。 (2) 東海地震等の3つの大規模地震における山口県大隊の出動基準等は、別表第6下段のとおりである。</p> <p>別表第6【抜粋】</p> <table border="1"> <tr> <td>出動準備県（東海地震が発生した場合）</td> <td>※【暫定版】東海地震における緊援隊アクションプラン</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>(削除)</u> 山梨県、<u>(削除)</u> 静岡県、愛知県、三重県</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※神奈川県、長野県及び岐阜県は、県内応援での対応を想定</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>出動県（首都直下地震が発生した場合）</td> <td>※首都直下地震における緊援隊アクションプラン</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>(削除)</u> 神奈川県 <u>(削除)</u></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>出動県（南海トラフ地震が発生した場合）</td> <td>※南海トラフ地震における緊援隊アクションプラン</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>宮崎県（九州地方が大きく被災）、大分県（その他の地方が大きく被災）</u></td> </tr> </table> <p>第3項 山口県大隊等の出動 1 出動準備及び出動可能隊数の報告 (1) 各消防本部は、山口県大隊が第一次出動県大隊及び出動準備県大隊となる県において震度6弱（政令市は5強）以上の地震災害が発生した場合、大津波警報が発表された場合又は噴火警報（居住地域）が発表された</p>	後方支援中隊	下関市消防局	特殊災害中隊	岩国地区消防組合消防本部	特殊装備中隊	防府市消防本部	出動準備県（東海地震が発生した場合）	※【暫定版】東海地震における緊援隊アクションプラン	<u>(削除)</u> 山梨県、 <u>(削除)</u> 静岡県、愛知県、三重県		※神奈川県、長野県及び岐阜県は、県内応援での対応を想定		出動県（首都直下地震が発生した場合）	※首都直下地震における緊援隊アクションプラン	<u>(削除)</u> 神奈川県 <u>(削除)</u>		出動県（南海トラフ地震が発生した場合）	※南海トラフ地震における緊援隊アクションプラン	<u>宮崎県（九州地方が大きく被災）、大分県（その他の地方が大きく被災）</u>		<p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p>
後方支援部隊	下関市消防局																																									
特殊災害部隊	岩国地区消防組合消防本部																																									
特殊装備部隊	防府市消防本部																																									
出動準備県（東海地震が発生した場合）	※東海地震における緊援隊アクションプラン																																									
神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県																																										
※東京都及び岐阜県は、県内応援での対応を想定																																										
出動準備県（首都直下地震が発生した場合）	※首都直下地震における緊援隊アクションプラン																																									
東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県																																										
出動準備県（東南海・南海地震が発生した場合）	※東南海・南海地震における緊援隊アクションプラン																																									
静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県																																										
後方支援中隊	下関市消防局																																									
特殊災害中隊	岩国地区消防組合消防本部																																									
特殊装備中隊	防府市消防本部																																									
出動準備県（東海地震が発生した場合）	※【暫定版】東海地震における緊援隊アクションプラン																																									
<u>(削除)</u> 山梨県、 <u>(削除)</u> 静岡県、愛知県、三重県																																										
※神奈川県、長野県及び岐阜県は、県内応援での対応を想定																																										
出動県（首都直下地震が発生した場合）	※首都直下地震における緊援隊アクションプラン																																									
<u>(削除)</u> 神奈川県 <u>(削除)</u>																																										
出動県（南海トラフ地震が発生した場合）	※南海トラフ地震における緊援隊アクションプラン																																									
<u>宮崎県（九州地方が大きく被災）、大分県（その他の地方が大きく被災）</u>																																										

現 行	修 正 案	備 考
<p>動準備を行うものとする。</p> <p>(2) 前項の場合において、各消防本部は、県からの出動可能隊数の報告依頼がない場合であっても、直ちに、県及び代表消防機関（下関）・代表消防機関代行（周南）に対して<u>運用要綱別記様式 3-3</u>により出動可能隊数をFAX及び電話で報告するものとする。</p> <p>また、県は、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、直ちに消防庁に対して<u>運用要綱別記様式 3-2</u>により出動可能隊数の報告を行うものとする。</p> <p>(3) 県は、消防庁から<u>運用要綱別記様式 3-1</u>により出動準備を求められた場合は、各消防本部に対して出動準備を求めるものとする。</p> <p>この場合において、各消防本部は出動準備を行うとともに、速やかに県及び代表消防機関（下関）・代表消防機関代行（周南）に対して<u>運用要綱別記様式 3-3</u>により出動可能隊数をFAX及び電話で報告するものとし、県は、速やかに消防庁に対して<u>運用要綱別記様式 3-2</u>により出動可能隊数の報告を行うものとする。</p> <p>3 山口県隊の出動</p> <p>(1) 県知事は、消防庁長官から<u>運用要綱別記様式 2-1</u>又は<u>2-2</u>により出動の求め又は指示を受けた場合は、代表消防機関との協議の上、<u>出動部隊の調整、集結時間・場所、使用無線波、その他必要な事項を決定し、応援出動要請書（様式4）</u>により<u>各市長等</u>に対して出動の求め又は指示を行うものとする。</p> <p>なお、受援県内の場所を集結場所に指定する場合は、事前に当該受援県の調整本部と調整するものとする。</p> <p>(2) 各消防本部は、前項の規定に基づく出動の求め又は指示を受けた場合は、速やかに<u>部隊</u>を出動させるものとする。なお、<u>出動部隊</u>には、原則として72時間活動可能な食糧・飲料水、個人装備品等を携行させるものとする。</p> <p>(3) <u>出動に係る部隊の編成は、別表第7のとおりとする。</u></p> <p>(4) <u>部隊を出動させた消防本部は、派遣部隊連絡書（様式5）により県及び代表消防機関に対して報告するものとする。</u>なお、<u>出動部隊</u>にも、<u>派遣部隊連絡書（様式5）の写しを携行させ、集結場所到着時、山口県隊長に提出するものとする。</u></p> <p>(5) 代表消防機関は、前項の派遣部隊連絡書（様式5）を取りまとめ、緊急消防援助隊の派遣（様式6）により県及び各消防本部に対して報告するものとする。</p> <p>(6) 県は、<u>消防庁に対して出動隊数を報告するものとする。</u></p> <p>4 迅速出動</p> <p>(1) <u>迅速出動に係る部隊の編成は、別表第7のとおりとする。</u></p> <p>(2) <u>県及び代表消防機関は、迅速出動要綱区分Ⅰに該当する事案が発生した場合は、第一次編成陸上部隊及び第二次編成陸上部隊の集結時間・場所等を協議の上決定し、各消防本部に対して連絡するものとする。</u></p> <p>(3) <u>各消防本部は、迅速出動要綱区分Ⅰに該当する事案が発生した場合は、速やかに出動可能な全隊を出動させるものとする。</u></p> <p>(4) <u>関係消防本部は、迅速出動要綱区分Ⅱに該当する事案が発生した場合は、速やかに陸上部隊先遣隊を出動さ</u></p>	<p>場合は、出動準備を行うものとする。</p> <p>(2) 前項の場合において、各消防本部は、県からの出動可能隊数の報告依頼がない場合であっても、直ちに、県及び代表消防機関（下関）・代表消防機関代行（周南）に対して<u>要請要綱別記様式 2-2</u>により出動可能隊数をFAX及び電話で報告するものとする。</p> <p>また、県は、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、直ちに消防庁に対して<u>要請要綱別記様式 2-2</u>により出動可能隊数の報告を行うものとする。</p> <p>(3) 県は、消防庁から<u>要請要綱別記様式 2-1</u>により出動準備を求められた場合は、各消防本部に対して出動準備を求めるものとする。</p> <p>この場合において、各消防本部は出動準備を行うとともに、速やかに県及び代表消防機関（下関）・代表消防機関代行（周南）に対して<u>要請要綱別記様式 2-2</u>により出動可能隊数をFAX及び電話で報告するものとし、県は、速やかに消防庁に対して<u>要請要綱別記様式 2-2</u>により出動可能隊数の報告を行うものとする。</p> <p>2 山口大隊等の出動</p> <p>(1) 県知事は、消防庁長官から<u>要請要綱別記様式 3-1</u>により出動の求め又は指示を受けた場合は、<u>別表第3～5に基づき、代表消防機関との協議の上、出動する小隊の調整、集結場所・時間、使用無線波、その他必要な事項を決定し、応援出動要請書（様式4）</u>により<u>各市長等（各消防本部）</u>に対して出動の求め又は指示を行うものとする。</p> <p>なお、受援県内の場所を集結場所に指定する場合は、事前に当該受援県の調整本部と調整するものとする。</p> <p>(2) 各消防本部は、前項の規定に基づく出動の求め又は指示を受けた場合は、速やかに<u>各小隊</u>を出動させるものとする。なお、<u>出動小隊</u>には、原則として72時間活動可能な食糧・飲料水、個人装備品等を携行させるものとする。</p> <p>(3) <u>山口県大隊長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、出動の求め又は指示を受けた場合は、概ね1時間以内に山口県統合機動部隊を出動させるとともに、後続する山口県大隊の円滑な活動に資するため、次に掲げる任務を指示し、山口県大隊及び後方支援本部に対して報告させるものとする。</u></p> <p><u>ア 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集及び提供に関すること。</u></p> <p><u>イ 被災状況、活動場所、任務、必要な隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。</u></p> <p><u>ウ 被災地消防本部との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>エ 被災地における通信の確保に関すること。</u></p> <p><u>オ 初期消火、救助及び救急活動に関すること。</u></p> <p><u>カ 航空消防活動の支援に関すること。</u></p> <p><u>キ 宿営場所の設営に関すること。</u></p> <p>(4) 出動に係る<u>山口県大隊等</u>の編成は、別表第7のとおりとする。</p> <p>(5) <u>小隊</u>を出動させた消防本部は、派遣<u>小隊</u>連絡書（様式5）により県及び代表消防機関に対して報告するものとする。なお、<u>出動部隊</u>にも、派遣<u>小隊</u>連絡書（様式5）の写しを携行させ、集結場所到着時、<u>山口県大隊長、統合機動部隊長（以下「山口県大隊長等」という。）</u>に提出するものとする。</p> <p>(6) 代表消防機関は、前項の派遣<u>小隊</u>連絡書（様式5）を取りまとめ、緊急消防援助隊の派遣（様式6）により県及び各消防本部に対して報告するものとする。</p> <p>(7) 県は、<u>各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式 2-2により出動隊数を報告するものとする。</u></p> <p>3 迅速出動</p> <p>(1) 迅速出動に係る<u>山口県大隊</u>の編成は、別表第7のとおりとする。</p> <p>(2) <u>迅速出動に該当する事案が発生した場合、県は、速やかに消防庁等から情報収集を行うとともに、各消防本部との情報共有に努めるものとする。</u></p> <p>(3) <u>迅速出動に該当する事案が発生した場合、各消防本部は速やかに出動準備を行うとともに、県及び代表消防機関（下関）・代表消防機関代行（周南）に対して、要請要綱別記様式 2-2により出動可能隊数をFAX及び電話で報告するものとし、県は、各消防本部の報告を取りまとめて消防庁に対して報告するものとする。</u></p>	<p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>せるものとする。</p> <p>なお、広島県又は島根県で発災したときは、複数の消防本部で陸上部隊先遣隊を編成することとなるため、相互に連絡をとりあつて、部隊の編成等を確認するものとする。</p> <p>(5) 陸上部隊先遣隊及び第一次編成陸上部隊の部隊長は、福岡県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県隊長が上席者を指定するものとする。</p> <p>(6) 第二次編成陸上部隊の部隊長は、福岡県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県隊長が上席者を指定するものとする。</p> <p>(7) 各消防本部は、迅速出動要綱区分Ⅰ及びⅡに該当する事案が発生し出動する場合は、速やかに出動予定隊数を県及び代表消防機関（下関）・代表消防機関代行（周南）に対して、運用要綱別記様式 3-3 により出動可能隊数をFAX及び電話で報告するものとし、県は、各消防本部の報告を取りまとめて消防庁に対して報告するものとする。</p> <p>なお、既に出動した場合は、出動隊数を報告するものとする。</p> <p>(8) 各消防本部は、迅速出動要綱区分Ⅱ及びⅢに該当する事案が発生した場合は、速やかに出動準備を行うとともに、情報収集に努めるものとする。</p>	<p>なお、既に出動した場合は、出動隊数を報告するものとする。</p> <p><u>(4) 迅速出動区分Ⅰに該当する事案が発生した場合、前項に定めるもののほか、各消防本部は次のとおり対応するものとする。</u></p> <p><u>ア 各消防本部は、出動可能な全隊を出動させるものとする。</u></p> <p><u>(7) 山口県統合機動部隊は、山口県大隊長の指示を受け、概ね1時間以内に出動するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 第一次編成陸上隊は、山口県統合機動部隊の出動に引き続き、直ちに出動するものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 第二次編成陸上隊は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、出動するものとする。</u></p> <p><u>イ 県及び代表消防機関は、第一次編成陸上隊及び第二次編成陸上隊の集結場所及び集結時間を協議の上決定し、各消防本部に対して連絡するものとする。</u></p> <p><u>(5) 速出動区分Ⅱに該当する事案が発生した場合、(3)に定めるもののほか、山口県統合機動部隊は、山口県大隊長の指示を受け、概ね1時間以内に出動するものとする。</u></p> <p><u>(6) (4)及び(5)の場合において、後方支援本部は、山口県大隊等が出動する前に消防庁に対して、電話により連絡するものとする。</u></p> <p><u>(7) 第一次編成陸上隊の隊長</u>は、福岡県応援時は、下関市消防局の出動隊員から<u>県大隊長</u>が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から<u>県大隊長</u>が上席者を指定するものとする。</p> <p><u>(8) 第二次編成陸上隊の隊長</u>は、福岡県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から<u>県大隊長</u>が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、下関市消防局の出動隊員から<u>県大隊長</u>が上席者を指定するものとする。</p>	<p>当実施計画変更に伴う修正</p>
<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>4 緊急消防援助隊の車両表示</u></p> <p><u>緊急消防援助隊として出動する車両は、「緊急消防援助隊山口県大隊」と明示したマグネットシート又は表示幕を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。</u></p>	<p>当実施計画変更に伴う修正</p>
<p>5 集結場所への集結完了</p> <p>(1) 出動部隊長は、集結場所に到着した時、派遣部隊連絡書（様式5）の写しを<u>県隊長</u>へ提出するとともに、山口県隊概要（様式7）により<u>県隊</u>の概要を確認するものとする。</p> <p>(2) <u>県隊長</u>は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を<u>後方支援本部</u>に対して報告するものとする。</p>	<p>5 集結場所への集結完了</p> <p>(1) 出動<u>中隊長</u>は、集結場所に到着した時、派遣<u>小隊</u>連絡書（様式5）の写しを<u>山口県大隊長等</u>へ提出するとともに、山口<u>県大隊等</u>概要（様式7）により<u>山口県大隊等</u>の概要を確認するものとする。</p> <p>(2) <u>山口県大隊長等</u>は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を<u>消防庁及び後方支援本部</u>に対して報告するものとする。</p>	<p>当実施計画変更に伴う修正</p>
<p>6 進出拠点への進出</p> <p>(1) <u>県隊長</u>は、進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁及び後方支援本部に対して報告するものとする。</p> <p>(2) 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、<u>消防応援活動調整本部</u>（以下「<u>調整本部</u>」という。）及び後方支援本部に対して報告するものとする。</p> <p>(3) <u>県隊長</u>は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について<u>各部隊</u>に周知し、進出拠点へ進出するものとする。</p> <p>ア 被災地の被害概要</p> <p>イ <u>山口県隊</u>の活動地域及び任務</p> <p>ウ <u>山口県隊</u>の進出拠点及び出動ルート</p> <p>エ <u>山口県隊</u>の隊列</p> <p>オ その他必要な事項</p> <p>(4) 集結場所から進出拠点までの間は、原則として<u>出動に係る部隊編成毎</u>に隊列を確保し行動するものとし、先頭及び最後尾の車両は常に連絡を取りながら、安全管理等に努めるものとする。</p>	<p>6 進出拠点への進出</p> <p>(1) <u>山口県大隊長等</u>は、進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、<u>消防応援活動調整本部</u>（以下「<u>調整本部</u>」という。）及び後方支援本部に対して報告するものとする。</p> <p>(2) 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、<u>調整本部</u>及び後方支援本部に対して報告するものとする。</p> <p>(3) <u>山口県大隊長等</u>は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について<u>各小隊</u>に周知し、進出拠点へ進出するものとする。</p> <p>ア 被災地の被害概要</p> <p>イ <u>山口県大隊等</u>の活動地域及び任務</p> <p>ウ <u>山口県大隊等</u>の進出拠点及び出動ルート</p> <p>エ <u>山口県大隊等</u>の隊列</p> <p>オ その他必要な事項</p> <p>(4) 集結場所から進出拠点までの間は、原則として<u>出動隊の編成毎</u>に隊列を確保し行動するものとし、先頭及び最後尾の車両は常に連絡を取りながら、安全管理等に努めるものとする。</p>	<p>当実施計画変更に伴う修正</p>
<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>7 高速自動車国道等の通行</u></p> <p><u>高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。</u></p>	<p>当実施計画変更に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>(追加)</p> <p>7 進出拠点到着</p> <p>(1) 県隊長は、進出拠点到着後、速やかに県隊名及び部隊規模について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。</p> <p>なお、進出拠点に受援県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。</p> <p>(2) 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、<u>県隊長</u>のみが先行して前項の任務を行い、無線等により<u>県隊</u>に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。</p> <p>8 現地到着</p> <p>(1) 県隊長は、応援先市町村到着後、速やかに<u>県隊名、部隊規模等</u>について指揮者及び緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 山口県隊本部を設置する場合はその位置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県隊長は、速やかに山口<u>県隊</u>現場到着時の報告書（様式8）により後方支援本部に対して報告するものとする。</p> <p>9 山口県隊本部の設置</p> <p>(1) 県隊長は、必要に応じて県隊長を本部長とする山口<u>県隊</u>本部を設置するものとする。</p> <p>(2) 県隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p><u>ア 被災地への出動途上等での緊急走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動中であることを申し出るものとする。</u></p> <p><u>イ 被災地からの帰署（所）途上等の通常走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動途上又は帰署（所）途上であることを申し出るとともに、車両ごとに公務従事車両証明書（別紙第2）に必要事項を記入し提出するものとする。</u></p> <p><u>なお、緊急やむを得ず当該証明書を持参することができない場合は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通行日時及び車両登録番号等を記入し提出するものとする。</u></p> <p><u>ウ 料金収受員から別途指示があった場合は、その指示に従うものとする。</u></p> <p>8 情報共有</p> <p><u>被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。</u></p> <p>9 進出拠点到着</p> <p>(1) <u>山口県大隊長等</u>は、進出拠点到着後、速やかに<u>県大隊名、規模及び保有資機材等</u>について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。</p> <p>なお、進出拠点に受援県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。</p> <p>(2) 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、<u>山口県大隊長等</u>のみが先行して前項の任務を行い、無線等により<u>後続する出動隊</u>に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。</p> <p>10 現地到着</p> <p>(1) <u>山口県大隊長等</u>は、応援先市町村到着後、速やかに<u>県大隊名、規模及び保有資機材等</u>について指揮者及び<u>指揮支援本部長</u>に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 山口<u>県大隊</u>本部を設置する場合は、<u>その位置</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>山口県大隊長等</u>は、速やかに山口<u>県大隊</u>現場到着時の報告書（様式8）により後方支援本部に対して報告するものとする。</p> <p><u>(3) 山口県大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する山口県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が山口県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、山口県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。</u></p> <p><u>(4) 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する山口県大隊が被災地に到着後は、山口県大隊に帰属し、山口県大隊長の指揮の下、山口県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。</u></p> <p>第4項 現場活動</p> <p>1 山口<u>県大隊</u>本部の設置</p> <p>(1) <u>山口県大隊長</u>は、<u>災害現場付近の活動上適当な場所に山口県大隊長</u>を本部長とする山口<u>県大隊</u>本部を設置するものとする。</p> <p>(2) <u>山口県大隊長</u>は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。</p> <p><u>(3) 山口県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。</u></p> <p><u>(4) 山口県大隊長は、山口県大隊の活動内容や現場写真等を記録する要員を配置するものとする。</u></p> <p>2 活動時における無線通信運用及び情報収集</p> <p><u>(1) 活動時の無線通信運用体制は、別表第8のとおりとする。</u></p>	<p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>第4項 後方支援活動</p> <p>1 後方支援本部の設置</p> <p>(1) 山口県隊が出動する場合は、県に後方支援本部を設置するものとする。</p> <p>(2) 後方支援本部長は、県防災危機管理課長をもって充てるものとする。</p> <p>(3) 本部長は、県防災危機管理課、代表消防機関及び代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。なお、代表消防機関は、後方支援本部設置後、直ちに後方支援本部に参集するものとし、代表消防機関代行は、状況に応じて後方支援本部に参集するものとする。</p> <p>(4) 後方支援本部長は、必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。</p> <p>(5) 後方支援本部は、山口県隊の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。</p> <p>ア 消防庁、指揮支援（部）隊長、山口県隊長及び関係機関との各種連絡調整</p> <p>イ 山口県隊の出動、集結及び活動に係る調整</p> <p>ウ 山口県隊の活動記録の集約</p> <p>エ 各消防本部に対する山口県隊の活動状況に関する情報提供</p> <p>オ 山口県隊に対する災害に関する情報提供</p> <p>カ 必要な資機材等の手配及び提供に関する調整</p> <p>キ 食糧（3日目を降）の手配及び提供に関する調整</p> <p>ク 増援部隊及び交替部隊の派遣に関する調整</p> <p>ケ その他必要な事項</p> <p>(6) 各消防本部は、後方支援本部の活動が円滑に実施できるよう協力するものとする。</p> <p>2 後方支援部隊の任務等</p> <p>(1) 後方支援部隊は、山口県隊長の指揮の下、山口県隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。</p> <p>(2) 後方支援部隊の具体的な活動については、別に定める山口県隊後方支援活動要領により行うものとする。</p>	<p>(2) 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、山口県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。</p> <p>3 各隊の保有資機材等</p> <p>(1) 後方支援中隊の保有資機材は、別表第4のとおりとする。</p> <p>(2) 後方支援資機材を除く保有資機材は、別表第9のとおりとする。</p> <p>4 県大隊長への報告等</p> <p>(1) 県大隊長は、必要の都度、山口県大隊事前打合せ事項（様式9）に掲げる事項等について打ち合わせ会を開催し、県大隊の活動方針の徹底、隊員の安全管理の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 各中隊長は、災害現場ごとに中隊活動報告書（様式10）により活動結果等を記録し、県大隊長に対して報告するものとする。</p> <p>4 日報</p> <p>山口県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。</p> <p>第5項 後方支援活動</p> <p>1 後方支援本部の設置</p> <p>(1) 山口県大隊等が出動する場合は、県に後方支援本部を設置するものとする。</p> <p>(2) 後方支援本部長は、県消防保安課長をもって充てるものとする。</p> <p>(3) 副本部長及び本部長は、県消防保安課、代表消防機関及び代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。なお、代表消防機関及び代表消防機関代行の職員は、後方支援本部設置後、直ちに後方支援本部に参集するものとする。ただし、後方支援本部長が、被災地の状況等を勘案し、後方支援本部に参集しなくても任務に支障がないと判断した場合は、その限りではない。</p> <p>(4) 後方支援本部長は、必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。</p> <p>(5) 後方支援本部は、山口県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。</p> <p>ア 消防庁、指揮支援（部）隊長、山口県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整</p> <p>イ 山口県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整</p> <p>ウ 山口県大隊等の活動記録の集約</p> <p>エ 各消防本部に対する山口県大隊等の活動状況に関する情報提供</p> <p>オ 山口県大隊等に対する災害に関する情報提供</p> <p>カ 必要な資機材等の手配に関する調整</p> <p>キ 食糧（3日目を降）の手配に関する調整</p> <p>ク 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整</p> <p>ケ その他必要な事項</p> <p>(6) 各消防本部は、後方支援本部の活動が円滑に実施できるよう協力するものとする。</p> <p>(7) 前項までに定めるもののほか、後方支援本部の具体的な活動については、別に定める要領等により行うものとする。</p> <p>2 後方支援中隊の任務等</p> <p>(1) 後方支援中隊は、山口県大隊長の指揮の下、山口県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。</p> <p>(2) 後方支援中隊の具体的な活動については、別に定める要領等により行うものとする。</p>	<p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>3 相互協力 県及び各消防本部は、山口県隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるものとする。</p>	<p>3 相互協力 県及び各消防本部は、山口県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるものとする。</p>	<p>当実施計画変更に伴う修正</p>
<p>第5項 活動終了</p> <p>1 部隊の引揚げ</p> <p>(1) 県隊長は、指揮者から引揚げ指示があった場合は、速やかに調整本部及び指揮支援本部に報告するとともに、現場における活動を終了するものとする。</p> <p>(2) 県隊長は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮者及び調整本部に報告し、指揮支援部隊長の指示により被災地から引揚げるものとする。</p> <p>ア 山口県隊の活動概要（時間、場所、隊数等）</p> <p>2 帰署報告 緊急消防援助隊として出動した部隊の所属する消防本部は、部隊が被災地から帰署した場合は、その旨を県に対して報告するものとし、県は消防庁に対して報告するものとする。</p>	<p>第6項 活動終了</p> <p>1 山口県大隊等の引揚げ</p> <p>(1) 山口県大隊長は、指揮支援部隊長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。</p> <p>(2) 山口県大隊長は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。</p> <p>ア 山口県大隊の活動概要（時間、場所、隊数等）</p> <p>2 帰署（所）報告</p> <p>(1) 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、県に対して報告するものとする。</p> <p>(2) 県は、県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。</p>	<p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p>
<p>第6項 活動報告等</p> <p>1 県隊長への報告等</p> <p>(1) 県隊長は、必要の都度、山口県隊活動打合せ事項（様式9）に掲げる事項等について打ち合わせ会合を開催し、県隊の活動方針の徹底、隊員の安全管理の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 各部隊長は、災害現場ごとに部隊活動報告書（様式10）により活動結果等を記録し、県隊長に対して報告するものとする。</p> <p>2 日報 県隊長は、指揮支援本部に対して運用要綱別記様式6-2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。</p> <p>3 帰署後における報告</p> <p>(1) 緊急消防援助隊として出動した部隊の所属する消防本部は、全部隊が被災地から帰署した場合は、県及び代表消防機関に対して運用要綱別記様式6-1により活動報告を行うものとする。</p> <p>(2) 県は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して活動報告を行うものとする。</p>	<p>第7項 活動報告等</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>1 帰署後における報告</p> <p>(1) 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式5-1、5-2により、速やかに活動報告を行うものとする。</p> <p>(2) 県は、代表消防機関と連携して、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式5-1、5-2により、速やかに活動報告を行うものとする。</p>	<p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p>
<p>4 高速自動車国道等の通行に係る報告</p> <p>(1) 緊急消防援助隊として出動した部隊の所属する消防本部は、部隊帰署後5日以内に、代表消防機関に対して別紙第2により報告するものとする。なお、活動が長期に及び部隊の交代がある場合は、交代した部隊単位で報告するものとする。</p> <p>(2) 代表消防機関は、各消防本部の報告を取りまとめ、山口県隊の最終部隊帰署後7日以内に、県及び消防庁に対して報告を行うものとする。</p> <p>第7項 その他</p> <p>1 緊急消防援助隊の車両表示 緊急消防援助隊として出動する車両は、「緊急消防援助隊山口県隊」と明示したマグネットシート又は表示幕を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。</p> <p>2 高速自動車国道等の通行 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。</p> <p>ア 被災地への出動途上等での緊急走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動中である旨</p>	<p>2 高速自動車国道等の通行に係る報告</p> <p>(1) 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後5日以内に、代表消防機関に対して別紙第3により報告するものとする。なお、活動が長期に及び小隊又は中隊の交代がある場合は、交代した小隊又は中隊単位で報告するものとする。</p> <p>(2) 代表消防機関は、各消防本部の報告を取りまとめ、山口県大隊の最終小隊等帰署（所）後7日以内に、県及び消防庁に対して報告を行うものとする。</p> <p>第8項 その他</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考																																																																
<p><u>を申し出るものとする。</u></p> <p><u>イ 被災地からの帰署（所）途上等の通常走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動途上又は帰署（所）途上である旨を申し出るとともに、車両ごとに公務従事車両証明書（別紙第3）に必要な事項を記入し提出するものとする。</u></p> <p><u>なお、緊急やむを得ず当該証明書を持参することができない場合は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通行日時及び車両登録番号等を記入し提出するものとする。</u></p> <p><u>ウ 料金収受員から別途指示があった場合は、その指示に従うものとする。</u></p> <p>3 情報共有</p> <p>(1) <u>県又は代表消防機関は、各消防本部に対して、迅速な出動や被災地での的確な活動に必要な情報の提供に努めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。</u></p> <p>4 消防本部等における事前準備</p> <p>(1) 各消防本部等は、山口県隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。</p> <p>(2) 各消防本部等は、応援用資機材・無線機、後方支援資機材、食料・飲料水（原則として72時間活動可能）等の整備に努めるものとする。</p> <p>5 航空部隊の応援等</p> <p>航空部隊に係る応援等については、<u>山口県</u>が別に定めるものとする。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>1 航空<u>中隊</u>の応援等 航空<u>中隊</u>に係る応援等については、<u>県</u>が別に定めるものとする。</p> <p>2 消防本部等における事前準備</p> <p>(1) 各消防本部等は、山口<u>県大隊</u>の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。</p> <p>(2) 各消防本部等は、応援用資機材・無線機、後方支援資機材、食料・飲料水（原則として72時間活動可能）等の整備に努めるものとする。</p>	<p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p>																																																																
<p>第4編 復旧・復興計画</p> <p>第1章 復旧・復興活動計画</p> <p>第1節 県の活動体制</p> <p>第1項 被害復旧対策本部の設置</p> <p>2 県本部の組織（4-1-2）</p> <table border="1" data-bbox="231 1297 566 1461"> <tr> <td rowspan="4">本 部 員</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td><u>危機管理監</u></td> </tr> <tr> <td>総合企画部長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第4項 班の編成及び所掌事務（4-1-6）</p> <table border="1" data-bbox="124 1539 1329 1986"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当課</th> <th>部の所掌事務</th> <th>地方機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">農林水産 対策部</td> <td rowspan="2">農林水産総務</td> <td rowspan="2">農林水産政策課</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>5 <u>農林事務所、水産事務所等</u>との連絡等に関すること。 (略)</td> </tr> <tr> <td>市場・金融</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農業振興</td> <td>農業振興課</td> <td>9 <u>農林事務所</u>との連絡等に関すること。 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農村整備</td> <td>農村整備課</td> <td>15 <u>農林事務所等</u>との連絡等に関すること。 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>畜産</td> <td>畜産振興課</td> <td>19 <u>農林事務所</u>(家畜保健衛生所)等との連絡等に関すること。 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	本 部 員	総務部長	<u>危機管理監</u>	総合企画部長	(略)	部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関	農林水産 対策部	農林水産総務	農林水産政策課	(略)	(略)	5 <u>農林事務所、水産事務所等</u> との連絡等に関すること。 (略)	市場・金融	(略)	(略)	(略)	農業振興	農業振興課	9 <u>農林事務所</u> との連絡等に関すること。 (略)	(略)	農村整備	農村整備課	15 <u>農林事務所等</u> との連絡等に関すること。 (略)	(略)	畜産	畜産振興課	19 <u>農林事務所</u> (家畜保健衛生所)等との連絡等に関すること。 (略)	(略)	<p>第4編 復旧・復興計画</p> <p>第1章 応急活動計画</p> <p>第1節 県の活動体制</p> <p>第1項 災害対策本部の設置</p> <p>2 県本部の組織（4-1-2）</p> <table border="1" data-bbox="1495 1297 1857 1461"> <tr> <td rowspan="4">本 部 員</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td><u>総務部理事（危機管理担当）</u></td> </tr> <tr> <td>総合企画部長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第4項 班の編成及び所掌事務（4-1-6）</p> <table border="1" data-bbox="1389 1539 2576 1986"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当課</th> <th>部の所掌事務</th> <th>地方機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">農林水産 対策部</td> <td rowspan="2">農林水産総務</td> <td rowspan="2">農林水産政策課</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>5 <u>農林水産事務所等</u>との連絡等に関すること。 (略)</td> </tr> <tr> <td>市場・金融</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農業振興</td> <td>農業振興課</td> <td>9 <u>農林水産事務所等</u>との連絡等に関すること。 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農村整備</td> <td>農村整備課</td> <td>15 <u>農林水産事務所等</u>との連絡等に関すること。 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>畜産</td> <td>畜産振興課</td> <td>19 <u>農林水産事務所</u>(家畜保健衛生所)等との連絡等に関すること。 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	本 部 員	総務部長	<u>総務部理事（危機管理担当）</u>	総合企画部長	(略)	部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関	農林水産 対策部	農林水産総務	農林水産政策課	(略)	(略)	5 <u>農林水産事務所等</u> との連絡等に関すること。 (略)	市場・金融	(略)	(略)	(略)	農業振興	農業振興課	9 <u>農林水産事務所等</u> との連絡等に関すること。 (略)	(略)	農村整備	農村整備課	15 <u>農林水産事務所等</u> との連絡等に関すること。 (略)	(略)	畜産	畜産振興課	19 <u>農林水産事務所</u> (家畜保健衛生所)等との連絡等に関すること。 (略)	(略)	<p>組織改正</p> <p>誤記修正</p>
本 部 員		総務部長																																																																
		<u>危機管理監</u>																																																																
		総合企画部長																																																																
	(略)																																																																	
部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関																																																														
農林水産 対策部	農林水産総務	農林水産政策課	(略)	(略)																																																														
			5 <u>農林事務所、水産事務所等</u> との連絡等に関すること。 (略)																																																															
	市場・金融	(略)	(略)	(略)																																																														
	農業振興	農業振興課	9 <u>農林事務所</u> との連絡等に関すること。 (略)	(略)																																																														
	農村整備	農村整備課	15 <u>農林事務所等</u> との連絡等に関すること。 (略)	(略)																																																														
畜産	畜産振興課	19 <u>農林事務所</u> (家畜保健衛生所)等との連絡等に関すること。 (略)	(略)																																																															
本 部 員	総務部長																																																																	
	<u>総務部理事（危機管理担当）</u>																																																																	
	総合企画部長																																																																	
	(略)																																																																	
部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関																																																														
農林水産 対策部	農林水産総務	農林水産政策課	(略)	(略)																																																														
			5 <u>農林水産事務所等</u> との連絡等に関すること。 (略)																																																															
	市場・金融	(略)	(略)	(略)																																																														
	農業振興	農業振興課	9 <u>農林水産事務所等</u> との連絡等に関すること。 (略)	(略)																																																														
	農村整備	農村整備課	15 <u>農林水産事務所等</u> との連絡等に関すること。 (略)	(略)																																																														
畜産	畜産振興課	19 <u>農林水産事務所</u> (家畜保健衛生所)等との連絡等に関すること。 (略)	(略)																																																															

現 行					修 正 案					備 考
	林務	森林企画課 森林整備課	21 農林事務所との連絡調整に関すること。 (略)	(略)		林務	森林企画課 森林整備課	21 農林水産事務所等との連絡調整に関すること。 (略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
第2章 被災者の生活再建計画					第2章 被災者の生活再建計画					
第1節 被災者の生活確保					第1節 被災者の生活確保					
第1項 生活相談(4-2-2)					第1項 生活相談(4-2-2)					事務分掌の変更
部 局	課(室)名	係(班)名	主な相談業務内容		部 局	課(室)名	係(班)名	主な相談業務内容		
健康福祉部	厚政課	総務管理班	災害援護資金の貸付		健康福祉部	厚政課	総務管理班	災害援護資金の貸付		
		地域保健福祉	生活福祉資金の貸付 被災者生活再建支援制度				地域保健福祉	生活福祉資金の貸付		
	こども家庭	(略)	(略)			こども家庭	(略)	(略)		
第6項 生活資金の確保					第6項 生活資金の確保					誤記修正
1 生活福祉資金の貸付け(4-2-5)					1 生活福祉資金の貸付け					
(1) 資金の種類					(1) 資金の種類(4-2-5)					
資金の種類は、総合支援資金、福祉資金、 <u>教育支援金</u> 、不動産担保型生活資金がある。					資金の種類は、総合支援資金、福祉資金、 <u>教育支援資金</u> 、不動産担保型生活資金がある。					
3 県市町中小企業勤労者小口資金(4-2-6)					3 県市町中小企業勤労者小口資金(4-2-6)					利率変更
(3) 利率 年2.0%					(3) 利率 <u>年1.63%(保証料別途)</u>					
4 災害援護資金の貸付け(4-2-7)					4 災害援護資金の貸付け(4-2-7)					災害弔慰金の支給等に関する法律施行令等の改正に伴う修正
貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件		貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件		
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		
			(4) 償還方法 年賦又は半年賦					(4) 償還方法 年賦、 <u>半年賦又は月賦</u>		
			(5) 貸付利率 年3%					(5) 貸付利率 <u>年3%以内で条例で定める額</u>		
			(6) 保証人 原則として、同一市町に居住する者1名					(6) 保証人 <u>各市町の条例による</u>		
第9項 被災者生活再建支援金の支給					第9項 被災者生活再建支援金の支給					組織名変更
3 支援金の支給申請等(4-2-10)					3 支援金の支給申請等(4-2-10)					
③ 支援金支給に係る手続き					③ 支援金支給に係る手続き					
第10項 罹災証明書の交付(4-2-10)					第10項 罹災証明書の交付(4-2-10)					被災者生活再建支援システム導入に伴う修正
市町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。					市町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、 <u>必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して</u> 、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。					
第11項 被災者台帳(4-2-11)					第11項 被災者台帳(4-2-11)					被災者生活再建支援システム導入に伴う修正
1 作成					1 作成					
市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。					市町は、必要に応じて <u>被災者生活再建支援システムを活用して</u> 、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。					

現 行	修 正 案	備 考
<p>第3章 公共施設の災害復旧・復興計画</p> <p>第2節 災害復旧事業の推進</p> <p>第5項 災害復旧事業に係る資金の確保（4-3-3）</p> <p>県及び市町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、(略)</p> <p>2 地方債</p> <p>災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債としては、次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 単独災害復旧事業債</p> <p>(4) 地方公営企業等災害復旧事業債</p> <p>(5) 災害復旧事業債</p> <p>(6) 小災害債</p>	<p>的な実施に努めるものとする。</p> <p>第3章 公共施設の災害復旧・復興計画</p> <p>第2節 災害復旧事業の推進</p> <p>第5項 災害復旧事業に係る資金の確保（4-3-3）</p> <p>県及び市町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために国庫補助金の申請、起債の同意等、短期融資の導入、基金の活用、(略)</p> <p>2 地方債</p> <p>災害復旧事業等の対象となる地方債としては、次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 一般単独災害復旧事業債</p> <p>(4) 地方公営企業災害復旧事業債</p> <p>(5) 火災復旧事業債</p> <p>(6) 小災害復旧事業債</p>	<p>誤記修正</p>